

第42回 労働政策審議会障害者雇用分科会 議事次第

1 日時

平成21年12月2日（水） 10:00～12:00

2 場所

厚生労働省 共用第8会議室（6階）

3 議題

- (1) 労働・雇用分野における障害者権利条約への対応に関して検討すべき
具体的論点（「権利保護（紛争解決手続）の在り方」）について
- (2) その他

4 資料

- 1 労働・雇用分野における障害者権利条約への対応について（「権利保護（紛争解決手続）の在り方」について中間整理の抜粋）
- 2 海外における差別に係る裁判外紛争処理の例

5 参考資料

- 1 平成20年度障害者雇用実態調査結果の概要について
- 2 平成21年6月1日現在の障害者の雇用状況について

労働・雇用分野における障害者権利条約への対応について （「権利保護（紛争解決手続）の在り方」について中間整理の抜粋）

第4 権利保護（紛争解決手続）の在り方

1 企業内における紛争解決手続

- 「合理的配慮」は、個別の労働者の障害や職場の状況に応じて、使用者側と障害者側の話し合いにより適切な対応が図られるものである。本来的には、企業の十分な理解の上で自主的に解決されるべきものであるとの意見が大勢であった。【再掲】
- 企業の提供する合理的配慮について障害者が不十分と考える場合に、それを直ちに外部の紛争解決に委ねるのではなく、企業内で、当事者による問題解決を促進する枠組みが必要との意見が大勢であった。

2 外部機関等による紛争解決手続

- 障害者に対する差別や合理的配慮の否定があり、企業内で解決されない場合には、外部機関による紛争解決が必要となるが、訴訟によらなければ解決しないような仕組みは適切ではなく、簡易迅速に救済や是正が図られる仕組みが必要との意見が大勢であった。
- 紛争解決手続としては、差別があったか否か、合理的配慮が適切に提供されたか否かを、いわゆる準司法的手続（例えば行政委員会による命令）のような形で判定的に行うというよりはむしろ、どのような配慮がなされることが適切か、何らかの差別が生じていた場合にはどのような措置を講ずることが適切か等について、第三者が間に入って、あっせんや調停など、調整的に解決を図ることが適切ではないか、との意見が大勢であった。【再掲】
- 紛争を処理する委員会を、国・行政から独立した機関・第三者機関として新たに設ける必要があるとの意見があった。一方、新たな機関ではなく、既にある労働審判や紛争調整委員会等を、権限の強化（出頭命令等）や体制の強化（当事者の参画）をした上で活用した方がいいのではないかと、との意見があった。
- 当事者間の自主的解決が困難な場合に、国の行政委員会等の形でいわゆる準司法的手続を設けることについては、結局はそこでは解

決せず、裁判まで行ってしまい、解決までに時間がかかってしまうのではないか、との意見があった。また、このような準司法的手続を設ける場合には、手続や証拠の採否、立証等の厳格さをどこまで求めるべきかについても考える必要があるのではないか、との意見があった。

- 外部機関による紛争解決手続を設ける場合には、労働法の専門家や障害者も入って調整機能を果たすような形がいいのではないか、との意見があった。
- 行政手続で解決されない事案については、労働審判を活用することが考えられるとの意見があった。
- 紛争解決機関とは別に、差別事例やその救済状況等、条約の実施状況を監視し、又は周知等を行うモニタリング機関¹についても検討すべきではないか、との意見があった。

海外における差別に係る裁判外紛争処理の例

1 アメリカ

(1) 救済機関

- 雇用機会均等委員会 (Equal Employment Opportunity Commission(EEOC))
＜根拠法；1964年公民権法＞

(救済手続の概要)

- 障害等を理由とする雇用差別について、相談、調査、調整、提訴等を行う。
 - ・ 雇用差別の救済を求める場合、差別の被害者は裁判所に提訴する前にEEOCへの申立をしなければならない（申立期限は差別行為のあった日から原則として180日以内）。
 - ・ 申立について調査を行い、ADA違反であると信じるに足る合理的根拠がある場合、協議、調整、説得を通して差別を排除するよう努めなければならない。
 - ・ 調査・調整を行っている180日間はEEOCが排他的管轄権を有し、当該手続により差別が解決されない場合、EEOCが原告となって訴訟を提起することができる。180日を経過してもEEOCが提訴しない場合、被害者への訴権付与により司法上の救済手続を開始することができる。

(2) 企業内手続の例

- インフォーマルな相互関与プロセス
 - ・ 使用者の義務として法定されているものではないが、EEOCにおいては、合理的配慮を提供する際の使用者と障害者との協議のプロセスが適切な合理的配慮を提供するための重要なツールであると位置づけられている。

2 イギリス

(1) 救済機関

- ① 平等人権委員会 (Equality and Human Rights Committee(EHRC)) <根拠法；2006年平等法＞

(救済手続の概要)

- 障害を理由とする差別等について、調査、不法行為通告、提訴等を行う。
 - ・ 調査により不法行為が認められた場合、対象者に不法行為通告を行い、不法行為の反復・継続を避けるための行動計画の策定・遂行を求めることができる。
 - ・ 裁判所に対し不法行為の差止め命令を求めることができる。

- ・ 自ら訴訟を提起し、又は訴訟への参加を行うことができる。

② 助言あっせん仲裁局 (Advisory, Conciliation and Arbitration Service (ACAS))
〈根拠法；1975年雇用保護法〉

(救済手続の概要)

- 労使関係の改善を促進するため、労使紛争のあっせん、調停、仲裁、助言等を行う。
 - ・ 事業主、労働者に対し雇用慣行の改善や問題解決のためのアドバイスを行う。
 - ・ 集团的労使紛争、個人からの権利侵害の申立の双方に係るあっせん、仲裁を行う。
 - ・ 個人が雇用審判所に事件を申し立てた場合、ACASに送付され、当事者双方が希望する場合はあっせんによる解決を図る。

(2) 企業内手続の例

- 苦情処理手続の設置
 - ・ 苦情の提出、事業主による調査、苦情に関する決定及び労働者による不服のアップールに関する手続の設置が義務付けられている。

3 ドイツ

(1) 救済機関

- 連邦反差別局 (Antidiskriminierungsstelle) 〈根拠法；一般均等待遇法 (2006年8月14日の平等待遇原則の実現のための欧州指令を実施するための法律)〉

(救済手続の概要)

- 障害等を理由とする差別について、相談、法的手続きに関する情報提供、他の相談機関の紹介、仲裁等を行う。
 - ・ 不利益な取扱いからの保護に関する請求権及び法的な進め方の可能性について情報を提供することができる。
 - ・ 他の機関 (反差別団体や連邦議会・連邦政府の委員等) による助言をあっせんする。
 - ・ 関係当事者に対し、中立的な立場での意見の表明、和解案の提示等を行う。

(2) 企業内手続の例

- 就業者の不服申立権
 - ・ 就業者が不利益的取扱いを受けたと感じた場合、事業所等の担当部署に不服を申し立てる権利を有する。
- 重度障害者代表委員
 - ・ 5人以上の重度障害者が常用雇用されている事業所等で選出され、関係法

令・協約や合理的配慮提供義務等の実施状況の監視、重度障害者からの提案・苦情の受付及び雇用主との交渉等を行う。

4 フランス

(1) 救済機関

- 高等差別禁止平等対策機関（根拠法；La haute autorité de lutte contre les discriminations et pour l'égalité (HALDE)) <高等差別禁止平等対策機関の設置に関する2004年12月30日の法律>

(救済手続の概要)

- 障害等を理由とする差別について、調査、調停、和解案の提示、勧告等を行う。
 - ・ 差別被害者に限らず、国会議員や欧州議会フランス代表を介したHALDEへの提訴や設立後5年以上の差別問題に携わる非営利組織との共同での提訴が可能。また、被害者に通知し、かつその被害者の反対がないことを条件にHALDEが職権で差別事件を扱うことができる。
 - ・ 調査に基づき、調停の斡旋や和解案の提示を行い、勧告を作成する。
 - ・ 和解金・賠償金の支払いによる和解を提案し、和解案が拒否された場合又は和解が不履行の場合は公訴手続を開始することができる。

(2) 企業内手続の例

- 従業員代表委員
 - ・ 従業員を11人以上雇用している事業所において選出される。従業員代表委員は、差別が確認された場合、使用者にその事実を訴えることができ、使用者又はその代表は、直ちに従業員代表とともに調査を行い、改善のために必要な措置を講じなければならないとされている。

(資料出所)

- ※ 「労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会」第2回・第3回における有識者ヒアリング資料（米国；長谷川珠子氏、ドイツ；指田忠司氏、フランス；永野仁美氏各提出資料）、独立行政法人高齢・障害者高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター調査研究報告書 No. 87 「障害者雇用にかかる「合理的配慮」に関する研究」（2008年3月）、同センター資料シリーズ No. 41 「諸外国における障害者雇用施策の現状と課題」（2008年4月）、独立行政法人労働政策研究・研修機構労働政策研究報告書「企業内紛争処理システムの整備支援に関する調査研究」（No97, 2008）に基づき、事務局作成。

平成21年11月13日
職業安定局高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課地域就労支援室
(担当・内線) 室長 藤井 礼一
室長補佐 秋場 美紀子(5837)
(電話代表) 03(5253)1111
(F A X) 03(3502)5394

平成 20 年度障害者雇用実態調査結果の概要について

平成 20 年度障害者雇用実態調査の調査結果について、今般とりまとめましたので公表します。

(ポイント)

1 事業所調査の結果

- 前回(平成 15 年度)と比較して、週所定労働時間が週 20 時間以上 30 時間未満の短時間労働者の割合が増加。
 - ・身体障害者 14.7%(対前回比 6.7%増)
 - ・知的障害者 13.2%(同 10.4%増)
 - ・精神障害者 24.8%(同 20.4%増)
- 正社員の割合をみると、身体障害者は 64.4%、知的障害者は 37.3%、精神障害者は 46.7%。
- 平均賃金については、身体障害者は 25 万 4 千円、知的障害者は 11 万 8 千円、精神障害者は 12 万 9 千円。
- 配慮している事項としては、身体障害者と精神障害者については、「配置転換等人事管理面についての配慮」が、知的障害者については、「工程の単純化等職務内容の配慮」が最も多く、前回と同様の傾向。

2 個人調査の結果

- 職場における改善が必要な事項や要望として最も多い項目は次のとおり。
 - ・身体障害者「労働条件・時間面での配慮」 40.4%
 - ・知的障害者「今の仕事をずっと続けたい」 56.7%
 - ・精神障害者「調子の悪い時に休みをとりやすくする。」 30.8%
- 将来に対する不安として最も多い項目は次のとおり。
 - ・身体障害者「老後の生活が維持できるか」 64.8%
 - ・知的障害者「親がいなくなったら生活を助けてくれる人がいなくなる」 38.2%
 - ・精神障害者「仕事を続けられるかどうか」 83.0%

調査の概況は以下のとおりです。

【調査の概要】(詳細は別添のとおり)

本調査は、民間事業所における障害者の雇用の実態を把握するため、5年ごとに実施しているものであり、以下の2つの調査を実施した。

1 事業所調査

全国の従業員5人以上の民営事業所約7,500事業所を対象に、雇用している障害者の障害の種類・程度、賃金、労働時間等について調査した。回収数は5,511事業所(回収率73.2%)であった。

2 個人調査

事業所調査の対象事業所に常用雇用されている身体障害者、知的障害者及び精神障害者を対象に、職業生活に対する意識等について調査した。回収数は、身体障害者12,393人(回収率61.4%)、知的障害者1,678人(回収率68.8%)、精神障害者311人(回収率41.2%)であった。

【調査結果の概要】(詳細は別添のとおり)

1 事業所調査

(1) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況

障害者の雇用状況については、産業別、事業所規模別の回収結果をもとに復元を行った推計値を利用して分析を行った。

ア 障害の種類・程度別の雇用状況

身体障害者について、障害の種類別にみると、肢体不自由が36.6%、内部障害が34.6%、聴覚言語障害が16.8%となっている。

知的障害者については、重度が36.3%、重度以外が45.7%となっている。

精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳により精神障害者であることを確認している者が45.6%、医師の診断等により確認している者が53.6%となっている。

精神障害者保健福祉手帳の等級をみると、2級が21.3%で最も多くなっている。また、医師の診断等による確認のうち、最も多い疾病は「そううつ病」で35.6%となっている。

イ 雇用形態

雇用形態をみると、身体障害者は64.4%、知的障害者は37.3%、精神障害者は46.7%が正社員となっている。

ウ 労働時間

週所定労働時間をみると、身体障害者は82.8%、知的障害者は79.1%、精神障害者は73.1%が週30時間以上となっている。

エ 職業

職業別にみると、身体障害者は事務的職業が25.5%と最も多く、知的障害者は生産工程・労務の職業が51.9%と最も多く、精神障害者は専門的、技術的職業が40.2%と最も多くなっている。

オ 賃金

平成20年10月の平均賃金をみると、身体障害者は25万4千円、知的障害者は11万8千円、精神障害者は12万9千円となっている。

カ 勤続年数

平均勤続年数をみると、身体障害者及び知的障害者は9年2月、精神障害者は6年4月となっている。

(注) 採用後に身体障害者となった者については、身体障害者手帳の交付年月を、採用後に精神障害者となった者については、事業所において精神障害者であることを確認した年月を起点とした勤続年数である。

(2) 障害者雇用にあたっての課題・配慮事項

障害者を雇用する際の課題としては、身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに、「会社内に適当な仕事があるか」が最も多くなっている。

また、雇用している障害者への配慮事項としては、身体障害者と精神障害者については、「配置転換等人事管理面についての配慮」が、知的障害者については、「工程の単純化等職務内容の配慮」が最も多くなっている。

(3) 関係機関に期待する取組み

障害者を雇用する上で関係機関に期待する取組みとしては、身体障害者については、「障害者雇用支援設備・施設・機器の設置のための助成・援助」が最も多く、知的障害者及び精神障害者については、「具体的な雇用ノウハウについて相談できる窓口の設置」が最も多くなっている。

2 個人調査

(1) 身体障害者

ア 職場における改善等が必要な事項

仕事を続けていく上で、さらに改善・充実・整備が必要とされていることは、「労働条件・時間面での配慮」が40.4%で最も多く、次いで「能力に応じた評価、昇進・昇格」(31.0%)、「コミュニケーション手段や体制の整備」(30.0%)となっている。

イ 仕事に関する相談相手

仕事に関する相談相手については、「家族・親戚」(44.1%)、「職場の同僚・友人」(40.8%)、「職場の上司や人事担当者」(34.7%)が順に多くなっている。

ウ 将来への不安

将来に対する不安について、「ある」と回答した者は70.4%おり、不安に思っている事項としては、「老後の生活が維持できるか」(64.8%)、「仕事を続けられるかどうか」(62.6%)が多くなっている。

(2) 知的障害者

ア 就職にあたっての相談相手

就職にあたっての相談相手については、「家族」「学校の先生」が27.8%で最も多く、次いで公共職業安定所(12.4%)となっている。

イ 職場での要望事項

現在の職場での要望事項については、「今の仕事をずっと続けたい」が56.7%と最も多く、次いで「ほかの仕事もしてみたい」「職場で困ったときに相談できる人がほしい」が10.7%となっている。

ウ 職場で困った時の相談相手

職場で困ったときの相談相手については、「職場の上司」(30.6%)、「職場でいっしょに働いている人」(27.0%)が順に多くなっている。

エ 将来への不安

将来に対する不安について、「ある」と回答した者は 53.3%おり、その理由としては、「親がいなくなったら生活を助けてくれる人がいなくなる」(38.2%)、「いまの仕事をつづけていけるかどうかわからない」(26.0%)が多くなっている。

(3) 精神障害者

ア 就職に際しての相談先

就職に際しての相談先については、公共職業安定所が 43.4%と最も多く、次いで「自分で探した」が 23.5%となっている。

イ 職場における改善等が必要な事項

仕事を続けていく上で、さらに改善・充実・整備が必要とされていることは、「調子の悪いときに休みを取りやすくする」が 30.8%と最も多く、次いで「業務遂行の援助や本人、周囲に助言する者等の配置」が 29.5%と多くなっている。

ウ 仕事に関する相談相手

仕事に関する相談相手については、「家族・親戚」(40.8%)、「医療機関(主治医)」(37.3%)、「職場の上司や人事・健康管理担当者」(33.8%)が順に多くなっている。

エ 将来への不安

将来に対する不安について、「ある」と回答した者は 83.3%おり、不安に思っている事項としては「仕事を続けられるかどうか」(83.0%)、「老後の生活が維持できるか」(60.6%)が多くなっている。

調査の概要

1 目的

この調査は、主要産業の民営事業所の事業主に対し、雇用している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用者数、賃金、労働時間、職業、雇用管理上の措置等を産業、事業所規模、障害の種類、程度、障害者の年齢別に調査するとともに、雇用されている身体障害者、知的障害者及び精神障害者本人に対し、属性、職場環境・職場生活、相談相手、仕事・職場生活以外の活動、将来の不安等を調査し、その実態を明らかにし、今後の障害者の雇用施策の検討及び立案に資することを目的として調査を行った。

2 調査の対象

(1) 事業所調査

日本標準産業分類(平成19年11月改定)に基づく16大産業〔「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業(家事サービス業を除く)」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)」〕に属する常用労働者5人以上を雇用する民営事業所のうち無作為に抽出した約7,500事業所を対象とした。

(2) 個人調査

上記(1)の事業所調査の対象事業所に雇用されている身体障害者、知的障害者及び精神障害者を対象とした。

3 調査方法

調査票は、事業所に対する「事業所票」と雇用されている障害者本人に対する「個人票」に分けられ、個人票はさらに、身体障害者用の「個人票A」、知的障害者用の「個人票B」及び精神障害者用の「個人票C」からなる。

これらの調査票は実地自計の方法で記入し、各公共職業安定所を通じて回収した。

4 調査実施時点

平成20年11月1日現在。ただし、事業所票のうち、賃金及び労働時間については平成20年10月中。

5 回収及び推計

(1) 回収率

事業所票の回答事業所数は5,511事業所で、回収率は73.2%であった。

個人票の回答者数は、個人票A(身体障害者用)が12,393人(回収率61.4%)、個人票B(知的障害者用)が1,678人(回収率68.8%)、個人票C(精神障害者

用) が 311 人 (回収率 41.2%) であった。

(注) 個人票の回収率は、事業所票の回答事業所で雇用されている障害者数を分母として計算した。集計には、事業所票の回答がなかった事業所に雇用されている障害者からの回答も含まれる。

(2) 推計方法

事業所票の障害者数については、産業別、規模別に回収事業所数/母集団事業所数の逆数を復元倍率として推計して表示している。

個人調査については実数である。

6 主な用語の定義

(1) 身体障害者

身体障害者とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。)に規定される身体障害者をいう。原則として身体障害者手帳の交付を受けている者をいうが、身体障害者手帳の交付を受けていなくても、指定医又は産業医(内部障害者の場合は指定医に限る。)の診断により確認されている者も含む。

この調査の障害の種類、程度の集計区分は次のとおりとした。

イ 障害の種類

視覚障害	視覚障害
聴覚言語障害	聴覚、平行機能、音声又は言語機能
肢体不自由	上肢切断、上肢機能、下肢切断、下肢機能、体幹機能、脳病変上肢機能、脳病変移動機能
内部障害	心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱直腸機能、小腸機能
重複障害	身体障害の重複、身体障害と精神障害の重複

ロ 障害の程度

重度	身体障害者程度等級表の 1 級、2 級
中度	身体障害者程度等級表の 3 級、4 級
軽度	身体障害者程度等級表の 5 級、6 級

(2) 知的障害者

知的障害者とは、法に規定される知的障害者をいう。具体的には児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによって知的障害があると判定された者をいう。

また、重度知的障害者とは次のイからハまでのいずれかの者をいう。

イ 療育手帳(愛の手帳等他の名称の場合も)で程度が「A」とされている者

ロ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医から療育手帳の「A」に相当する判定書をもっている者

ハ 障害者職業センターで重度知的障害者と判定された者

(3) 精神障害者

精神障害者とは、法に規定される精神障害者をいう。具体的には次のイ又はロの者であって、症状が安定し、就労可能な状態の者をいう。

イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ロ イ以外の者であって、産業医、主治医等から統合失調症、そううつ病又はてんかんの診断を受けている者

(4) 障害者となった時点

身体障害者については、身体障害者となった時点である。

精神障害者については、採用時点で事業所が精神障害を承知していた場合のみ「採用前」としており、採用後に精神障害者となった場合や、採用時点では事業所が精神障害者であることを承知していなかったが採用後に精神障害者であることを確認した場合は「採用後」としている。

(5) 月間総実労働時間

平成20年10月の所定内実労働時間と超過実労働時間の合計である。

「所定内労働時間」とは、事業所の規則等で定められた所定労働時間（所定労働日における始業時刻から終業時刻まで）において実際に就業した時間である。

「超過実労働時間」とは、残業、早出、休日出勤等の実労働時間である。

(6) 正社員

契約期間の定めのない（定年により定められているものを除く。）社員であり、他企業への出向者は除いている。

(7) 正社員以外

(6)の正社員以外の雇用形態であり、出向社員、派遣労働者、パートタイマー、臨時・日雇、契約・登録社員、嘱託等をいう。

(8) 賃金

労働契約・労働協約・就業規則等により予め定められている支給条件、算定方法によって支給される給与であって、超過勤務手当も含む。

(9) 勤続年数

事業所に採用されてから平成20年11月1日までの勤続年数をいう。

ただし、採用後に身体障害者となった者については、身体障害者手帳の交付年月を、採用後に精神障害者となった者については、事業所において精神障害者であることを確認した年月を、それぞれ起点としている。

7 利用上の注意

(1) 産業分類の表章

集計に当たっては、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（家事サービス業を除く）」及び「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）」の3分類を合算し、「サービス業」として表章している。

(2) 表章単位

事業所調査による障害者の雇用状況については、復元を行った推計値であり、原則として千人単位で表章しているが、構成比（％）については、1人単位で算出し、小数第2位を四捨五入した数値を表示している。

なお、構成比以外の数値についても、表章単位未満は四捨五入している。

(3) 図に用いた符号は、次のとおりである。

「0.0」・・・単位未満

調査結果の概要

I 事業所調査

1 身体障害者の雇用について

(1) 雇用者数

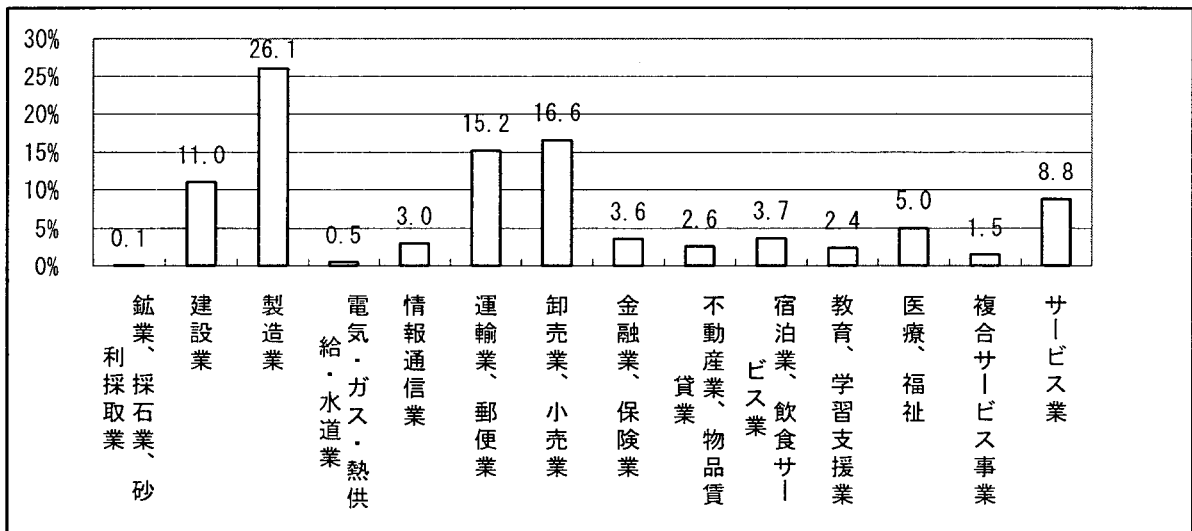
平成 20 年 11 月時点で回答事業所 (5,511 社) において雇用されている身体障害者は 20,179 人であり、復元すると推計 34 万 6 千人であった。

以下の分析においては、全て推計値を用いている。

(2) 産業別

産業別にみると、製造業で 26.1%と最も多く雇用されている。次いで、卸売業、小売業 16.6%、運輸業、郵便業 15.2%となっている。

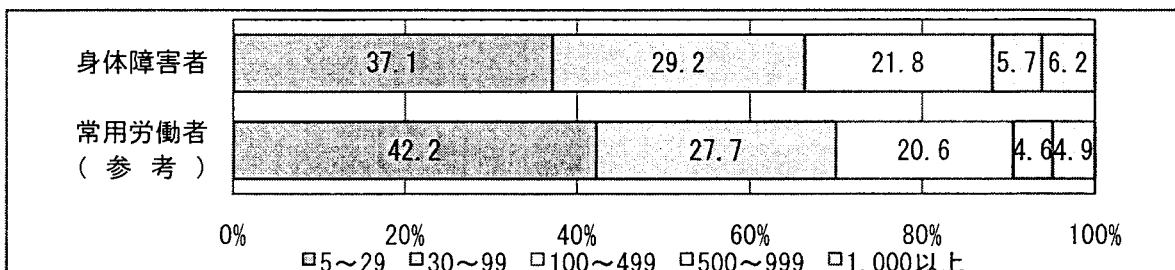
図 1-1 産業別



(3) 事業所規模別

事業所規模別にみると、5~29 人規模で 37.1%と最も多く、次いで 30~99 人規模 29.2%、100~499 人規模 21.8%、1,000 人以上規模、500~999 人規模の順になっている。常用労働者と比較すると、身体障害者の雇用は 5~29 人規模で少なくなっている。

図 1-2 事業所規模別



(注) 常用労働者は厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査月報（平成 20 年 11 月分）」より算出。

(4) 性別

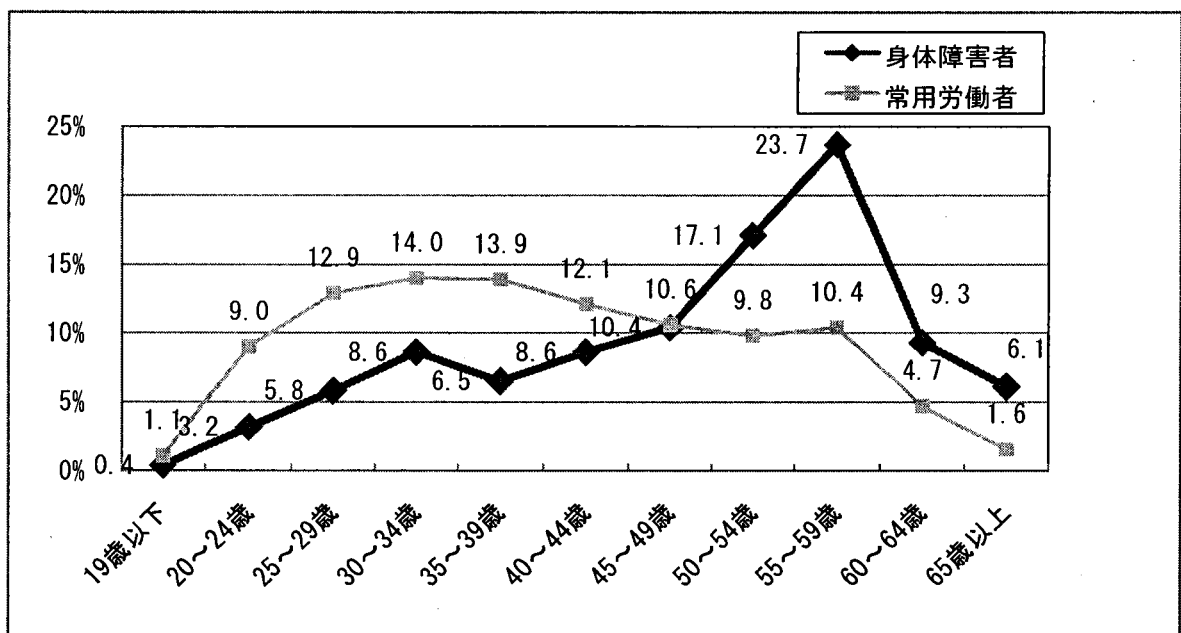
性別にみると、男子 79.4%、女子 20.0%、無回答 0.6%となっている。

(5) 年齢階級別

年齢階級別にみると、55～59 歳層が 23.7%と最も割合が高くなっている。

常用労働者と比較すると、身体障害者の雇用は、49 歳以下の層で割合が低く、50 歳以上の層で割合が高くなっている。

図 1-3 年齢階級別

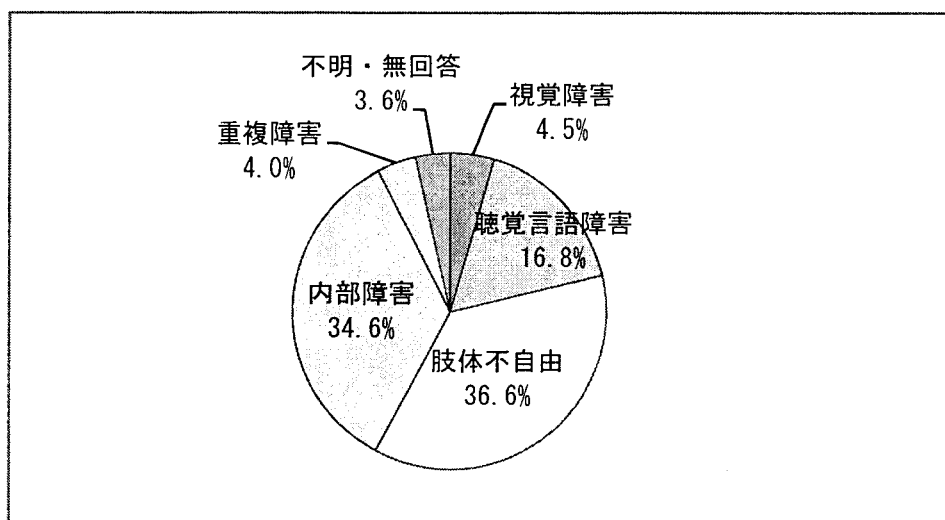


(注) 常用労働者は厚生労働省大臣官房統計情報部「平成 20 年賃金構造基本統計調査報告」より算出。

(6) 障害の種類別

障害の種類別にみると、肢体不自由が 36.6%を占め、次いで、内部障害が 34.6%、聴覚言語障害が 16.8%となっている。

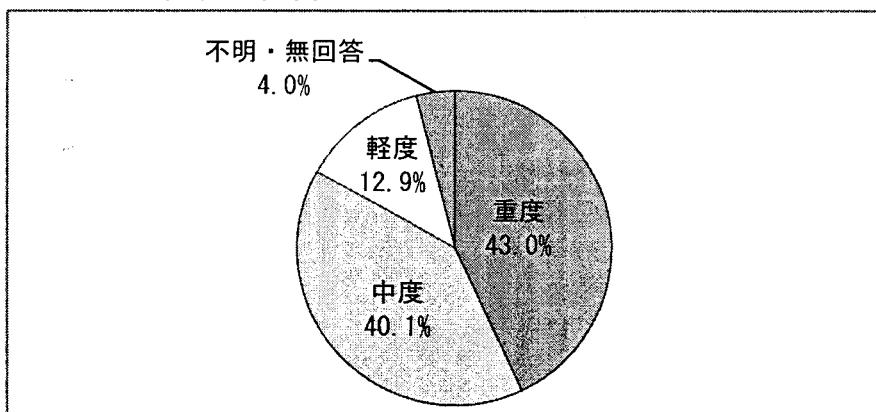
図1-4 障害の種類別



(7) 障害の程度別

障害の程度別にみると、重度が43.0%を占め、次いで中度が40.1%、軽度が12.9%となっている。

図1-5 障害の程度別



(8) 障害者となった時点

障害者となった時点別にみると、事業所の採用前が58.0%、採用後が31.2%、無回答が10.7%となっている。

(9) 雇用形態・労働時間別

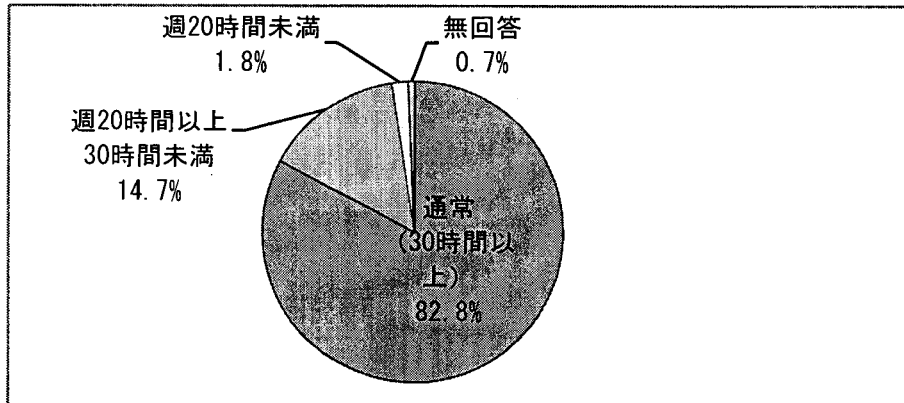
雇用形態別にみると、正社員が64.4%、正社員以外が25.5%、無回答が10.1%となっている。

また、概ね1ヶ月以上にわたり休職している身体障害者の割合は、2.2%となっている。

週所定労働時間別にみると、通常(30時間以上)が82.8%と最も多く、次いで20時間以上30時間未満が14.7%となっている。

週所定労働時間別の月間総実労働時間の平均は、通常（30時間以上）が168時間、20時間以上30時間未満の者が96時間、20時間未満の者が55時間となっている。

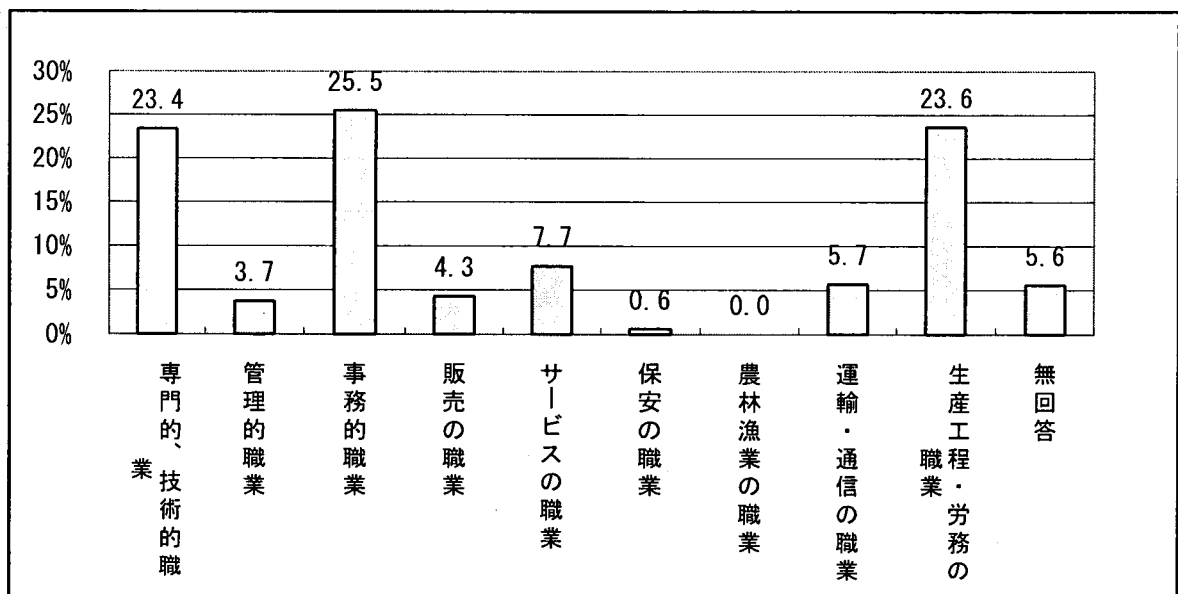
図1-6 週所定労働時間別



(10) 職業別

職業別にみると、事務的職業が25.5%と最も多く、次いで生産工程・労務の職業（23.6%）、専門的、技術的職業（23.4%）の順に多くなっている。

図1-7 身体障害者の職業



(11) 賃金の状況

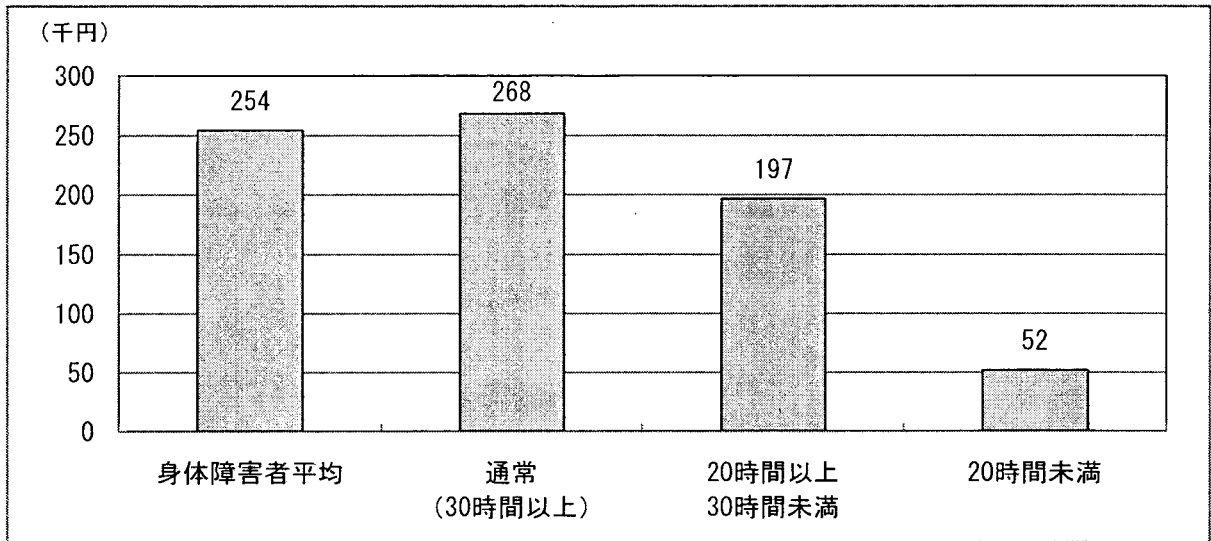
身体障害者の1か月の平均賃金は、25万4千円となっている。

週所定労働時間別にみると、通常（30時間以上）の者が26万8千円、20時間以上30時間未満の者が19万7千円、20時間未満の者が5万2千円となっている。

なお、賃金の支払形態は、月給制が66.5%、日給制が3.8%、時給制が27.0%、

その他が2.2%、無回答が0.6%となっている。

図1-8 週所定労働時間別平均賃金



(12) 勤続年数

身体障害者の平均勤続年数は9年2月となっている。

2 知的障害者の雇用について

(1) 雇用者数

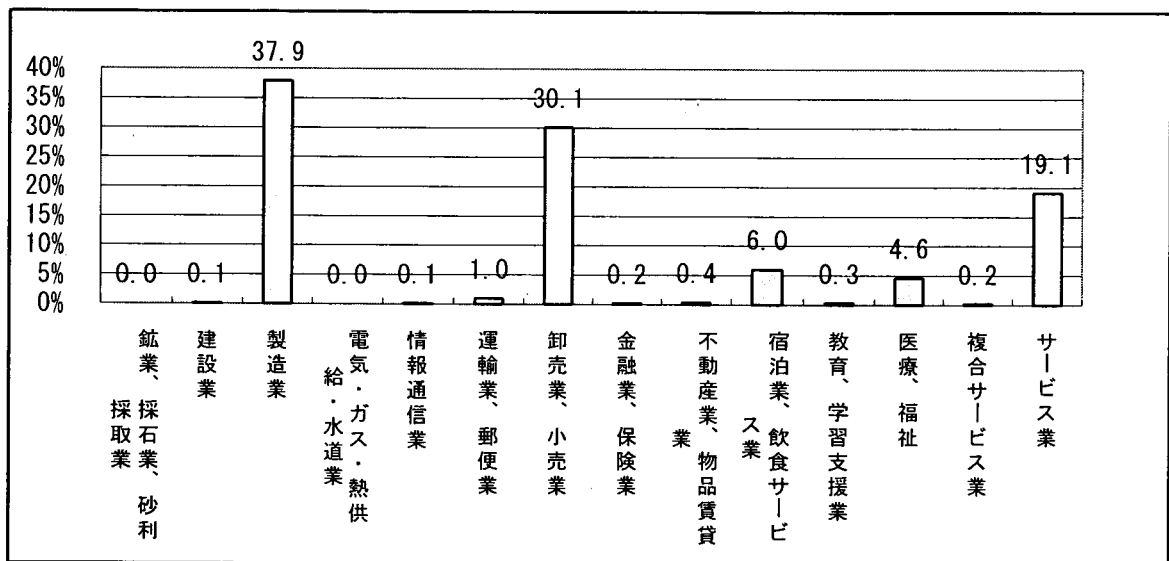
平成 20 年 11 月時点で回答事業所 (5,511 社) において雇用されている知的障害者は 2,438 人であり、復元すると推計 7 万 3 千人であった。

以下の分析においては、全て推計値を用いている。

(2) 産業別

産業別にみると、製造業で 37.9%と最も多く雇用されている。次いで、卸売業、小売業 30.1%、サービス業 19.1%となっている。

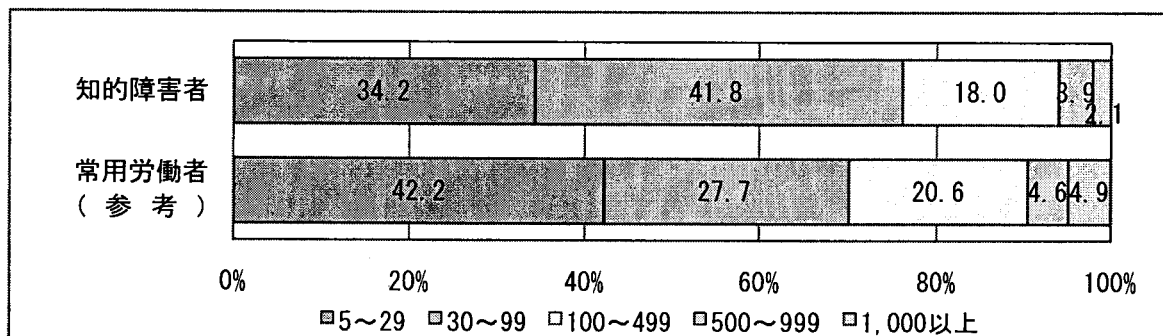
図 2-1 産業別



(3) 事業所規模別

事業所規模別にみると、30~99 人規模で 41.8%と最も多く、次いで 5~29 人規模 34.2%、100~499 人規模 18.0%、500~999 人規模、1,000 人以上規模の順になっている。常用労働者と比較すると、知的障害者の雇用は 5~29 人規模で少なくなっている。

図 2-2 事業所規模別



(注) 常用労働者は厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査月報（平成 20 年 11 月分）」より算出。

(4) 性別

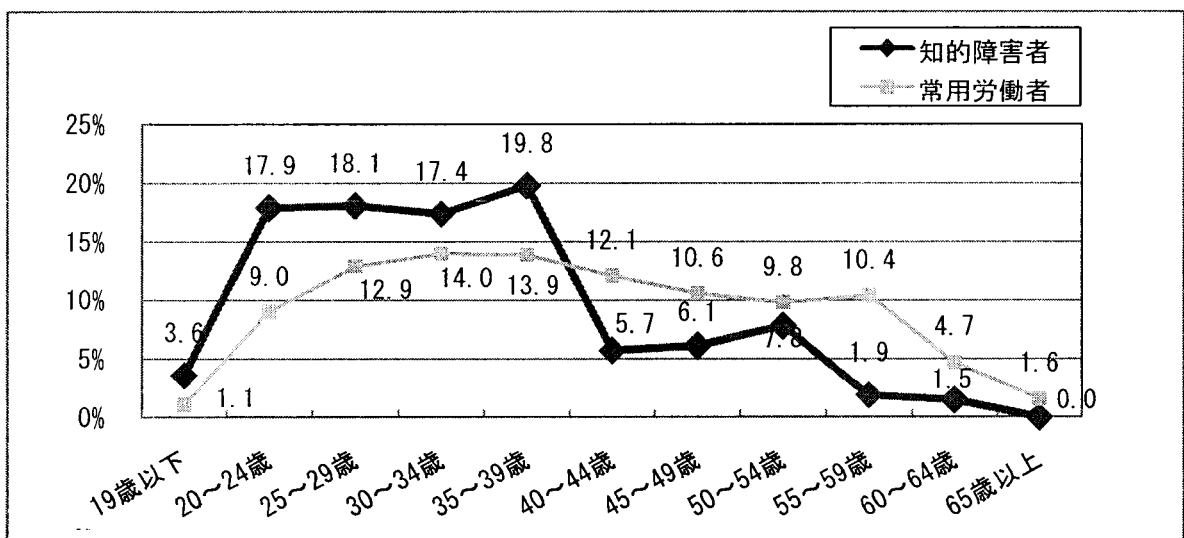
性別にみると、男子 72.3%、女子 23.3%、無回答 4.4%となっている。

(5) 年齢階級別

年齢階級別にみると、35～39 歳層が 19.8%と最も割合が高くなっている。

常用労働者と比較すると、知的障害者の雇用は、39 歳以下の層で割合が高く、40 歳以上の層で割合が低くなっている。

図 2-3 年齢階級別

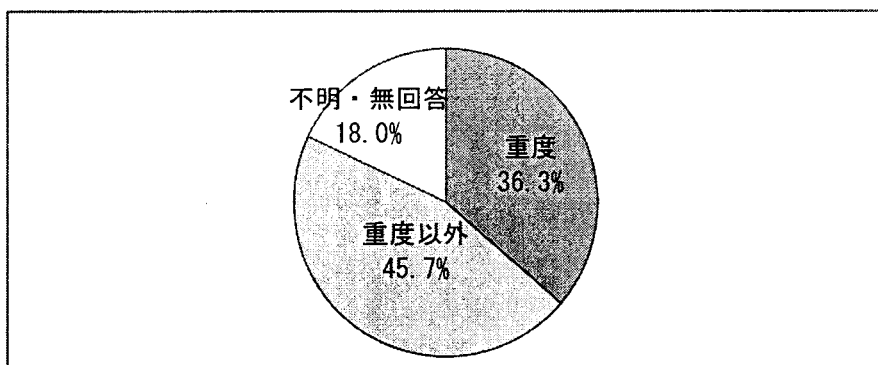


(注) 常用労働者は厚生労働省大臣官房統計情報部「平成 20 年賃金構造基本統計調査報告」より算出。

(6) 程度別

障害の程度別にみると、重度が 36.3%を占め、重度以外が 45.7%を占めている。

図 2-4 程度別



(7) 雇用形態・労働時間別

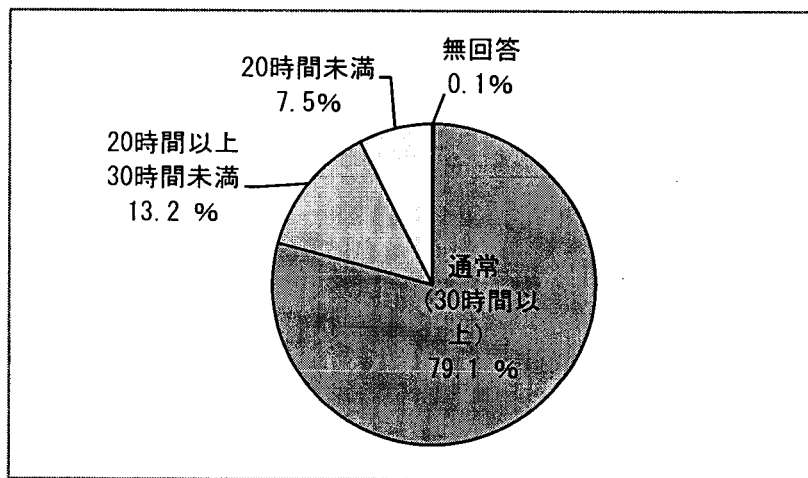
雇用形態別にみると、正社員が 37.3%であり、正社員以外が 62.6%、無回答が 0.0%となっている。

また、概ね 1ヶ月以上にわたり休職している知的障害者の割合は、0.2%となっている。

週所定労働時間別にみると、通常（30時間以上）が 79.1%と最も多く、次いで 20時間以上 30時間未満が 13.2%となっている。

週所定労働時間別の月間総実労働時間の平均は、通常（30時間以上）が 154時間、20時間以上 30時間未満の者が 106時間、20時間未満の者が 62時間となっている。

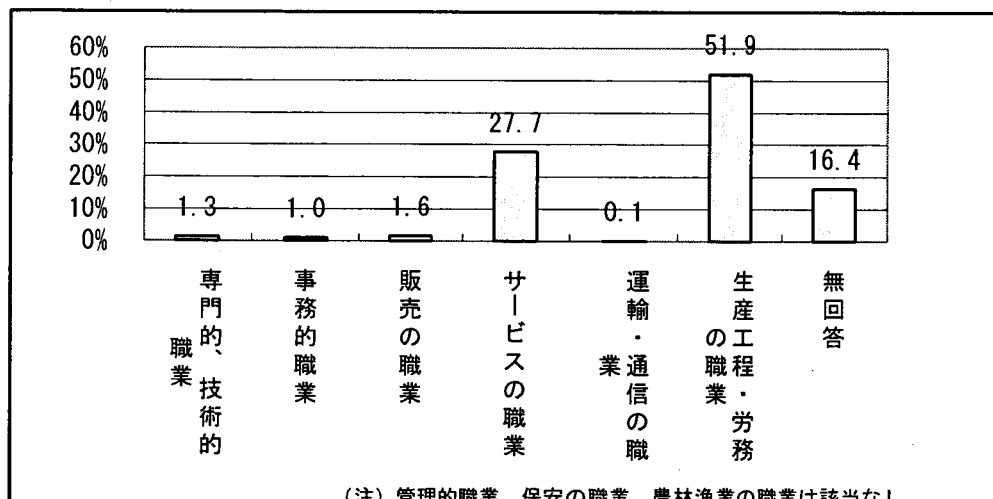
図 2-5 週所定労働時間別



(8) 職業別

職業別にみると、生産工程・労務の職業が 51.9%と最も多く、次いでサービスの職業が 27.7%と多くなっている。

図 2-6 知的障害者の職業



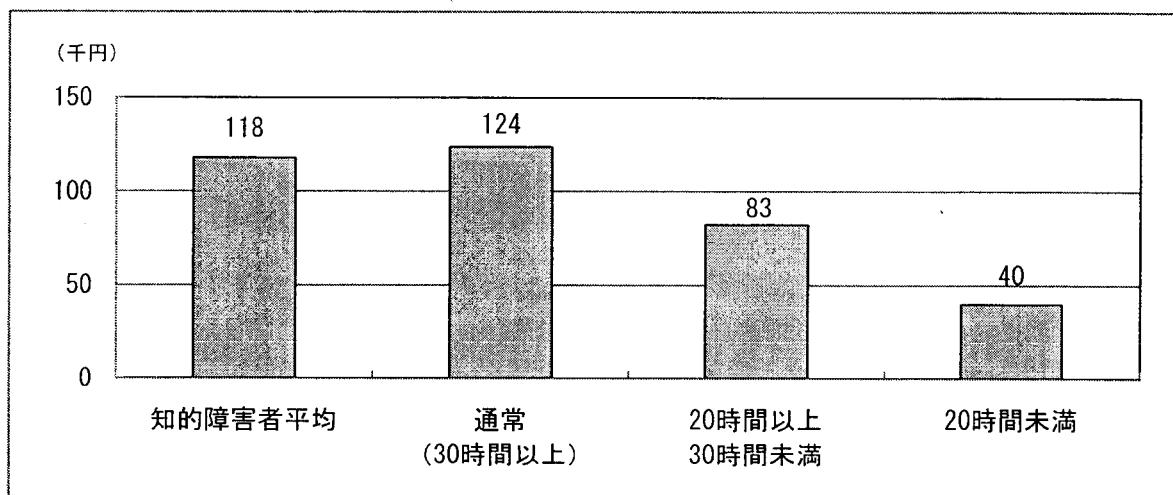
(9) 賃金の状況

知的障害者の1か月の平均賃金は、11万8千円となっている。

週所定労働時間別にみると、通常(30時間以上)の者が12万4千円、20時間以上30時間未満の者が8万3千円、20時間未満の者が4万0千円となっている。

なお、賃金の支払形態は、月給制が29.5%、日給制が3.4%、時給制が59.1%、その他が7.8%、無回答が0.2%となっている。

図2-7 週所定労働時間別平均賃金



(10) 勤続年数

知的障害者の平均勤続年数は9年2月となっている。

3 精神障害者の雇用について

(1) 雇用者数

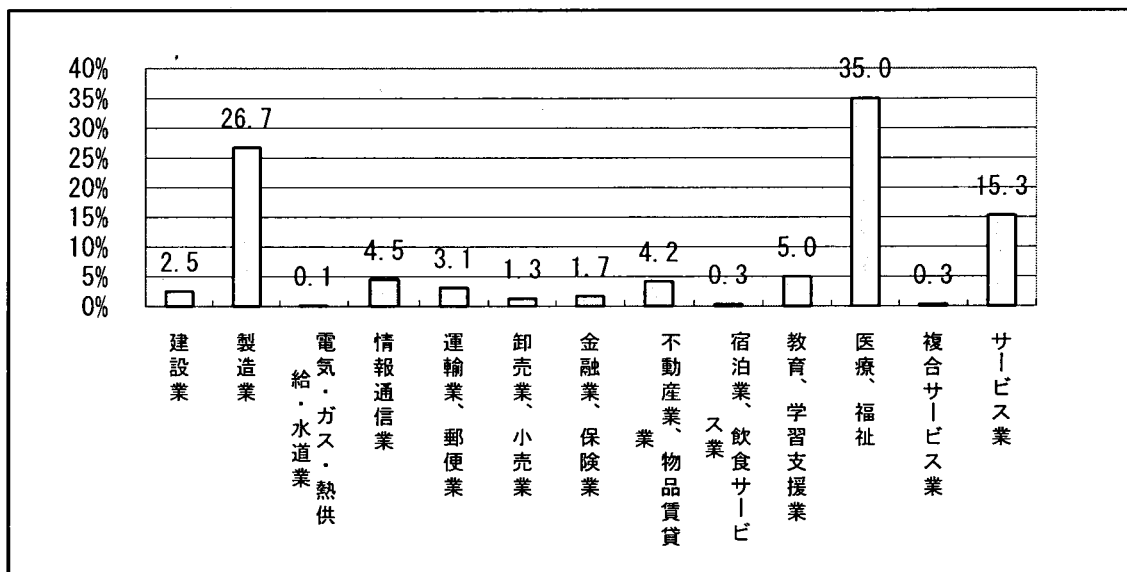
平成 20 年 11 月時点で回答事業所 (5,511 社) において雇用されている精神障害者は 755 人であり、復元すると推計 2 万 9 千人である。

分析に当たっては推計値を用いているが、対象者が少数であるため、結果については参考値である。

(2) 産業別

産業別にみると、医療・福祉で 35.0%と最も多く雇用されている。次いで、製造業が 26.7%となっている。

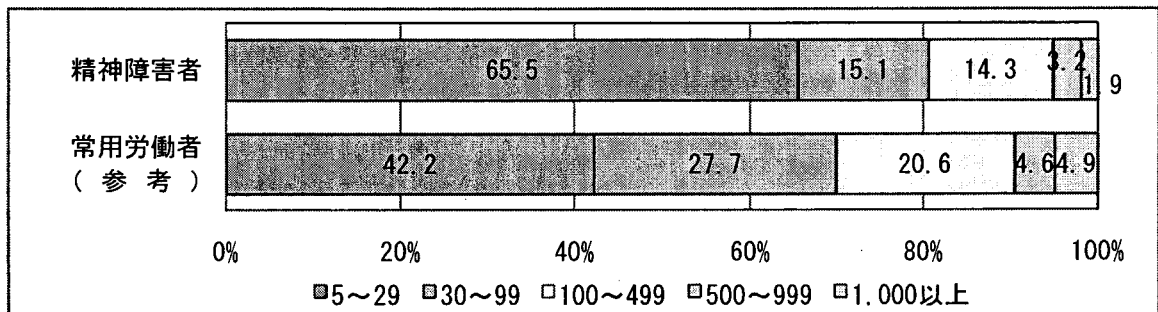
図 3-1 産業別



(3) 事業所規模別

事業所規模別にみると、5~29 人規模で 65.5%と最も多く、次いで 30~99 人規模 15.1%、100~499 人規模 14.3%、500~999 人規模、1,000 人以上規模の順になっている。常用労働者と比較すると、精神障害者の雇用は 5~29 人規模で多くなっている。

図 3-2 事業所規模別



(注) 常用労働者は厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査月報（平成 20 年 11 月分）」より算出。

(4) 性別

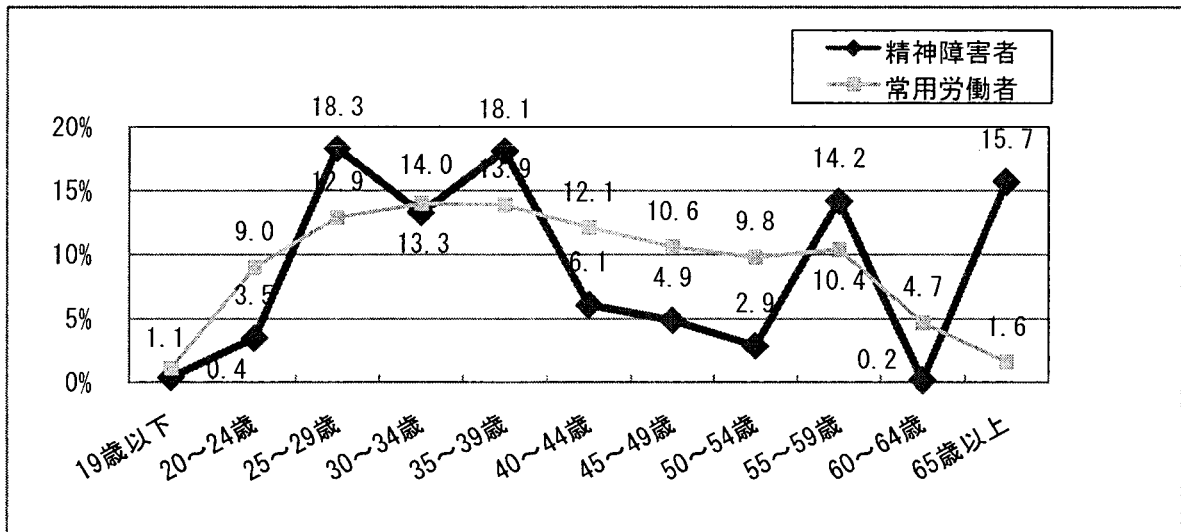
性別にみると、男子 67.4%、女子 31.4%、無回答 1.2%となっている。

(5) 年齢階級別

年齢階級別にみると、25～29 歳層において 18.3%と最も割合が高くなっている。

常用労働者と比較すると、精神障害者の雇用は、40～54 歳層で割合が低くなっている。

図 3-3 年齢階級別



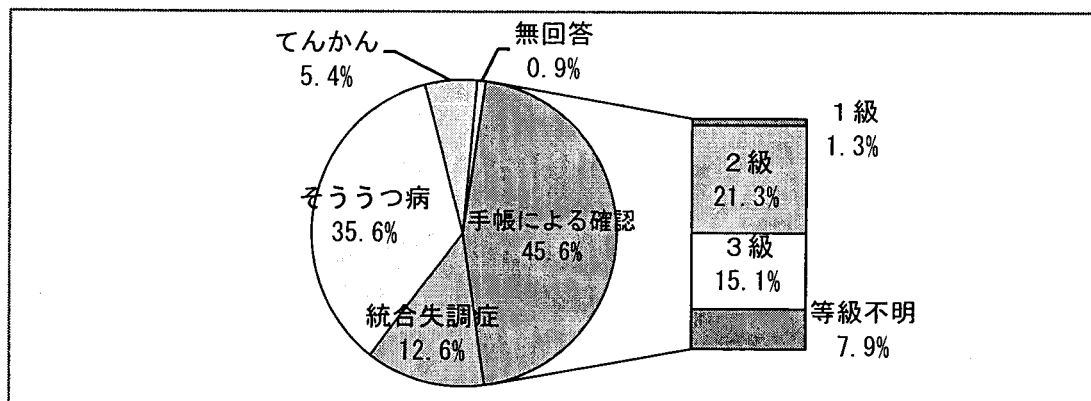
(注) 常用労働者は厚生労働省大臣官房統計情報部「平成 20 年賃金構造基本統計調査報告」より算出。

(6) 程度・疾病別

精神障害者であることの確認方法としては、精神障害者保健福祉手帳により確認する場合と、医師の診断等により確認する場合があるが、事業所が精神障害者保健福祉手帳により確認している者は 45.6%となっている。また、医師の診断等により確認している者は 53.6%となっている。

精神保健福祉手帳の等級で最も多いのは「2 級」で 21.3%、医師の診断等による確認のうち最も多い疾病は「そううつ病」で 35.6%となっている。

図3-4 程度・疾病別



(7) 障害者となった時点

障害者になった時点別にみると、事業所の採用前が64.3%、採用後が32.9%、無回答が2.8%となっている。

(8) 労働時間・雇用形態別

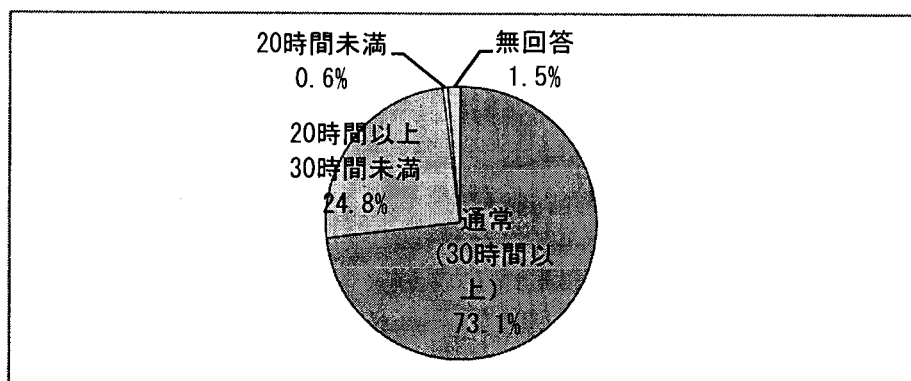
雇用形態別にみると、正社員が46.7%、正社員以外が53.3%、無回答が0.0%となっている。

また、概ね1ヶ月以上におたり休職している精神障害者の割合は、21.1%となっている。

週所定労働時間別にみると、通常(30時間以上)が73.1%と最も多く、次いで20時間以上30時間未満が24.8%となっている。

週所定労働時間別の月間総実労働時間の平均は、通常(30時間以上)が100時間、20時間以上30時間未満の者が91時間、20時間未満の者が26時間となっている。

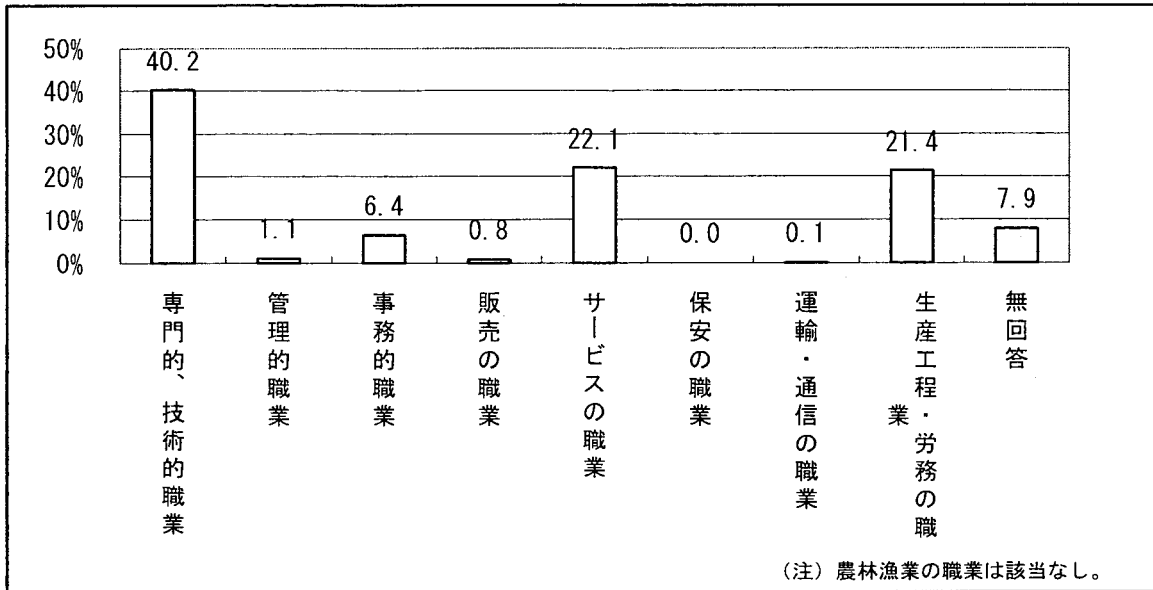
図3-5 週所定労働時間別



(9) 職業別

職業別にみると、専門的、技術的の職業が40.2%と最も多く、次いでサービスの職業(22.1%)、生産工程・労務の職業(21.4%)の順に多くなっている。

図3-6 精神障害者の職業



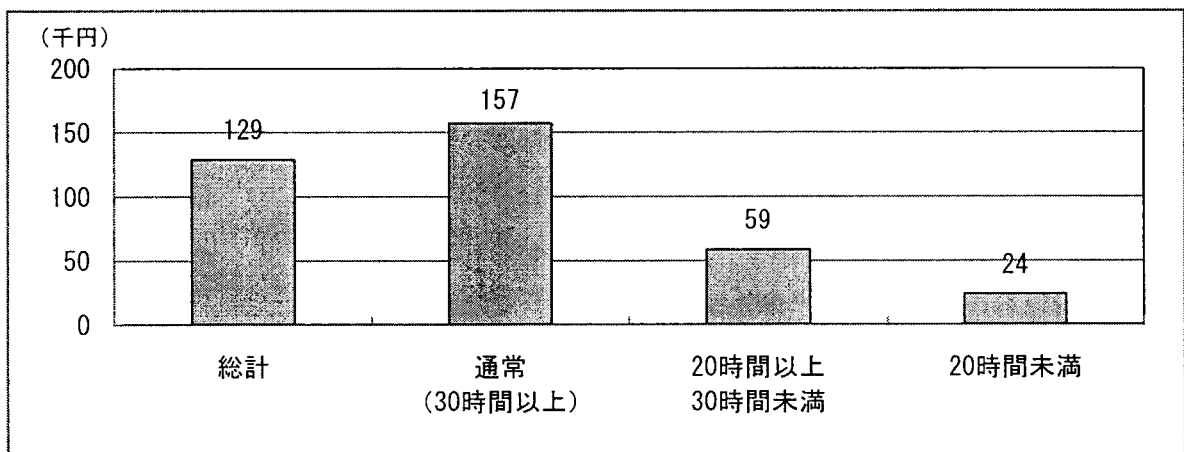
(10) 賃金の状況

精神障害者の1か月の平均賃金は、12万9千円となっている。

週所定労働時間別にみると、通常（30時間以上）の者が15万7千円、20時間以上30時間未満の者が5万9千円、20時間未満の者が2万4千円となっている。

なお、賃金の支払形態は、月給制が50.9%、日給制が10.9%、時給制が37.5%、その他が0.7%、無回答が0.0%となっている。

図3-7 週所定労働時間別平均賃金



(11) 勤続年数

精神障害者の平均勤続年数は6年4月となっている。

4 障害者雇用上の課題及び配慮について

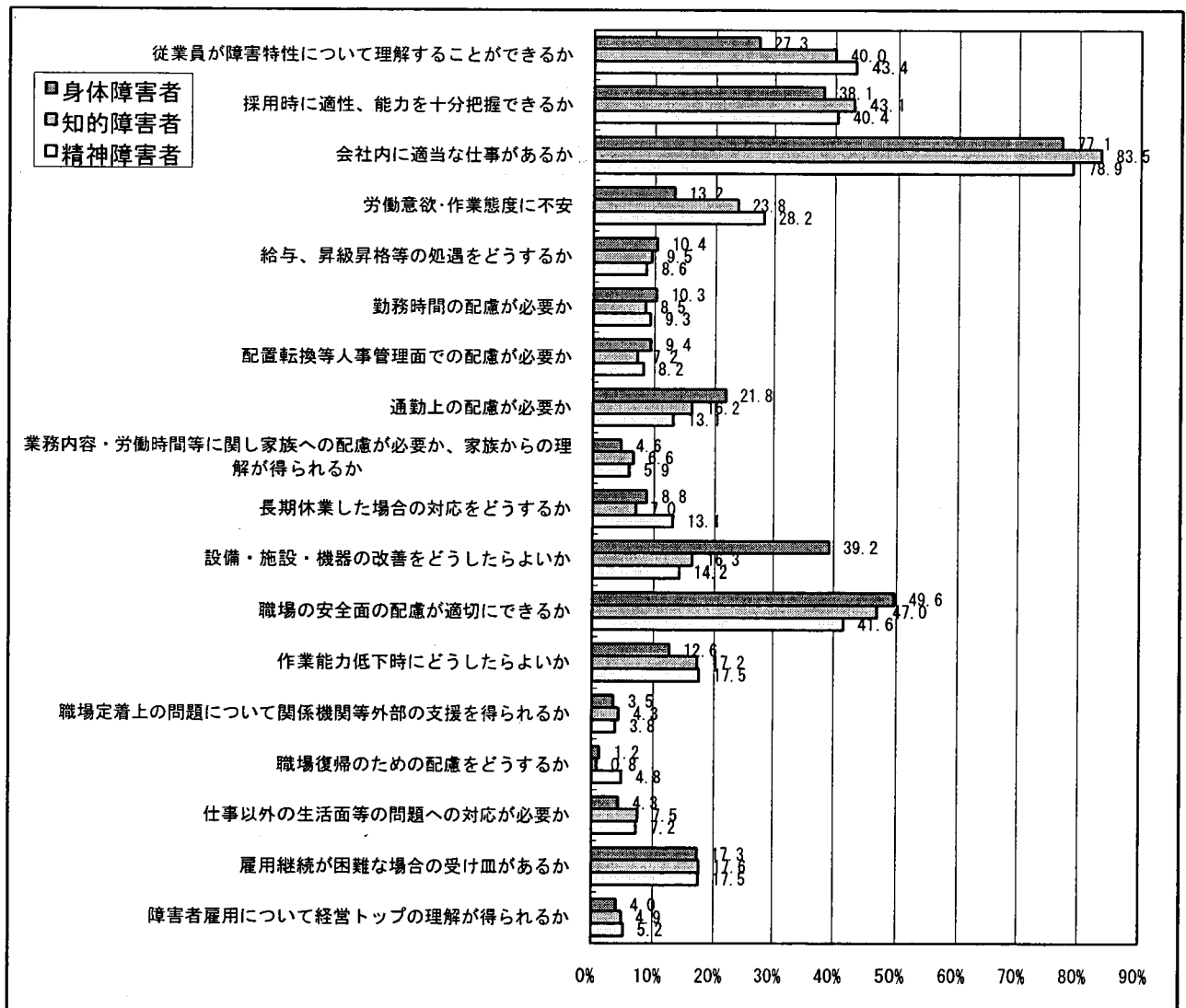
(1) 雇用するに当たっての課題

身体障害者の雇用上の課題について、73.2%が「ある」としている。課題として回答されたものの中では、「会社内に適当な仕事があるか」が77.1%と最も多く、次いで「職場の安全面の配慮が適切にできるか」が49.6%、「設備・施設・機器の改善をどうしたらよいか」が39.2%と多くなっている。

知的障害者の雇用上の課題について、75.7%が「ある」としている。課題として回答されたものの中では、「会社内に適当な仕事があるか」が83.5%と最も多く、次いで「職場の安全面の配慮が適切にできるか」が47.0%、「採用時に適性、能力を十分把握できるか」が43.1%と多くなっている。

精神障害者の雇用上の課題について、76.3%が「ある」としている。課題として回答されたものの中では、「会社内に適当な仕事があるか」が78.9%と最も多く、次いで「従業員が障害特性について理解することができるか」が43.4%、「職場の安全面の配慮が適切にできるか」が41.6%と多くなっている。

図4-1 雇用するに当たっての課題（複数回答：4つまで）



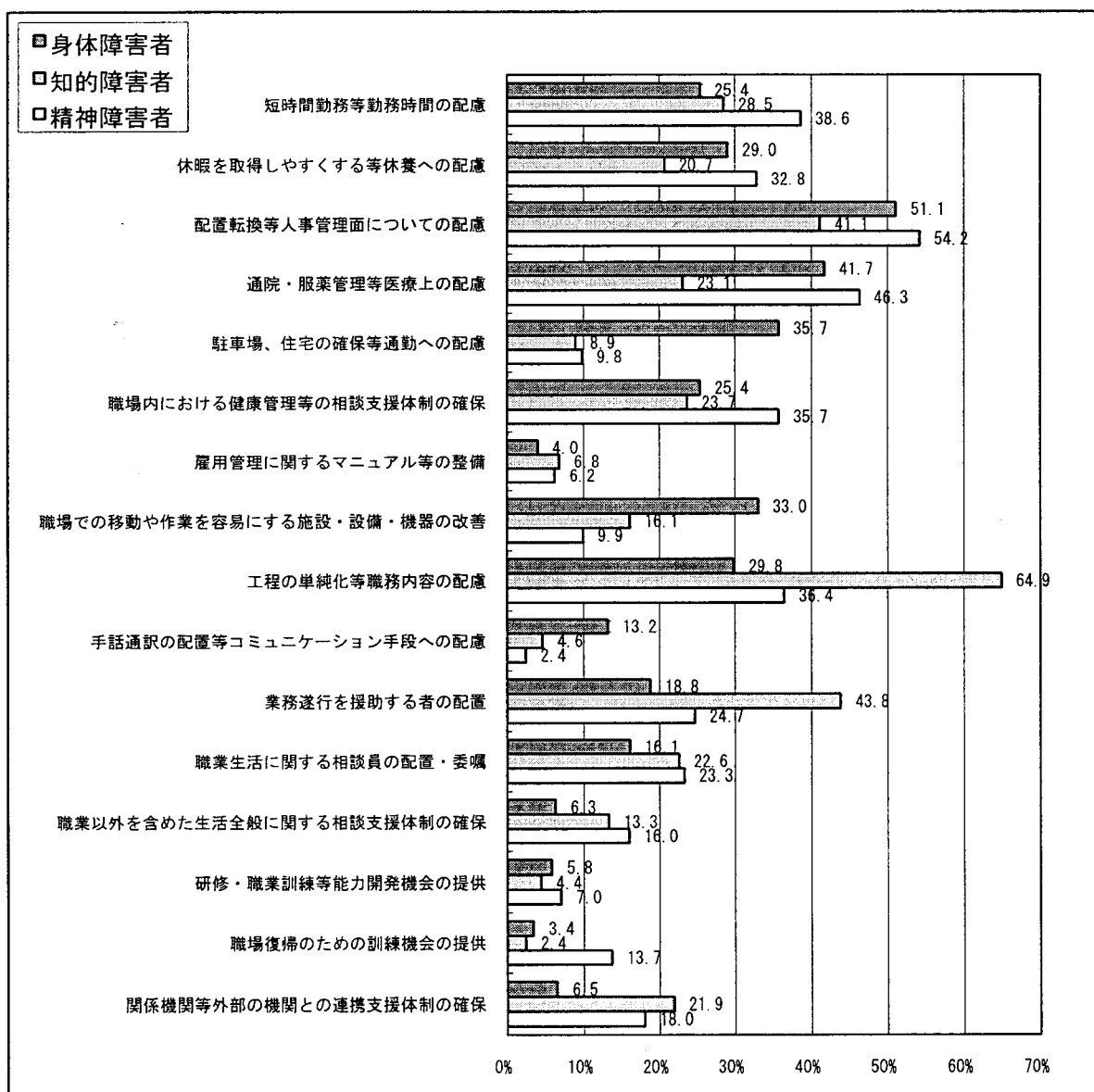
(2) 雇用している障害者への配慮事項

身体障害者の雇用上の配慮について、72.6%が「配慮している」としている。配慮していることとして回答されたものの中では、「配置転換等人事管理面についての配慮」が51.1%と最も多くなっている。

知的障害者の雇用上の配慮について、61.9%が「配慮している」としている。配慮していることとして回答されたものの中では、「工程の単純化等職務内容の配慮」が64.9%と最も多くなっている。

精神障害者の雇用上の配慮について、52.4%が「配慮している」としている。配慮していることとして回答されたものの中では、「配置転換等人事管理面についての配慮」が54.2%と最も多くなっている。

図4-2 現在配慮している事項（複数回答）

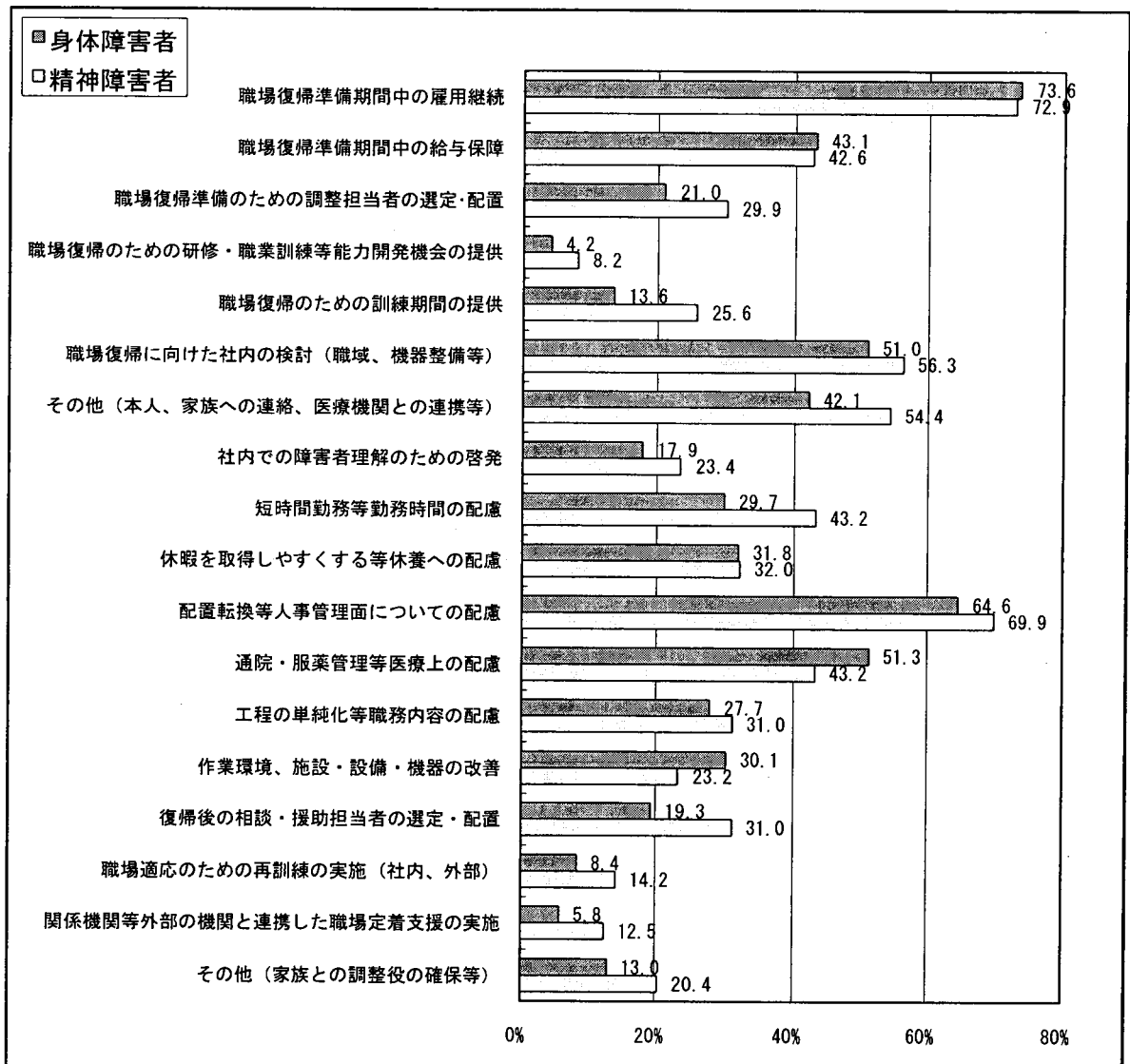


(3) 採用後に障害者となった従業員に関する配慮事項

採用後に身体障害者となった従業員を雇用する事業所の 80.3%が職場復帰について配慮を行っている。配慮していることとして、「職場復帰準備期間中の雇用継続」が 73.6%と最も多くなっている。

採用後に精神障害者となった従業員を雇用する事業所の 59.5%が職場復帰について配慮を行っている。配慮していることとして、「職場復帰準備期間中の雇用継続」が 72.9%と最も多くなっている。

図4-3 採用後に障害者となった従業員に関する配慮事項（複数回答）



(4) 障害者雇用における事業所と関係機関の連携状況

ア 募集・採用する際の連携状況

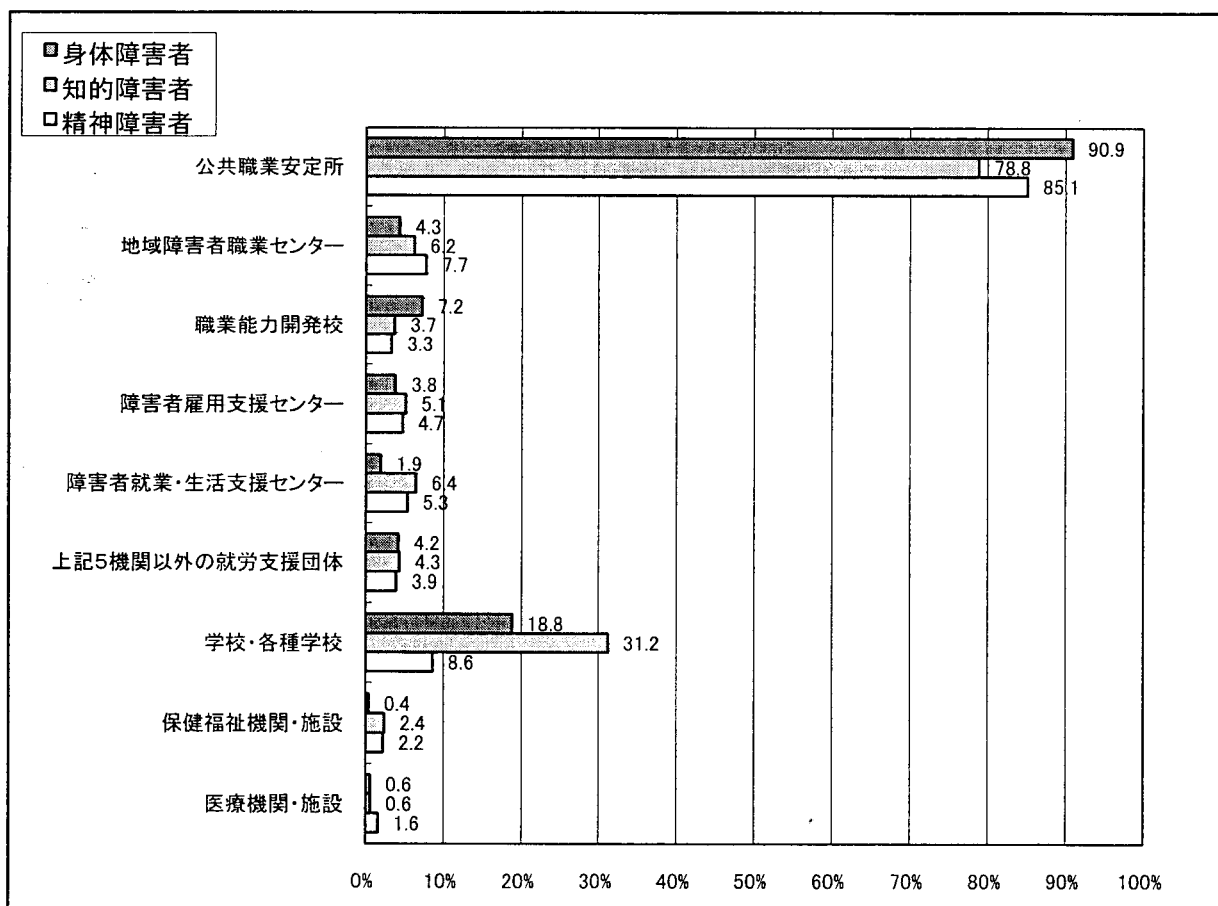
身体障害者を募集・採用する際に、関係機関を利用したり、又は協力を求めたことのある事業所は、全体の40.4%であり、利用している事業所の連携先をみると、公共職業安定所が90.9%、次いで、学校・各種学校が18.8%となっている。

知的障害者を募集・採用する際に、関係機関を利用したり、又は協力を求めたことのある事業所は、全体の22.1%であり、利用している事業所の連携先をみると、公共職業安定所が78.8%、次いで、学校・各種学校が31.2%となっている。

精神障害者を募集・採用する際に、関係機関を利用したり、又は協力を求めたことのある事業所は、全体の12.4%であり、利用している事業所の連携先をみると、公共職業安定所が85.1%、次いで、学校・各種学校が8.6%となっている。

図4-4 募集・採用する際の事業所と関係機関の連携状況

(複数回答：2つまで)



イ 雇用継続、職場定着における連携状況

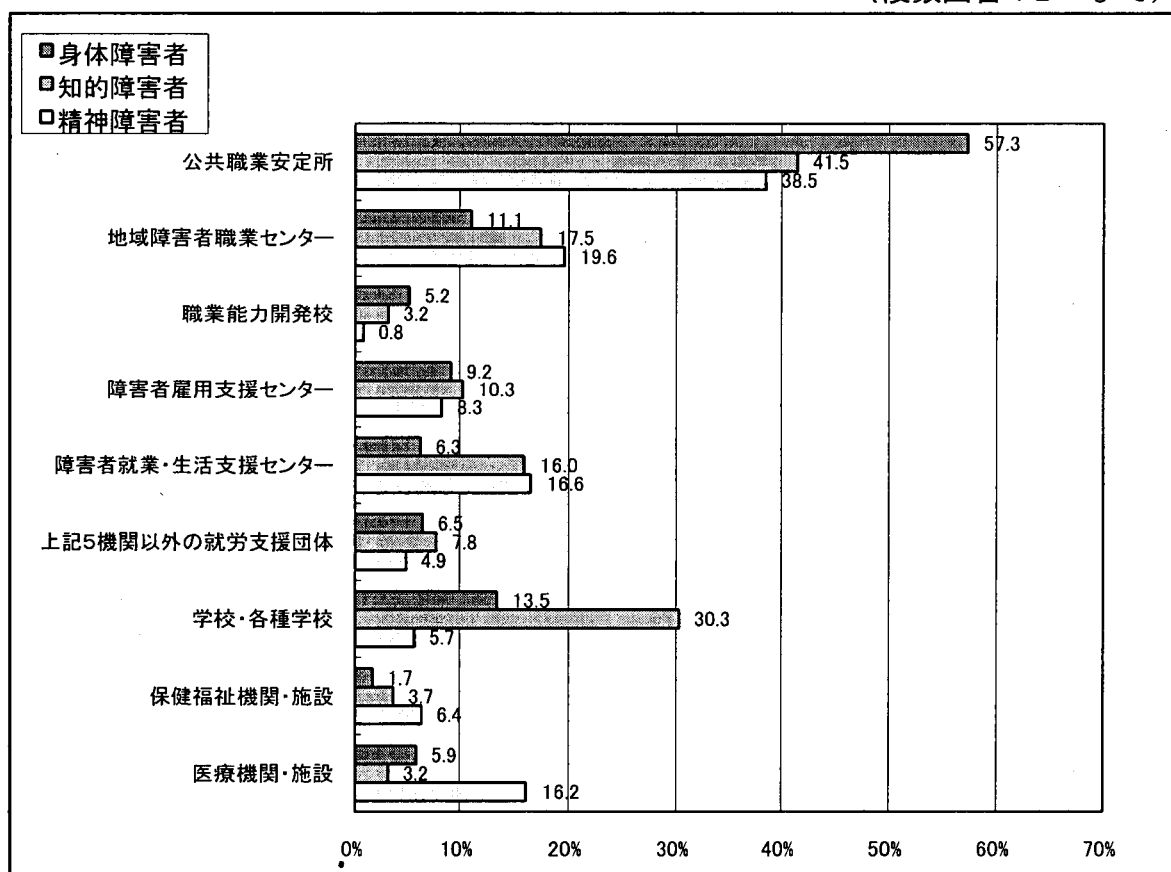
身体障害者の雇用継続、職場定着において、関係機関を利用したり、又は協力を求めたことのある事業所は、全体の14.7%であり、利用している事業所の連携先をみると、公共職業安定所が57.3%、次いで、学校・各種学校13.5%となっている。

知的障害者の雇用継続、職場定着において、関係機関を利用したり、又は協力を求めたことのある事業所は、全体の11.1%であり、利用している事業所の連携先をみると、公共職業安定所が41.5%、次いで、学校・各種学校が30.3%となっている。

精神障害者の雇用継続、職場定着において、関係機関を利用したり、又は協力を求めたことのある事業所は、全体の5.3%であり、利用している事業所の連携先をみると、公共職業安定所が38.5%、次いで、地域障害者職業センターが19.6%となっている。

図4-5 雇用継続・職場定着における事業所と関係機関の連携状況

(複数回答：2つまで)



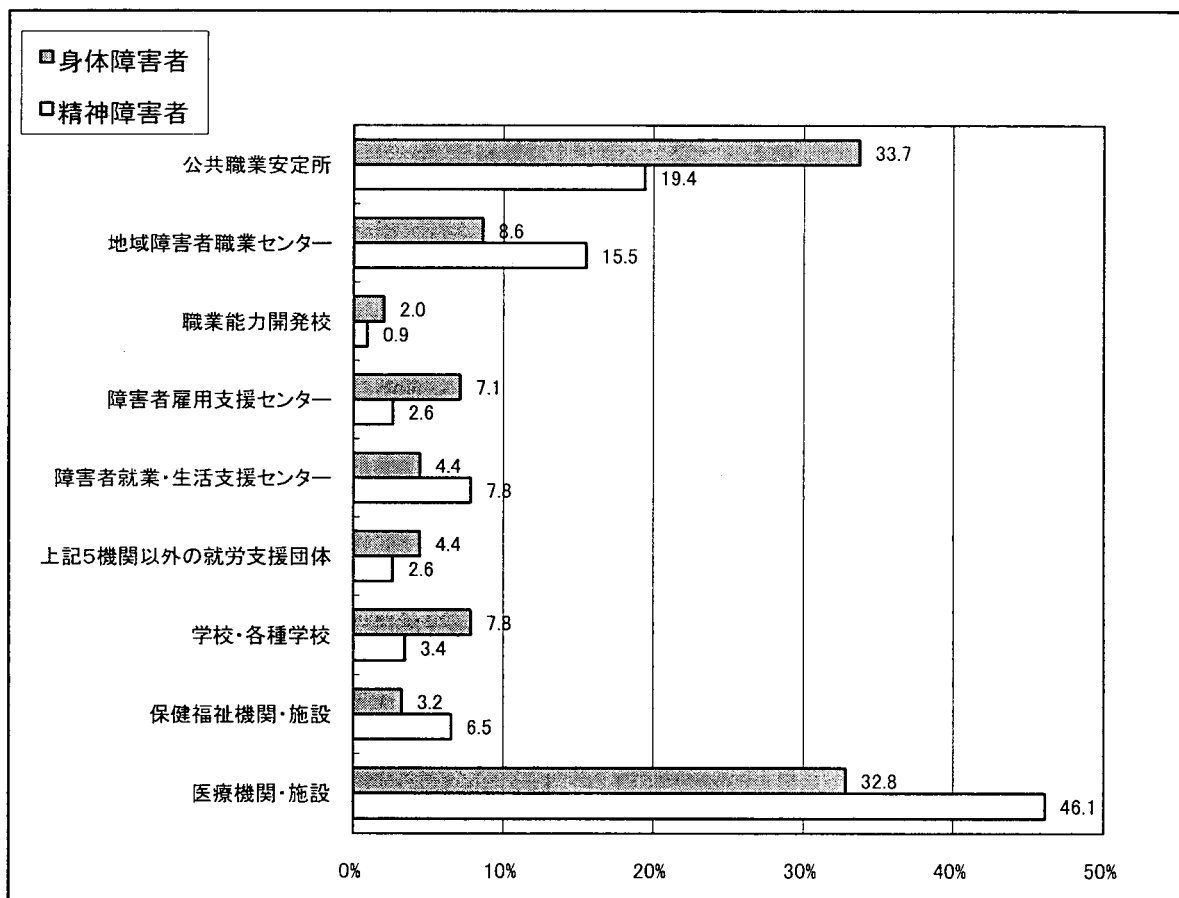
ウ 職場復帰における連携状況

採用後に身体障害者となった従業員の職場復帰において、関係機関を利用したり、又は協力を求めたことのある事業所は、全体の 8.0%であり、利用している事業所の連携先をみると、公共職業安定所が 33.7%、次いで、医療機関・施設が 32.8%となっている。

採用後に精神障害者となった従業員の職場復帰において、関係機関を利用したり、又は協力を求めたことのある事業所は、全体の 4.6%であり、利用している事業所の連携先をみると、医療機関が 46.1%、次いで、公共職業安定所が 19.4%となっている。

図 4-6 職場復帰における事業所と関係機関の連携状況

(複数回答：2つまで)



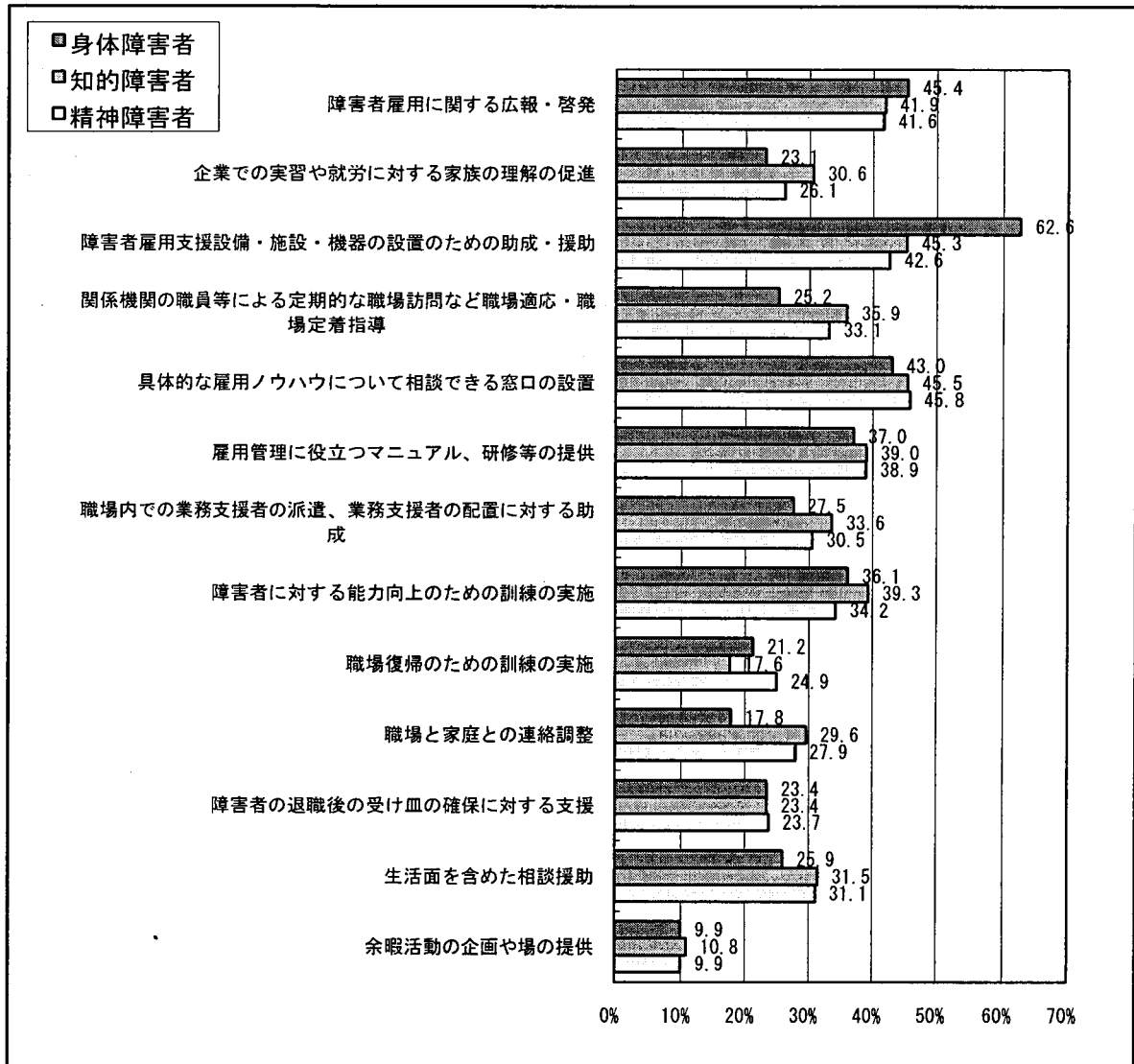
(5) 関係機関に期待する取組み

身体障害者を雇用する上で関係機関に期待する取組みとしては、「障害者雇用支援設備・施設・機器の設置のための助成・援助」が62.6%、次いで「障害者雇用に関する広報・啓発」が45.4%、「具体的な雇用ノウハウについて相談できる窓口の設置」が43.0%となっている。

知的障害者を雇用する上で関係機関に期待する取組みとしては、「具体的な雇用ノウハウについて相談できる窓口の設置」が45.5%、次いで「障害者雇用支援設備・施設・機器の設置のための助成・援助」が45.3%、「障害者雇用に関する広報・啓発」が41.9%となっている。

精神障害者を雇用する上で関係機関に期待する取組みとしては、「具体的な雇用ノウハウについて相談できる窓口の設置」が45.8%、次いで「障害者雇用支援設備・施設・機器の設置のための助成・援助」が42.6%、「障害者雇用に関する広報・啓発」が41.6%となっている。

図4-7 関係機関に期待する取組み（複数回答）



II 個人調査

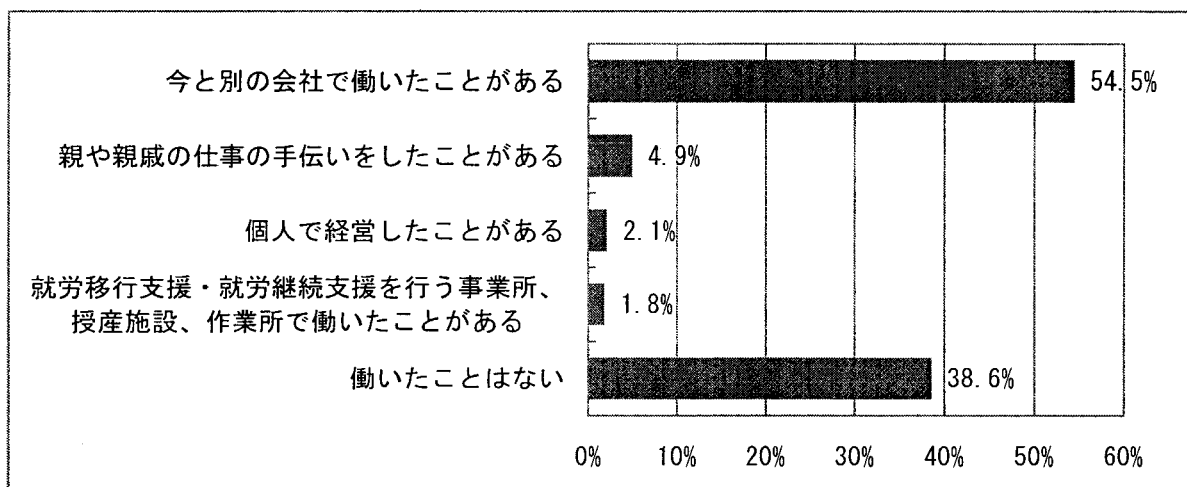
1 身体障害者

事業所調査の対象事業所に雇用されている障害者のうち、身体障害者 12,393 人から得た回答に基づいて集計を行った。

(1) 就職する前の状況

現在の会社に入る前に障害者となった人の、現在の会社に就職する前の状況について、「今と別の会社で働いたことがある」と回答した者は 54.5%であり、平均転職回数は、2.3 回である。

図 5-1 就職する前の状況（複数回答）



(2) 前職の離職理由

転職経験者の現在の勤め先に転職する直前の職場を離職した理由については、個人的理由が 65.9%と最も多く、その主な理由としては、「賃金、労働条件に不満」が 23.0%と最も多く、次いで「職場の雰囲気・人間関係」が 20.3%となっている。

図 5-2 離職経験者の前職の離職理由

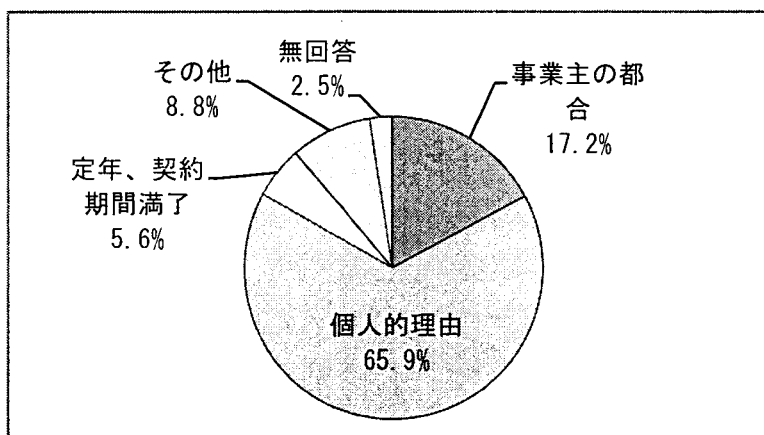
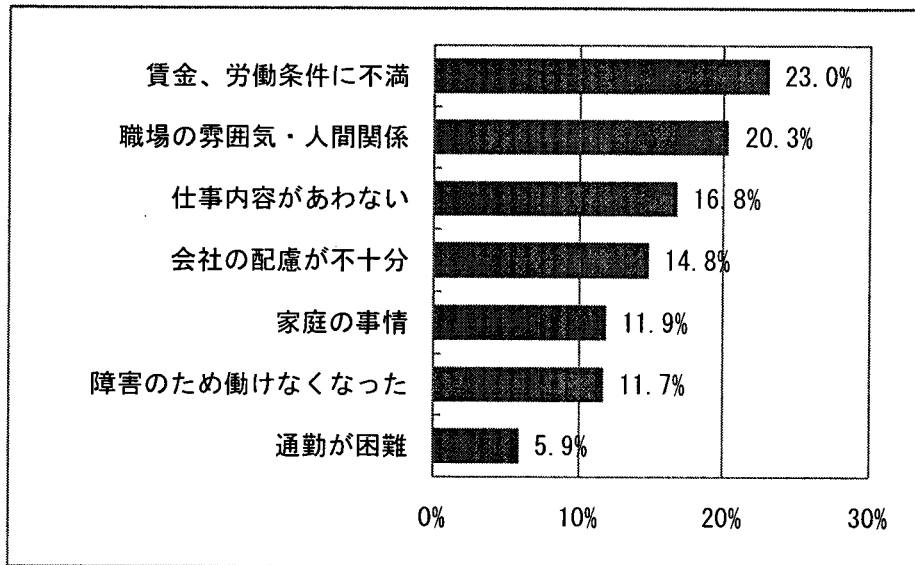


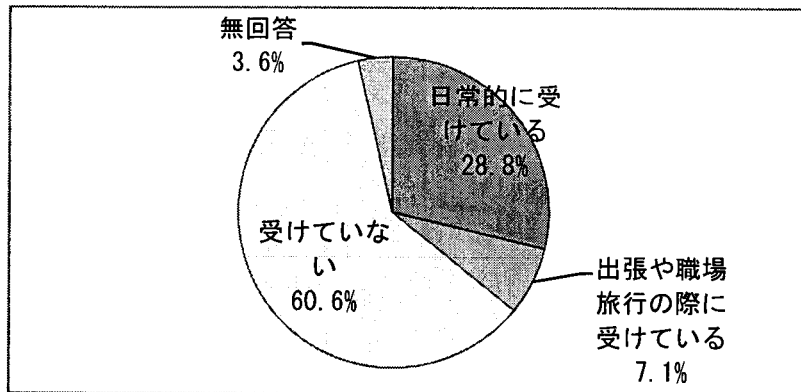
図5-3 個人的理由の具体的な内容（複数回答）



(3) 同僚からの援助

職場の同僚からの障害に配慮した援助については、「障害があるための援助は受けていない」が60.6%と最も多く、日常的に援助を受けている人は28.8%となっている。

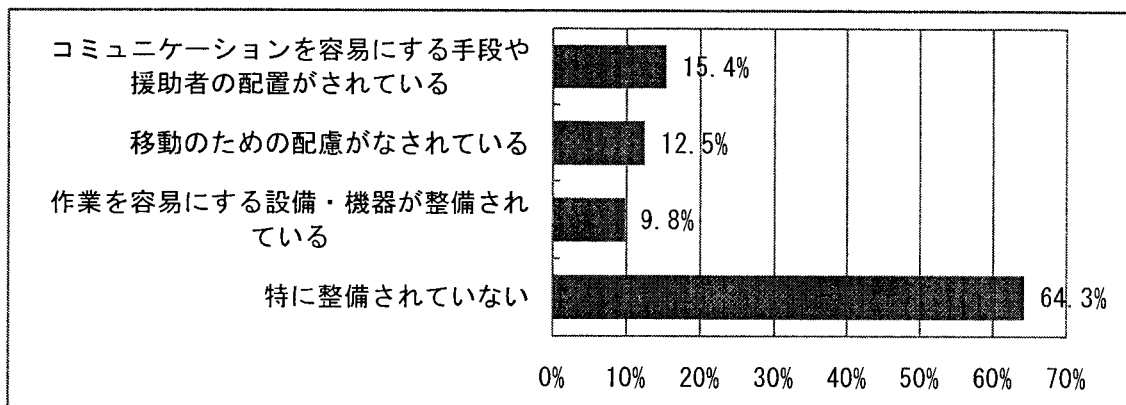
図5-4 職場における障害に配慮した援助



(4) 職場における施設・設備等の整備

職場で障害に配慮した施設・設備・機器の整備がなされているかについては、「特に整備されていない」と回答した者が64.3%となっている。

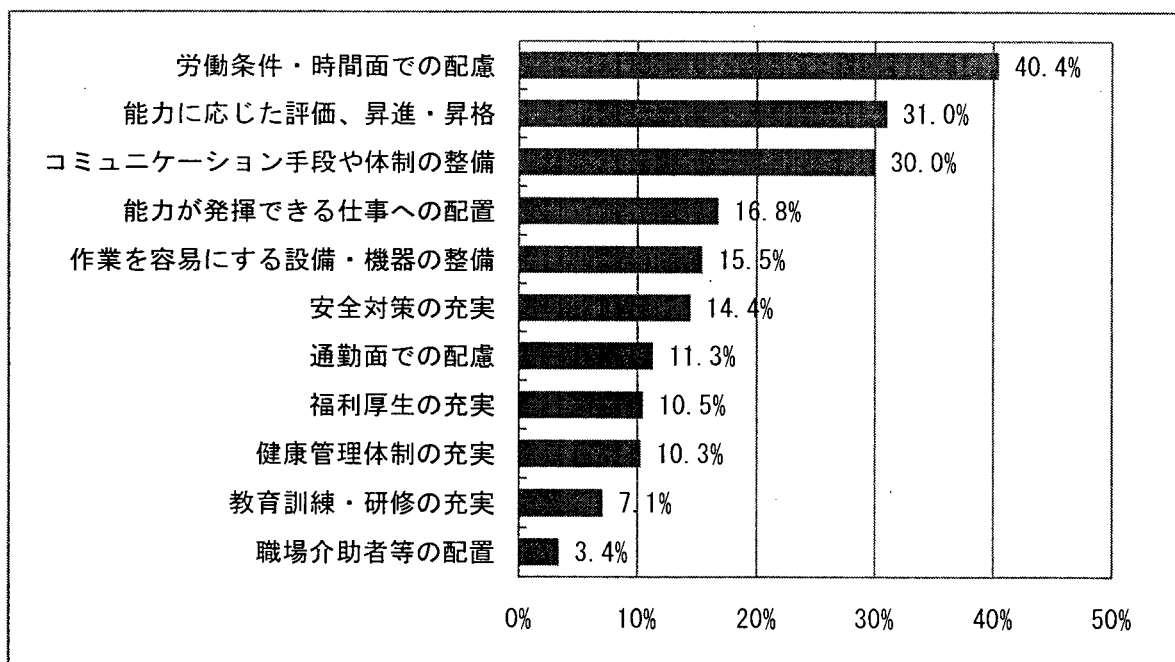
図5-5 職場における施設・設備・機器の整備状況（複数回答）



(5) 職場における改善等が必要な事項

現在の会社で仕事を続けていく上で、何らかの改善・充実・整備が必要と回答した者は、40.2%である。そのうち、改善・充実・整備が必要と思われる事項としては、「労働条件・時間面での配慮」(40.4%)、「能力に応じた評価、昇進・昇格」(31.0%)、「コミュニケーション手段や体制の整備」(30.0%)が順に多くなっている。

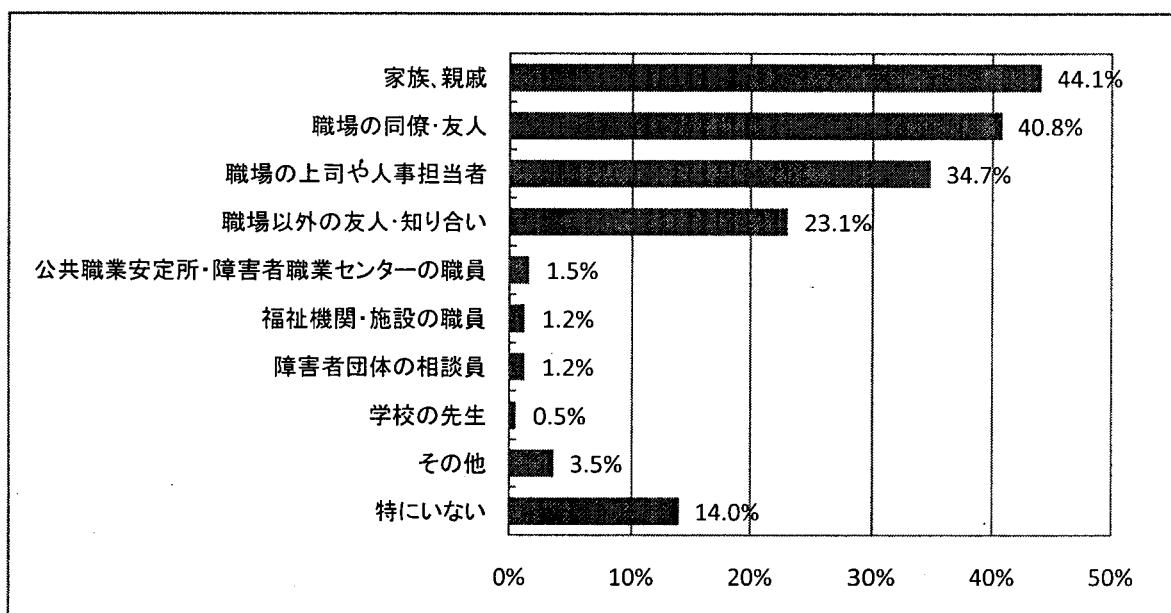
図5-6 改善等が必要な事項（複数回答、2つまで）



(6) 仕事に関する相談相手

仕事や職場に関して悩みや不安を抱いた時の主な相談相手については、「家族・親戚」(44.1%)、「職場の同僚・友人」(40.8%)、「職場の上司や人事担当者」(34.7%)が順に多くなっている。

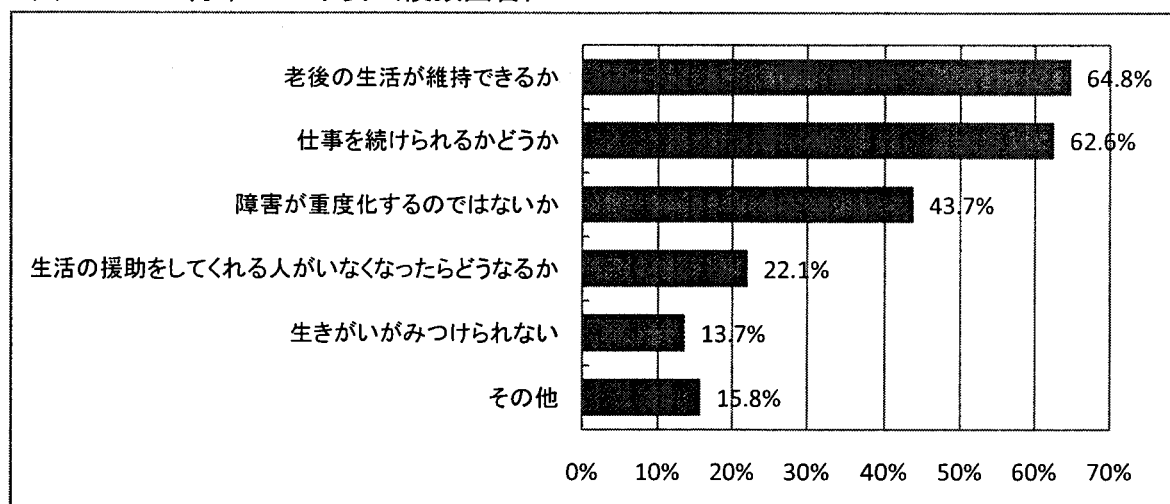
図5-7 仕事に関する相談相手（複数回答、2つまで）



(7) 将来への不安

将来に対する不安について、「ある」と回答した者は70.4%である。そのうち、不安に思っている事項としては、「老後の生活が維持できるか」(64.8%)、「仕事を続けられるかどうか」(62.6%)が順に多くなっている。

図5-8 将来への不安（複数回答）



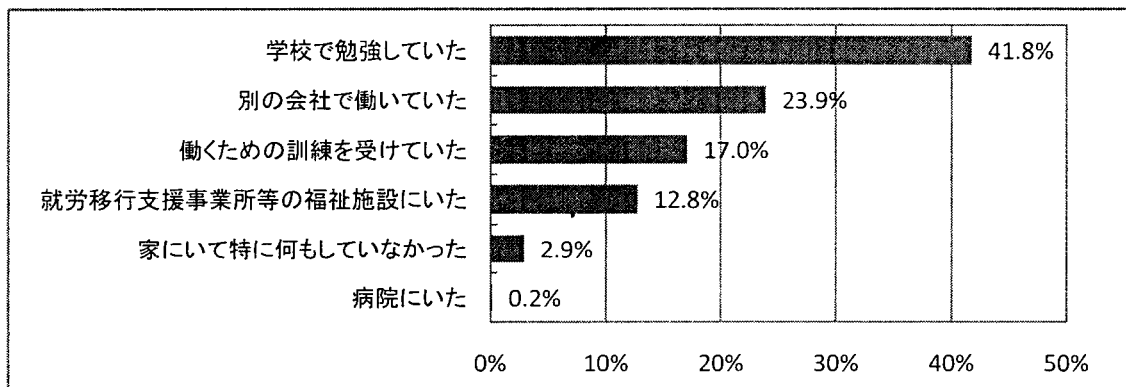
2 知的障害者

事業所調査の対象事業所に雇用されている障害者のうち、知的障害者 1,678 人から得た回答に基づいて集計を行った。

(1) 就職する前の状況

現在の会社に入る前の状況については、「学校で勉強していた」(41.8%)、「別の会社で働いていた」(23.9%)が順に多くなっている。

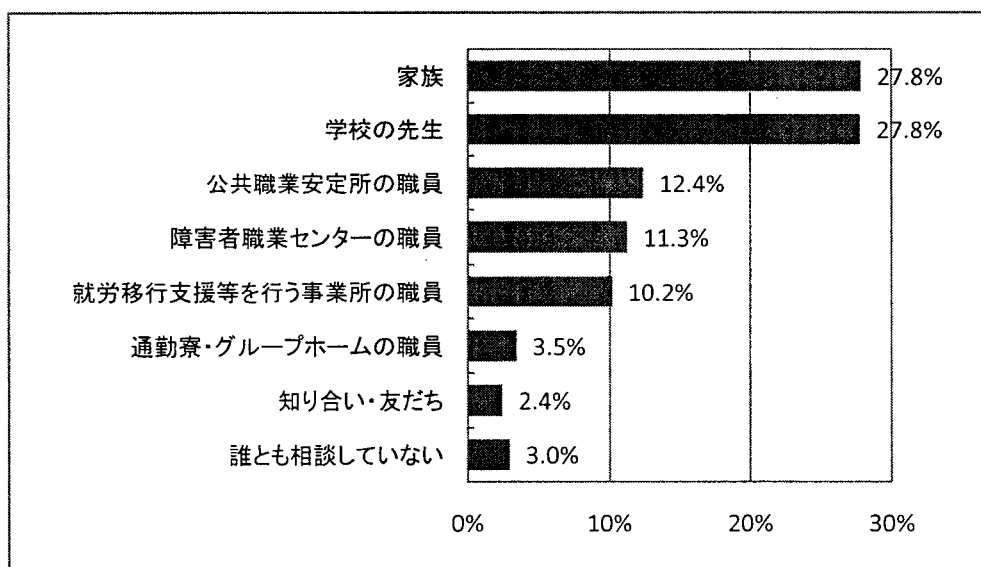
図6-1 就職する前の状況



(2) 就職にあたっての相談相手

現在の会社に就職する際の主な相談相手については、「家族」「学校の先生」が 27.8%で最も多く、次いで公共職業安定所(12.4%)が多くなっている。

図6-2 就職にあたっての相談相手

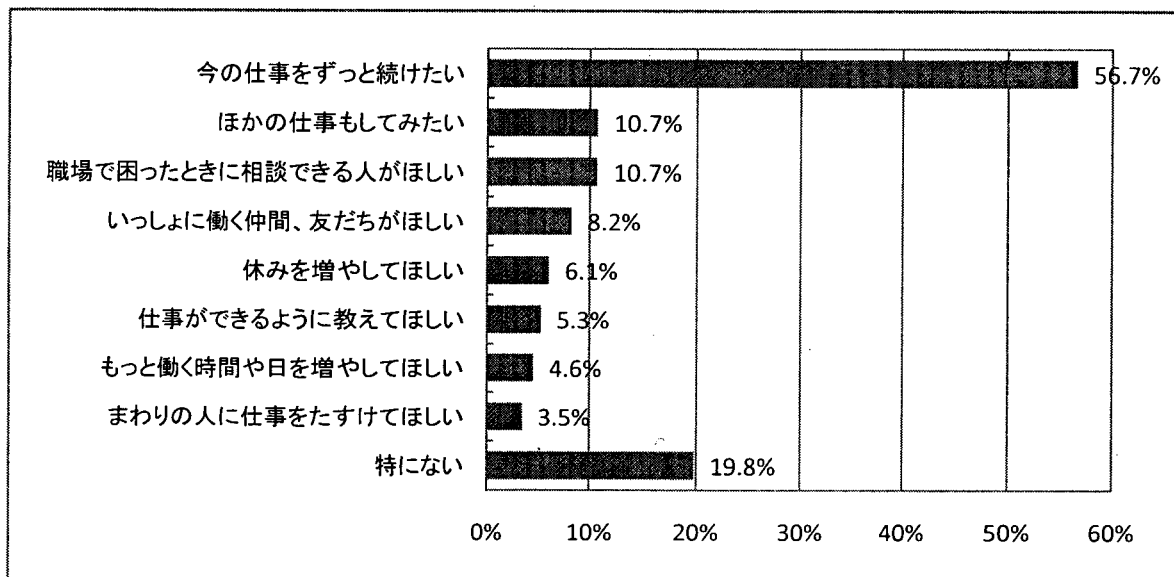


(3) 職場での要望事項

現在の職場での要望事項については、「今の仕事をずっと続けたい」(56.7%)

が最も多く、次いで「ほかの仕事もしてみたい」(10.7%)、「職場で困ったときに相談できる人がほしい」(10.7%)となっている。

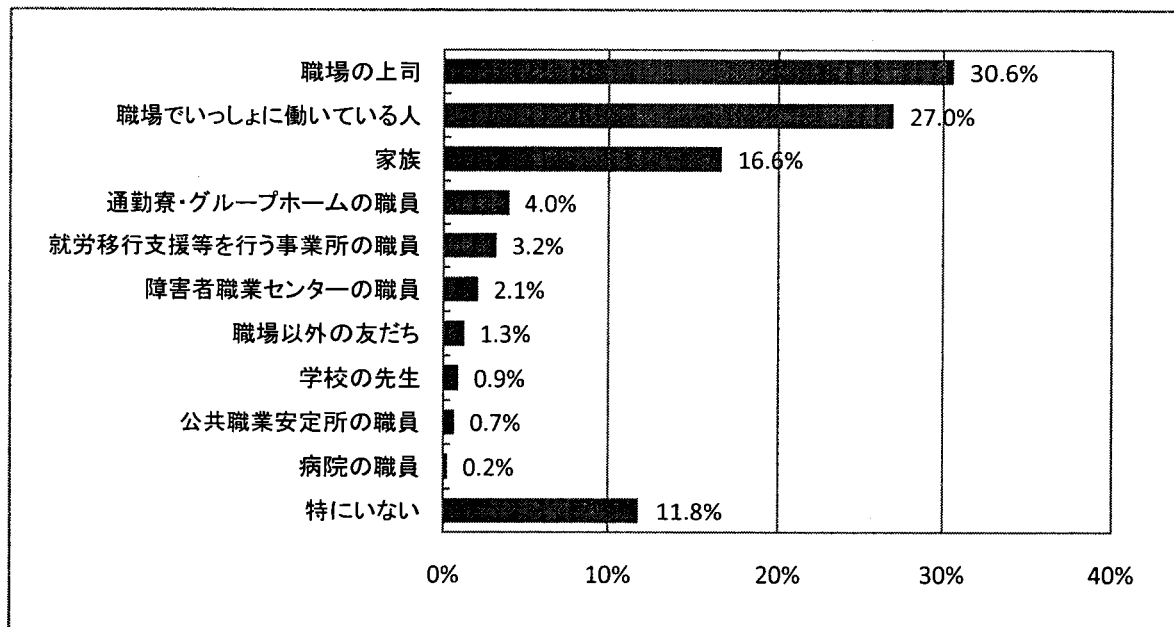
図6-3 職場での要望事項(複数回答)



(4) 職場で困ったときの相談相手

職場で困ったときの主な相談相手については、「職場の上司」(30.6%)、「職場でいっしょに働いている人」(27.0%)が順に多くなっている。

図6-4 職場で困った時の相談相手

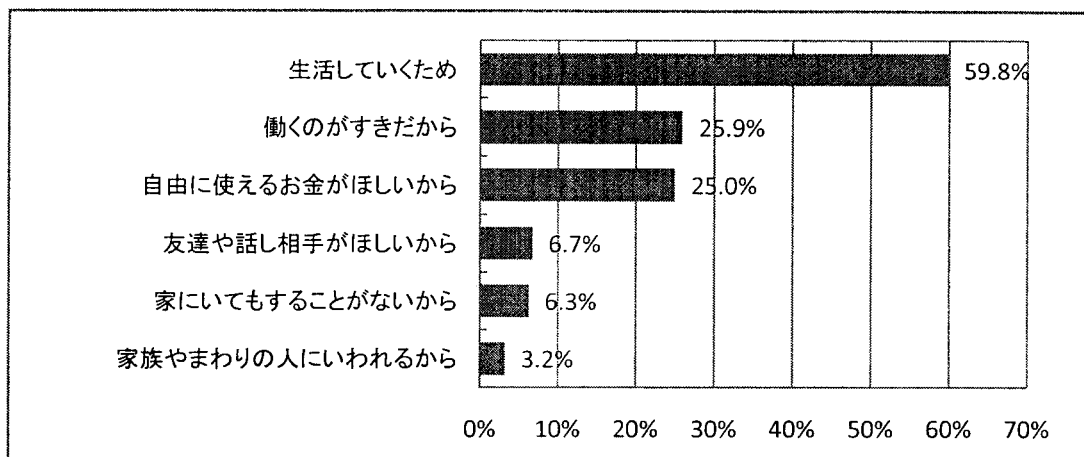


(5) 仕事をする理由

仕事をする理由については、「生活をしていくため」(59.8%)が最も多く、次

いで「働くのが好きだから」(25.9%)、「自由に使えるお金がほしいから」(25.0%)が多くなっている。

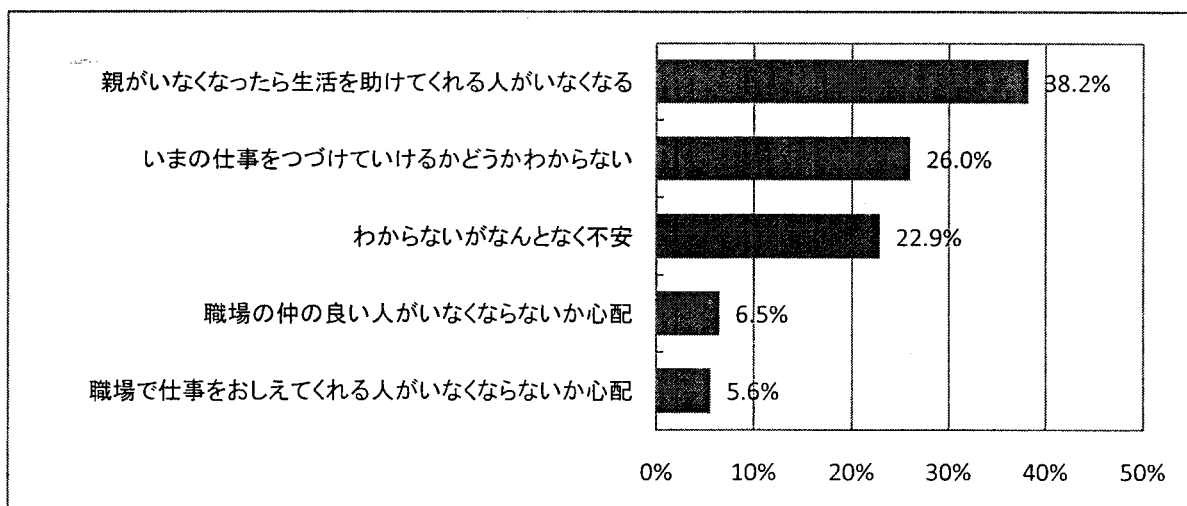
図6-5 仕事をする理由(複数回答)



(6) 将来への不安

将来に対する不安について、「ある」と回答した者は53.3%である。その理由としては、「親がいなくなったら生活を助けてくれる人がいなくなる」(38.2%)、「いまの仕事をつづけていけるかどうかわからない」(26.0%)が順に多くなっている。

図6-6 将来への不安



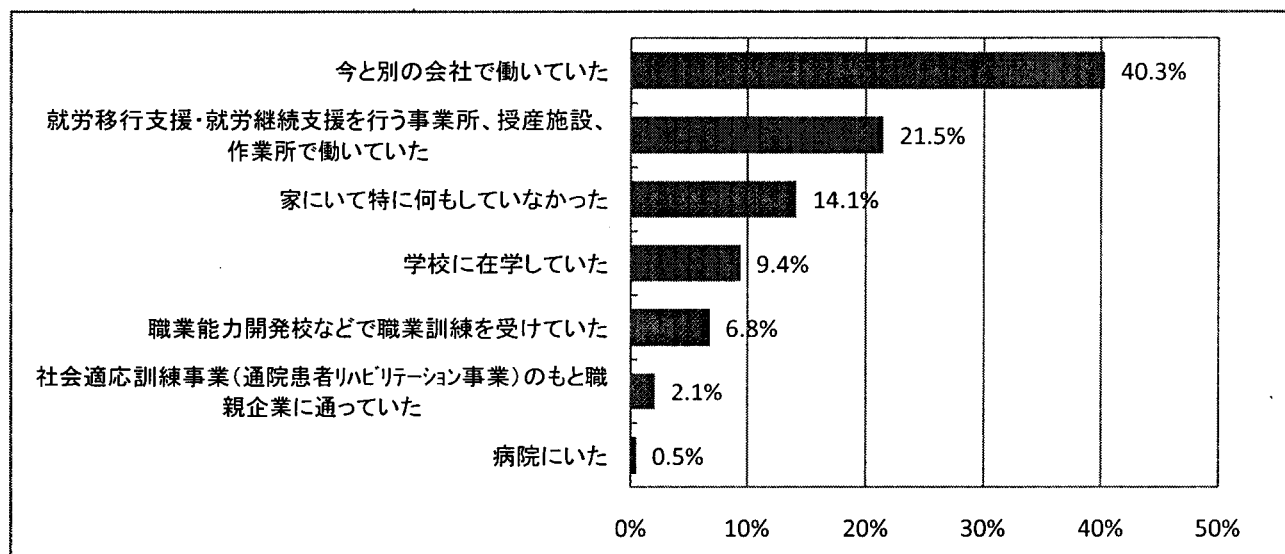
3 精神障害者

事業所調査の対象事業所に雇用されている障害者のうち、精神障害者 311 人から得た回答に基づいて集計を行った。

(1) 就職する前の状況

現在の会社に入る前に精神疾患であると診断を受けた人の、現在の会社に就職する前の状況について、「今と別の会社で働いていた」と回答した者は 40.3% である。

図 7-1 就職する前の状況



(2) 前職の離職理由

転職経験者の現在の勤め先に転職する直前の職場を離職した理由については、個人的理由が 61.0% と最も多く、その主な理由としては、「職場の雰囲気・人間関係」が 33.8% と最も多く、次いで「賃金、労働条件に不満」(22.1%)、「疲れやすく体力、意欲が続かなかった」(20.8%) が多くなっている。

図 7-2 前職の離職理由

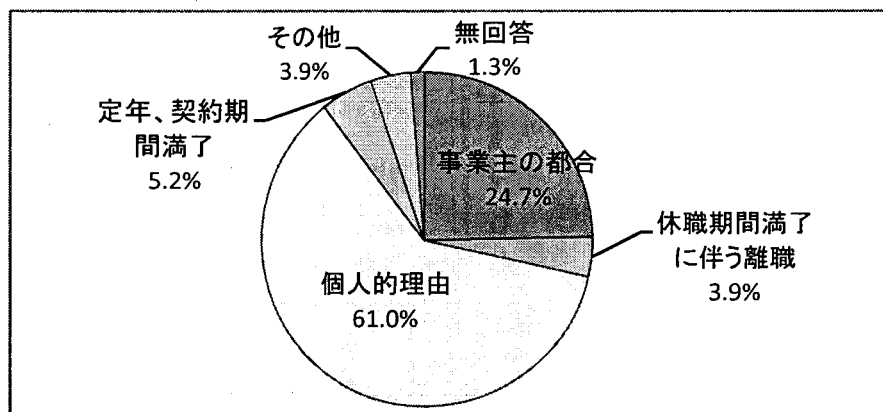
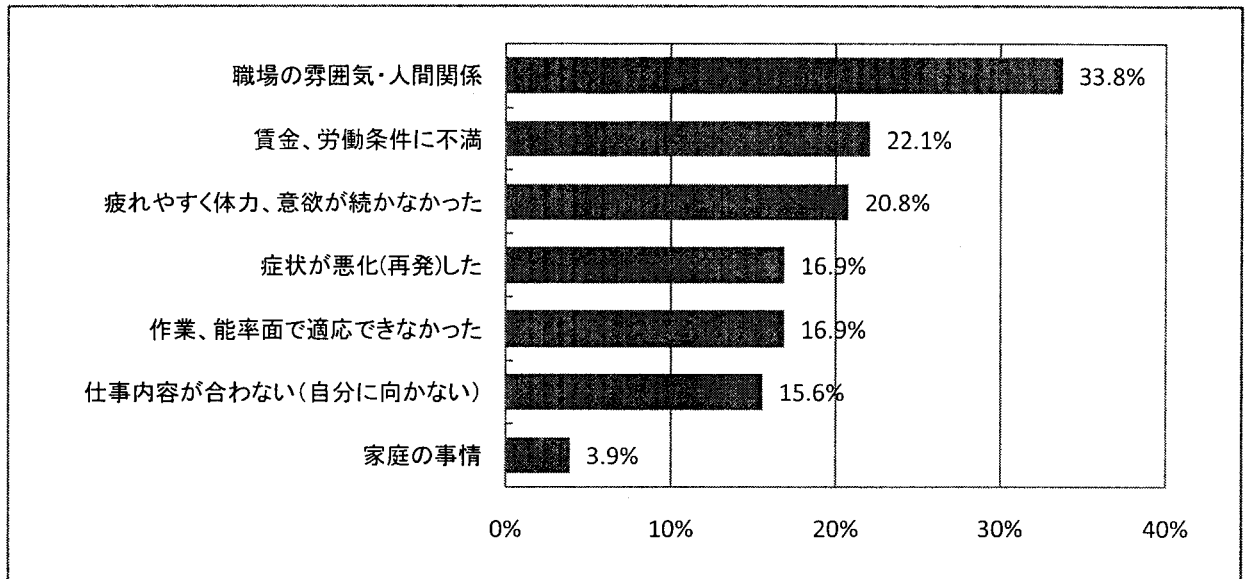


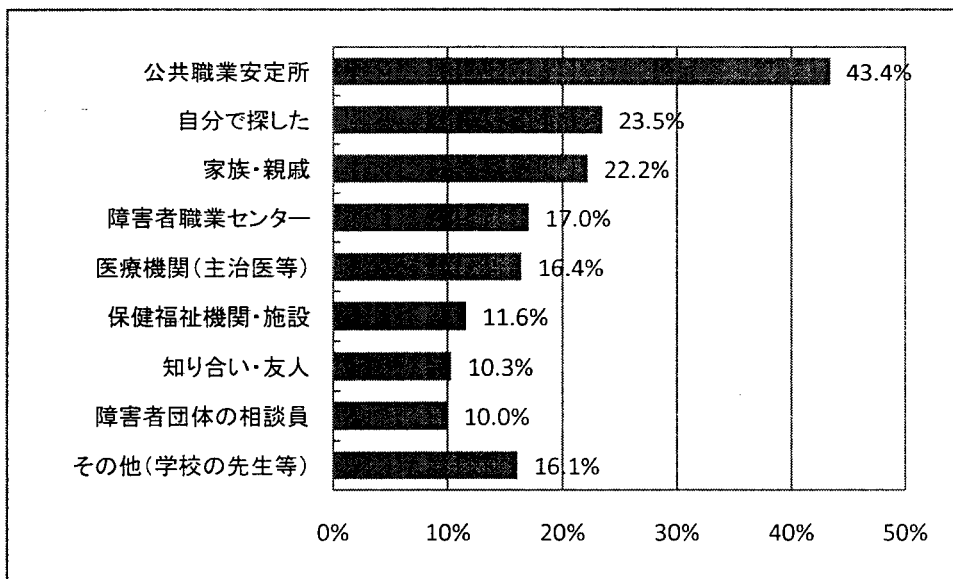
図 7-3 個人的理由の具体的な内容（複数回答）



(3) 就職に際しての相談先

就職に際しての相談先については、「公共職業安定所」が 43.4%と最も多く、次いで「自分で探した」が 23.5%となっている。

図 7-4 就職に際しての相談先（複数回答）



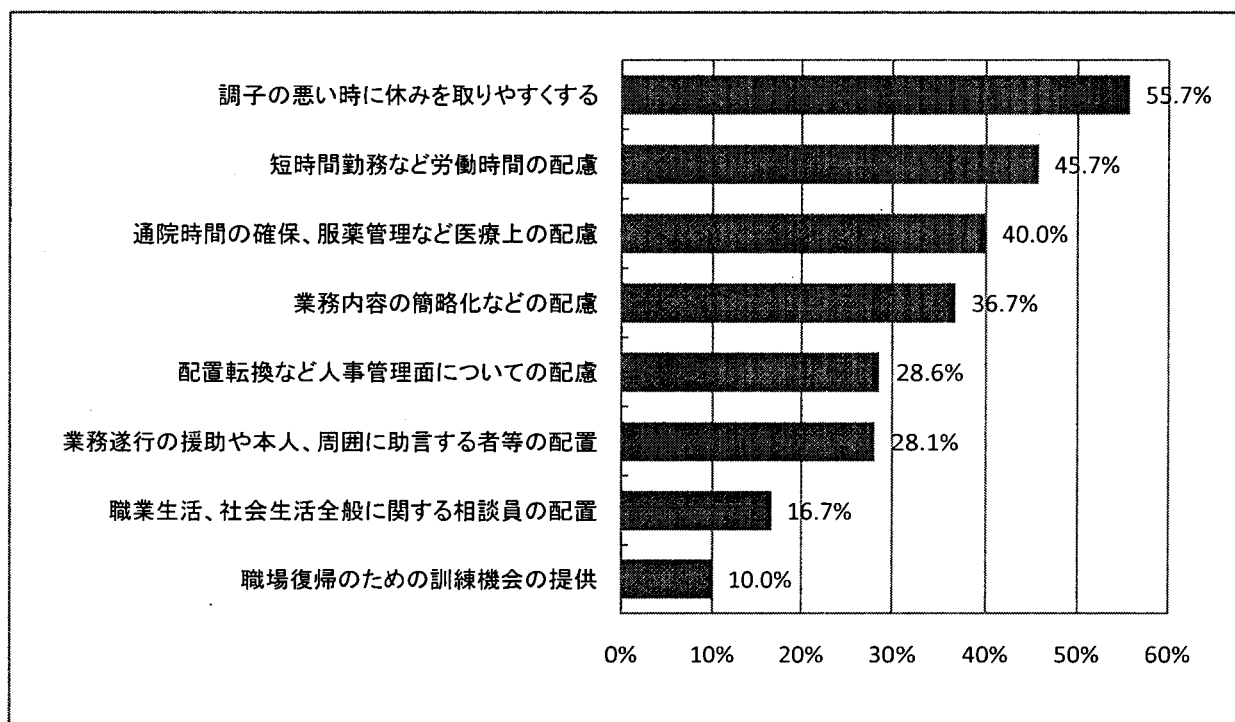
(4) 職場における障害に配慮した援助

職場において障害に配慮した援助を受けているかについては、「援助を受けている」と回答した者が 67.5%となっている。

援助を受けている人のうち、職場で配慮されている事項としては、「調子の悪い時に休みを取りやすくする」(55.7%)が最も多く、次いで「短時間勤務など労働時間の配慮」(45.7%)、「通院時間の確保、服薬管理など医療上の配慮」

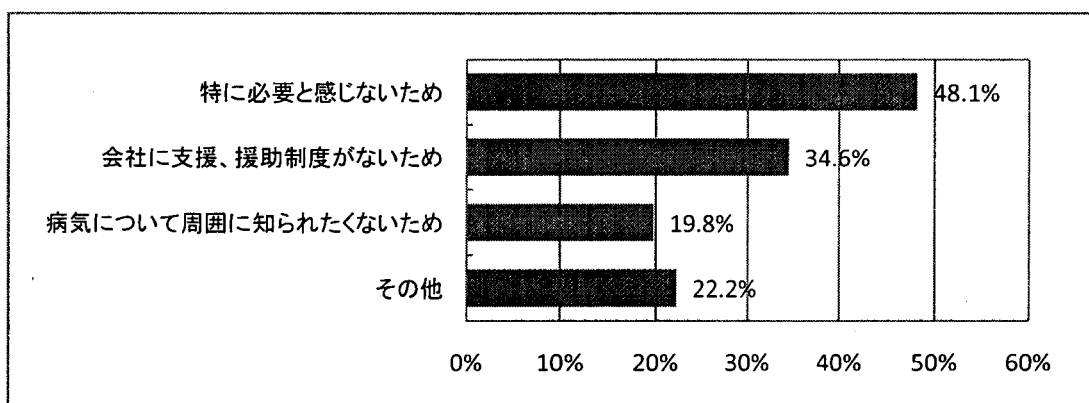
(40.0%)が多くなっている。

図7-5 職場における障害に配慮した援助（複数回答）



援助を受けていない人のうち、援助を受けていない又は希望しない理由としては、「特に必要と感じないため」(48.1%)、「会社に支援、援助制度がないため」(34.6%)が順に多くなっている。

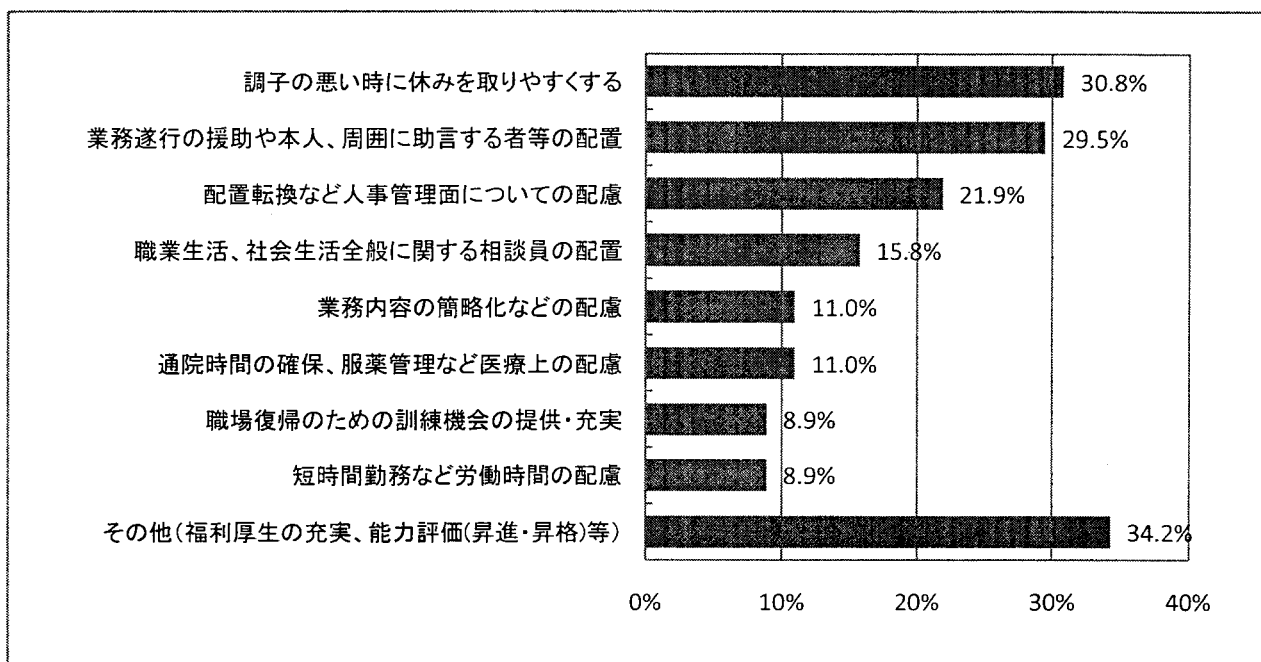
図7-6 援助を受けていない理由（複数回答）



(5) 改善等が必要な事項

仕事を続けていく上で、さらに改善・充実・整備が必要と回答した者は、46.9%である。そのうち、改善・充実・整備が必要と思われる事項としては、「調子の悪い時に休みを取りやすくする」(30.8%)、「業務遂行の援助や本人、周囲に助言する者等の配置」(29.5%)が順に多くなっている。

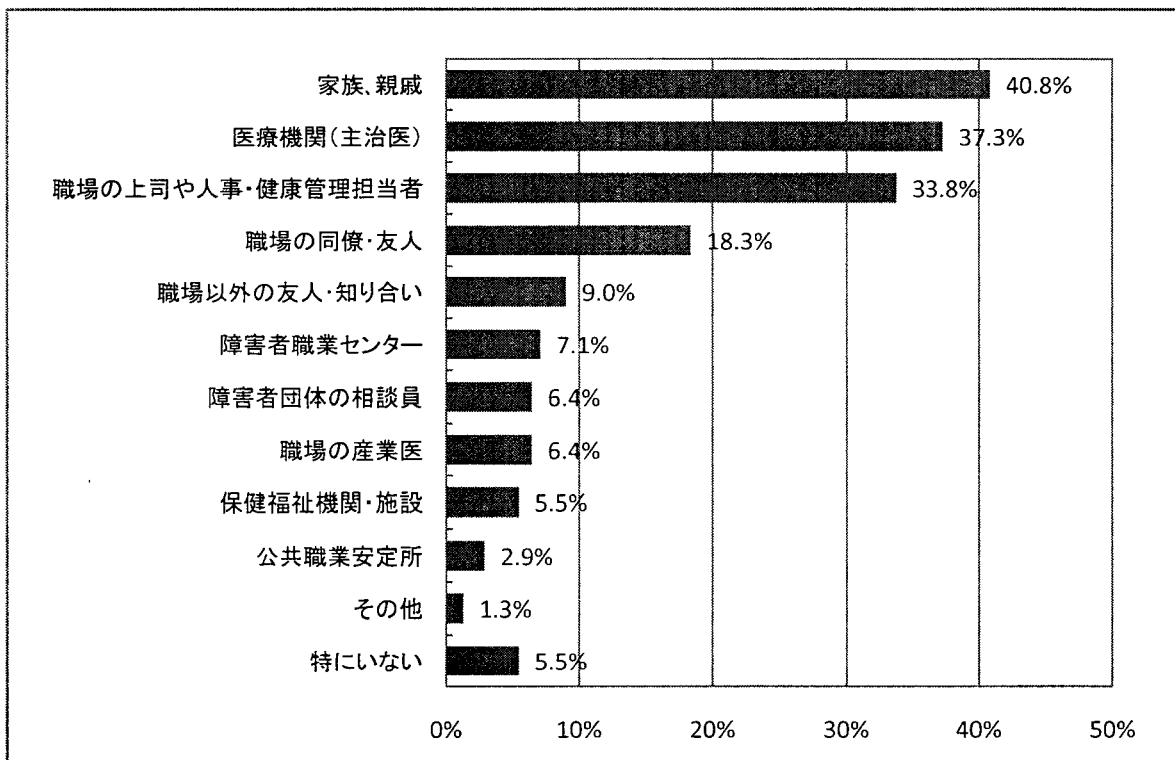
図7-7 改善等が必要な事項（複数回答）



(6) 仕事に関する相談相手

仕事や職場に関して悩みや不安を抱いた時の主な相談相手については、「家族・親戚」(40.8%)、「医療機関(主治医)」(37.3%)、「職場の上司や人事・健康管理担当者」(33.8%)が順に多くなっている。

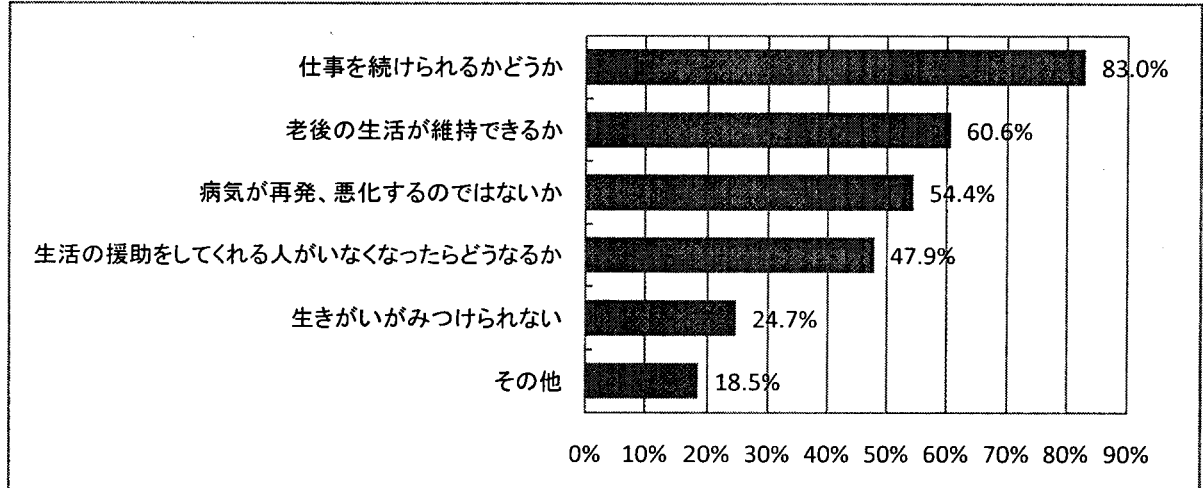
図7-8 仕事に関する相談相手（複数回答、2つまで）



(7) 将来への不安

将来に対する不安について、「ある」と回答した者は83.3%である。そのうち、不安に思っている事項としては、「仕事を続けられるかどうか」(83.0%)、「老後の生活が維持できるか」(60.6%)が順に多くなっている。

図7-9 将来への不安(複数回答)



平成21年11月20日
職業安定局高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課
課長 奈尾 基弘
主任障害者雇用専門官 佐藤 珠己
障害者雇用専門官 竹中 郁子
電話 5253-1111(内)5857, 5789
3502-6775(直通)

厳しい雇用情勢の中、民間企業の障害者雇用は進展

(平成21年6月1日現在の障害者の雇用状況について)

障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者(以下「障害者」という。)の雇用状況について報告を求めている。

厚生労働省では、今般、平成21年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめた。

◎ ポイント

【民間企業(56人以上規模)】

- 全体の実雇用率は1.63%(対前年比で0.04ポイント上昇)
- 法定雇用率を達成している企業の割合は45.5%(対前年比で0.6ポイント上昇)
- ただし、企業規模別で見ると中小企業の実雇用率は引き続き低い水準
特に100~299人規模の企業においては、実雇用率1.35%と最も低い水準

【公的機関】

- 国の機関では、97.4%の機関で法定雇用率を達成
- 都道府県の機関では、知事部局は全ての機関で法定雇用率を達成しているが、知事部局以外の機関は4.4%の機関が法定雇用率を未達成
- 市町村の機関では12.3%の機関が法定雇用率を未達成
- また、都道府県教育委員会のうち法定雇用率を達成しているのは、47機関中6機関(法定雇用率達成機関割合は12.8%)

このような状況を踏まえ、厚生労働省としては、

- ・ 公的機関は民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関に対し、各都道府県労働局長等から市町村長等の機関のトップに対して呼び出し等による指導を徹底
- ・ 民間企業については、その取組状況に応じて企業名の公表も含めた雇用率達成指導(10ページ参照)を厳正に実施

【結果の概要】

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

民間企業（56人以上規模の企業；法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は332,811.5人で、前年より2.2%（約7千人）増加した。

このうち、身体障害者は268,266人、知的障害者は56,835人、精神障害者は7,710.5人であった。

実雇用率は1.63%（前年は1.59%）、法定雇用率達成企業の割合は45.5%（前年は44.9%）であった。

〔総括表1、グラフ(1)、詳細表1(1)・(4)〕

○ 企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、300人以上規模企業で前年より増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.63%）と比較すると、

* 1,000人以上規模企業（1.83%）、500～999人規模企業（1.64%）については上回った。

* 300～499人規模企業（1.59%）、56～99人規模企業（1.40%）、100～299人規模企業（1.35%）については下回った。

なお、法定雇用率達成企業の割合は、56～99人規模企業以外の企業で前年より上昇した。

〔グラフ(2)・(3)、詳細表1(2)〕

○ 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、鉱業、採石業、砂利採取業、製造業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業以外の業種で増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.63%）と比較すると、

* 農、林、漁業（1.70%）、製造業（1.76%）、電気・ガス・熱供給・水道業（1.92%）、運輸業、郵便業（1.81%）、金融業、保険業（1.66%）、生活関連サービス業、娯楽業（1.79%）、医療・福祉（1.95%）、複合サービス業（1.69%）は上回った。

* 上記以外の業種では下回った。

〔グラフ(4)・(5)、詳細表1(3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、63.0%と過半数を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、法定雇用率未達成企業の63.4%となっている。

〔詳細表1(5)〕

○ 特例子会社の状況

平成21年6月1日現在で特例子会社の認定を受けている企業は、265社となっており、これらの特例子会社に雇用されている障害者の数は、13,306.0人であった。

このうち、身体障害者は7,470人、知的障害者は5,478人、精神障害者は358.0人であった。

[詳細表1(7)]

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関

国の機関(法定雇用率2.1%)に在職している障害者の数は6,524.0人であり、実雇用率は2.17%と前年に比べ0.01ポイント下降している。

[総括表2(1)、詳細表2(1)、4(1)]

(2) 都道府県の機関

都道府県の機関(法定雇用率2.1%)に在職している障害者の数は7,825.0人であり、実雇用率は2.48%と前年に比べ0.04ポイント上昇している(知事部局は全て達成、知事部局以外は113機関中108機関が達成)。

[総括表2(2)、詳細表2(2)、4(2)・(3)]

(3) 市町村の機関

市町村の機関(法定雇用率2.1%)に在職している障害者の数は22,417.5人であり、実雇用率は2.37%と前年に比べ0.04ポイント上昇している(市町村の機関は2,448機関中2,146機関が達成)。

[総括表2(3)、詳細表2(3)]

(4) 都道府県等の教育委員会

2.0%の法定雇用率が適用される都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は10,921.0人であり、実雇用率は1.72%と前年に比べ0.1ポイント上昇している(都道府県教育委員会は47機関中6機関が達成、市町村教育委員会は91機関中69機関が達成)。

[総括表2(4)、詳細表2(4)、4(4)]

3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等(法定雇用率2.1%)に雇用されている障害者の数は5,314.0人であり、実雇用率は2.11%と前年に比べ0.06ポイント上昇している(独立行政法人等は243法人中177法人が達成)。

このうち国立大学法人等に雇用されている障害者の数は2,131.0人であり、実雇用率は2.01%と前年に比べ0.12ポイント上昇している(国立大学法人等は90法人中60法人が達成)。

[総括表3、詳細表3、4(5)]

平成21年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
民間企業	20,441,198 人	332,811.5 人	1.63 %	32,891 / 72,328	45.5 %
	(20,499,012 人)	(325,603.0 人)	(1.59 %)	(32,803 / 73,042)	(44.9 %)

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	300,636 人	6,524.0 人	2.17 %	38 / 39	97.4 %
	(299,851 人)	(6,548.0 人)	(2.18 %)	(38 / 38)	(100.0 %)
行政機関	273,330 人	5,911.0 人	2.16 %	29 / 30	96.7 %
	(272,626 人)	(5,929.0 人)	(2.17 %)	(29 / 29)	(100.0 %)
立法機関	3,230 人	69.0 人	2.14 %	5 / 5	100.0 %
	(3,256 人)	(70.0 人)	(2.15 %)	(5 / 5)	(100.0 %)
司法機関	24,076 人	544.0 人	2.26 %	4 / 4	100.0 %
	(23,969 人)	(549.0 人)	(2.29 %)	(4 / 4)	(100.0 %)

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	315,993 人	7,825.0 人	2.48 %	155 / 160	96.9 %
	(326,448 人)	(7,968.5 人)	(2.44 %)	(152 / 160)	(95.0 %)
都道府県知事部局	257,667 人	6,404.0 人	2.49 %	47 / 47	100.0 %
	(267,644 人)	(6,555.5 人)	(2.45 %)	(47 / 47)	(100.0 %)
その他の都道府県機関	58,326 人	1,421.0 人	2.44 %	108 / 113	95.6 %
	(58,804 人)	(1,413.0 人)	(2.40 %)	(105 / 113)	(92.9 %)

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	946,950 人	22,417.5 人	2.37 %	2,146 / 2,448	87.7 %
	(962,319 人)	(22,397.0 人)	(2.33 %)	(2,107 / 2,512)	(83.9 %)

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	634,186 人	10,921.0 人	1.72 %	75 / 138	54.3 %
	(645,933 人)	(10,459.0 人)	(1.62 %)	(78 / 141)	(55.3 %)
都道府県教育委員会	541,403 人	9,217.0 人	1.70 %	6 / 47	12.8 %
	(553,373 人)	(8,767.0 人)	(1.58 %)	(4 / 47)	(8.5 %)
市町村教育委員会	92,783 人	1,704.0 人	1.84 %	69 / 91	75.8 %
	(92,560 人)	(1,692.0 人)	(1.83 %)	(74 / 94)	(78.7 %)

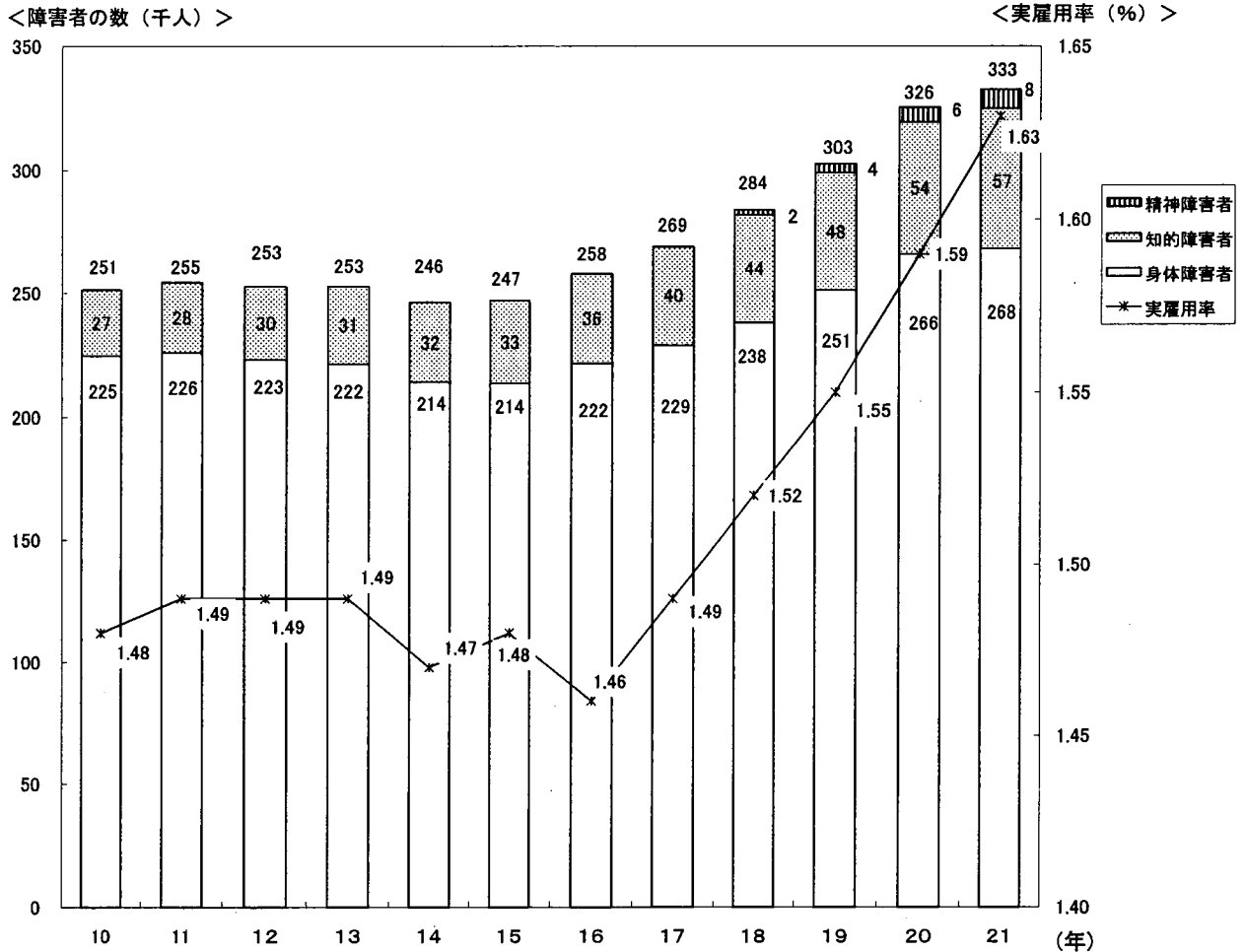
3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
計	251,756 人	5,314.0 人	2.11 %	177 / 243	72.8 %
	(243,297 人)	(4,999.5 人)	(2.05 %)	(181 / 248)	(73.0 %)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	123,682 人	2,818.0 人	2.28 %	78 / 93	83.9 %
	(120,365 人)	(2,722.5 人)	(2.26 %)	(84 / 100)	(84.0 %)
国立大学法人等	106,131 人	2,131.0 人	2.01 %	60 / 90	66.7 %
	(103,173 人)	(1,945.0 人)	(1.89 %)	(58 / 90)	(64.4 %)
地方独立行政法人等	21,943 人	365.0 人	1.66 %	39 / 60	65.0 %
	(19,759 人)	(332.0 人)	(1.68 %)	(39 / 58)	(67.2 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成20年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第7号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第8号から第9号までの法人を指す。

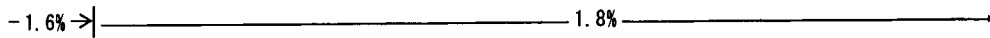
民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



<法定雇用率>

平成10年7月



注1：雇用義務のある企業（56人以上規模の企業）についての集計である。

2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで

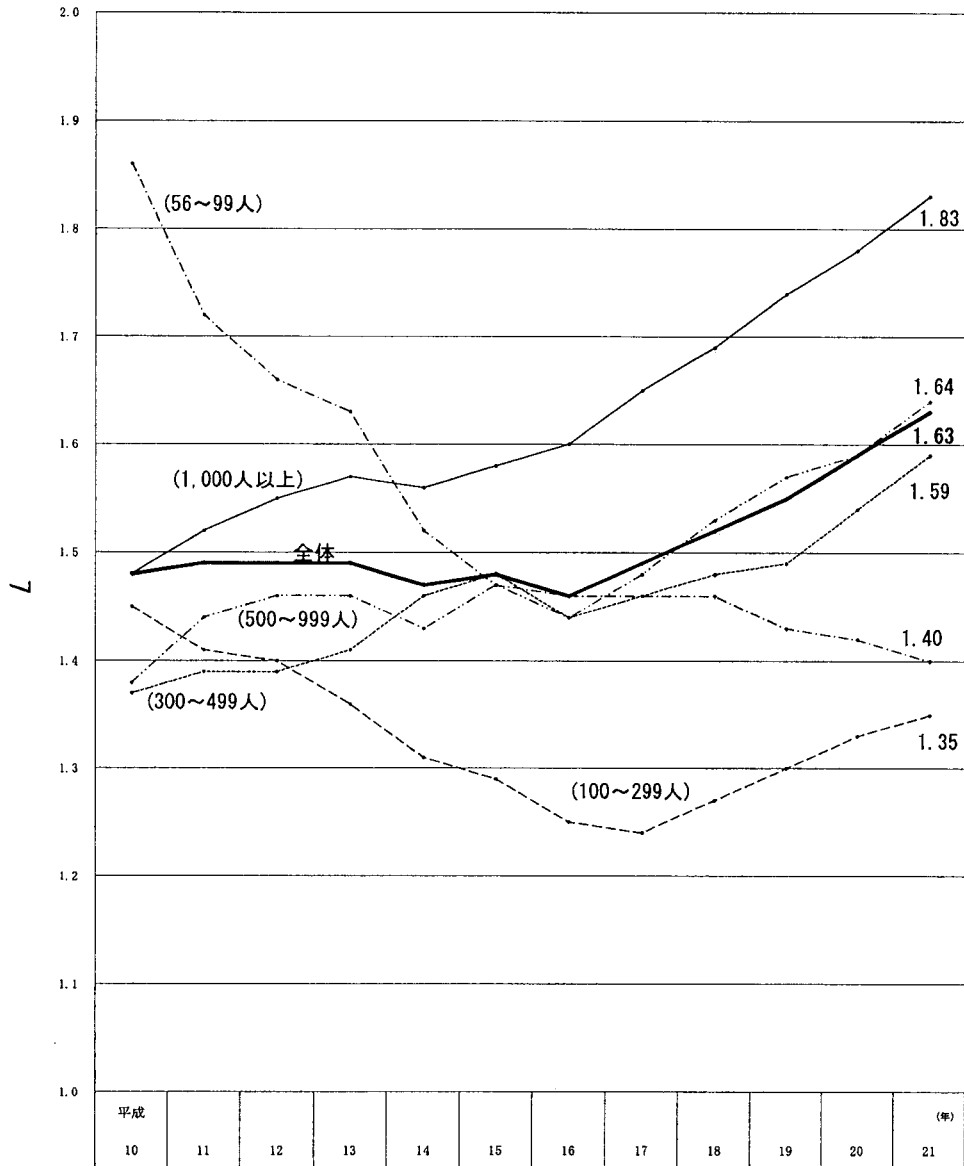
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 精神障害者である短時間労働者

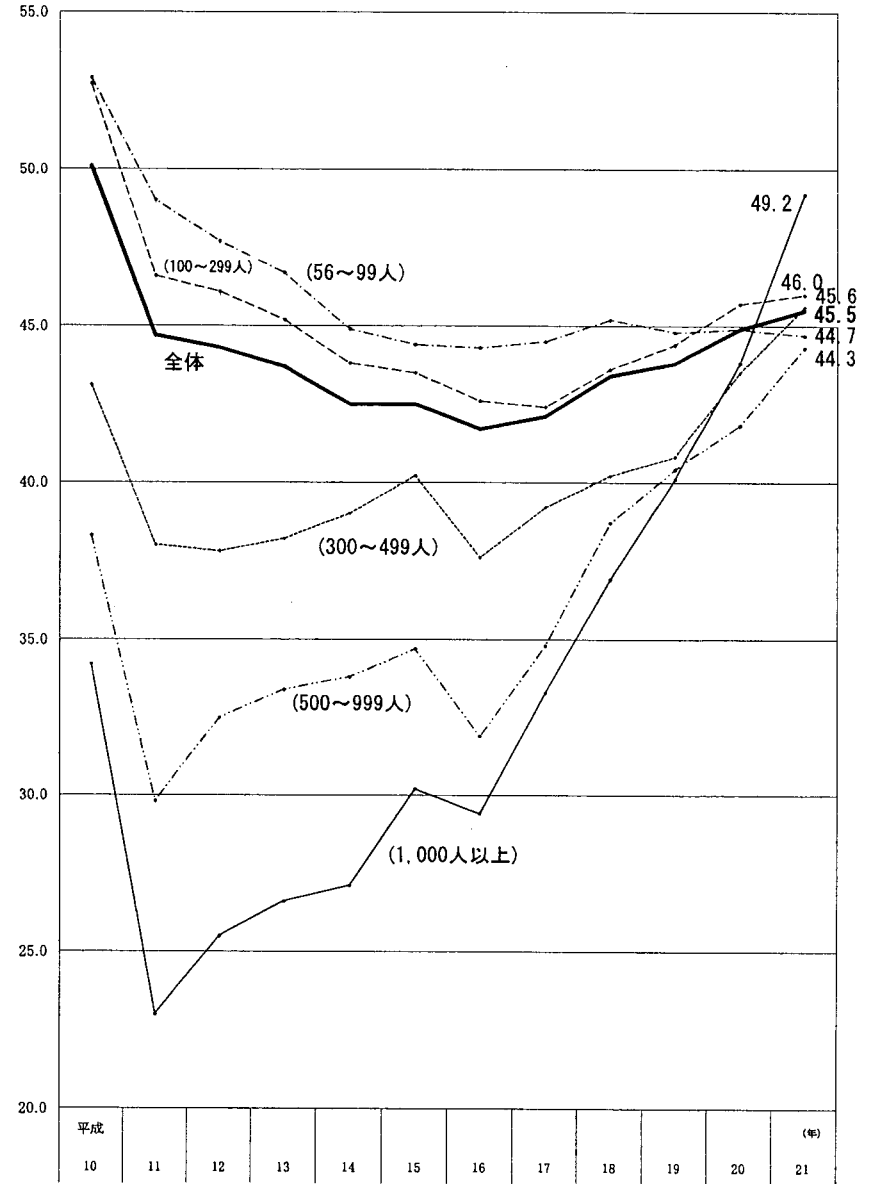
(%) (2) 企業規模別実雇用率

各年6月1日現在

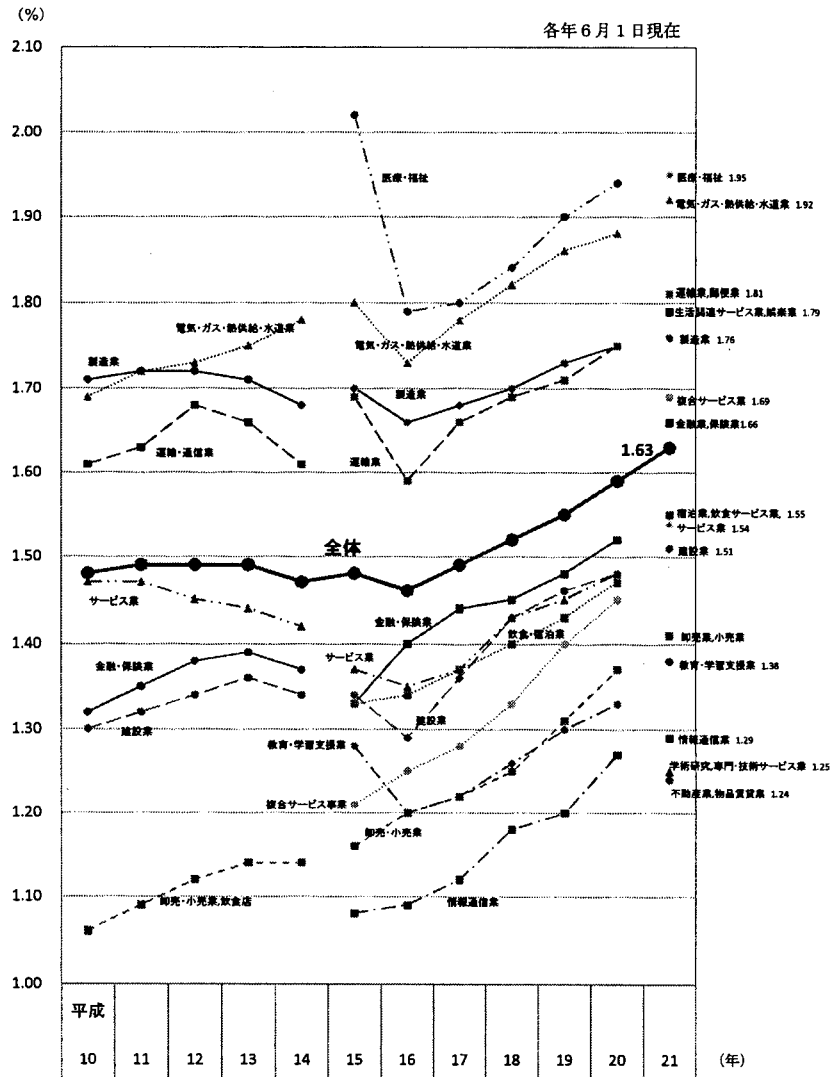


(%) (3) 企業規模別達成企業割合

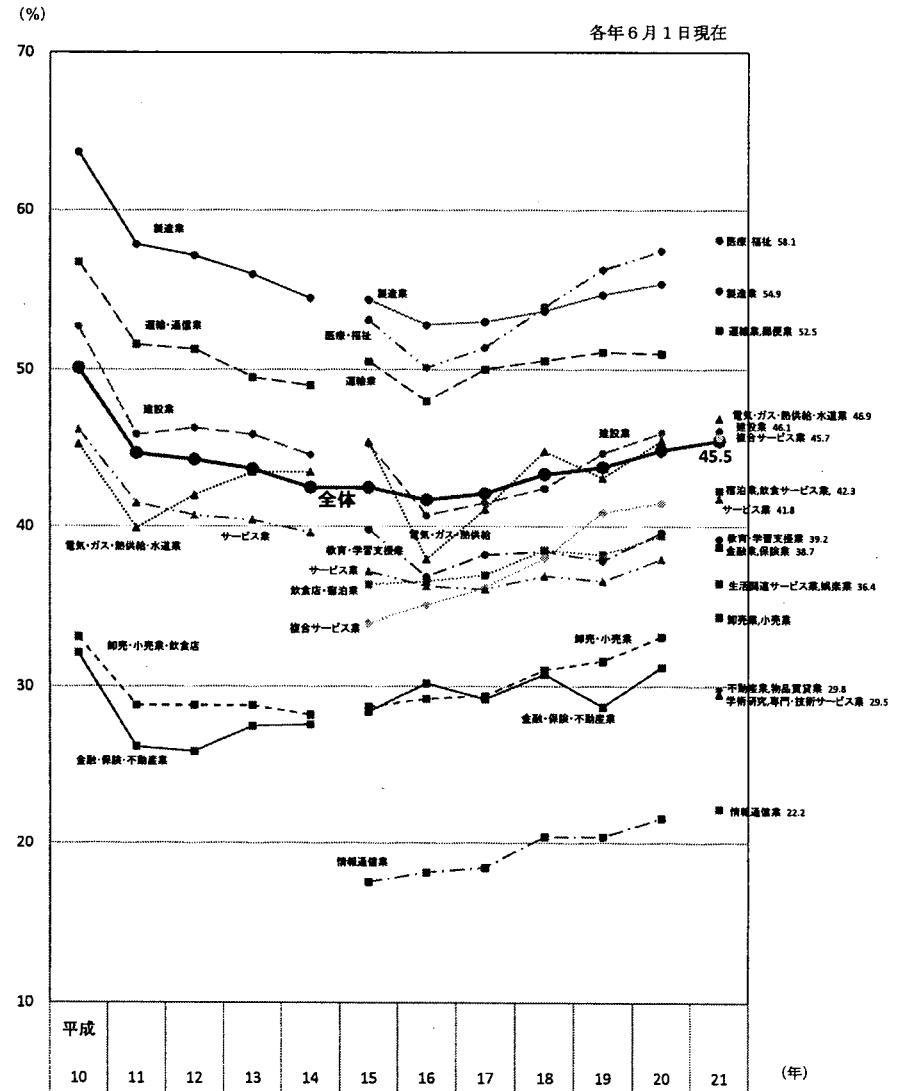
各年6月1日現在



(4)産業別実雇用率



(5)産業別達成企業割合



◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	一般の民間企業 (56人以上規模の企業)	1. 8%
	特殊法人 (労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人)	2. 1%
○ 国、地方公共団体	(48人以上規模の機関)	2. 1%
○ 都道府県等の教育委員会	(50人以上規模の機関)	2. 0%

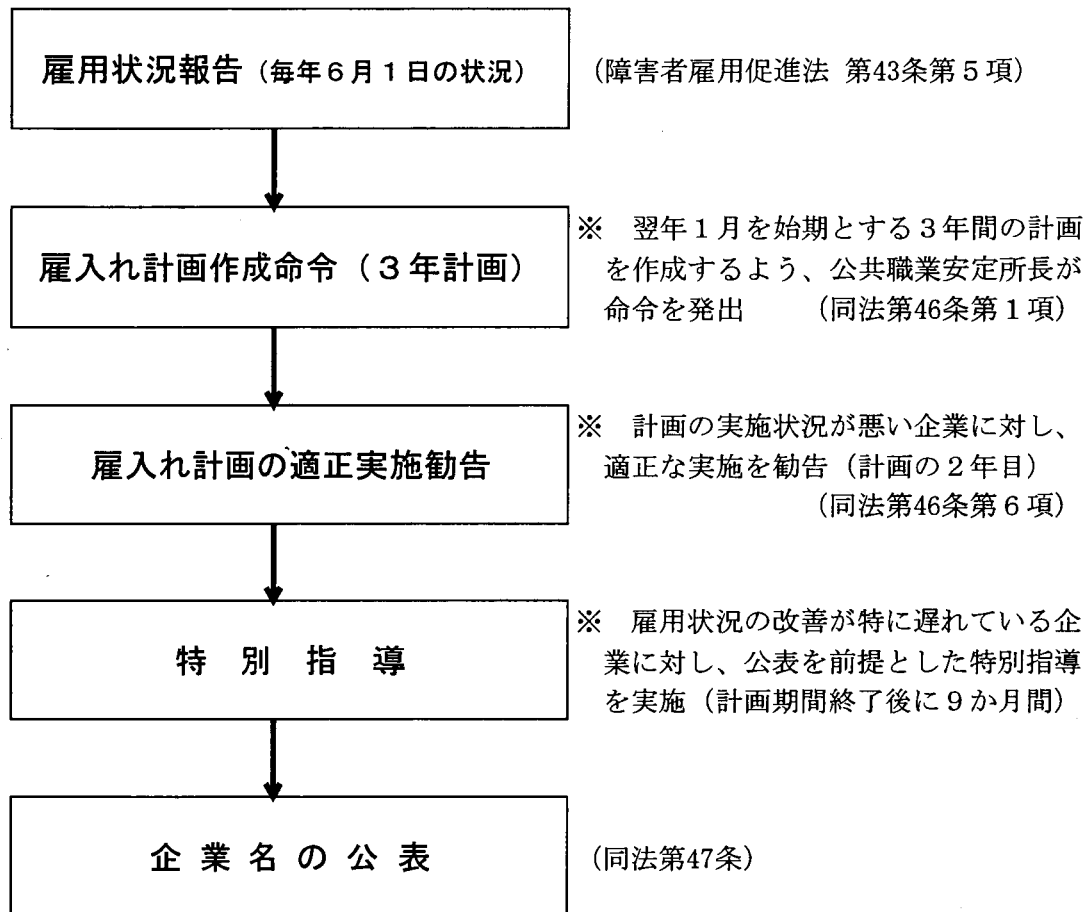
(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 平成20年度の実績
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 373社
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 313社
 - * 「特別指導」の実施 46社

- 雇入れ計画を実施中の企業 2,016社 (20年度末現在)

- 企業名の公表
 - 平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、18年度 2社、19年度 3社 (うち一社は再公表)、20年度 4社

平成21年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1	民間企業における雇用状況（法定雇用率1.8%）	
(1)	概況	12
(2)	企業規模別の雇用状況	13
(3)	産業別の雇用状況	14
(4)	民間企業における雇用状況の推移	18
(5)	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	19
(6)	都道府県別の実雇用率等の状況	20
(7)	特例子会社の状況	21
2	国、地方公共団体における在職状況	
(1)	国の機関（法定雇用率2.1%）	22
(2)	都道府県の機関（法定雇用率2.1%）	23
(3)	市町村の機関（法定雇用率2.1%）	24
(4)	法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会 （法定雇用率2.0%）	25
3	独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.1%）	26
4	公的機関の各機関の状況	
(1)	国の機関の状況（法定雇用率2.1%）	27
(2)	都道府県知事部局の状況（法定雇用率2.1%）	28
(3)	その他の都道府県機関の状況（法定雇用率2.1%）	29
(4)	都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.0%）	31
(5)	独立行政法人等の状況（法定雇用率2.1%）	32

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害 者数の算定の基 礎となる労働者 数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成企業 の数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合	
			A. 重度身 体障害者及 び重度知的 障害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以外 の身体障害 者及び精神 障害者	D. 精神障害 者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5				F. うち新規雇 用分
民間企業	企業 72,328 (73,042)	人 20,441,198 (20,499,012)	人 86,331 (84,523)	人 6,089 (5,611)	人 153,029 (150,190)	人 2,063.0 (1,512.0)	人 332,811.5 (325,603.0)	人 29,985.0 (36,840.5)	% 1.63 (1.59)	企業 32,891 (32,803)	% 45.5 (44.9)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身 体障害 者	b. 重度 身体障 害者 である 短時間 労働者	c. 重度以外 の身体障 害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	a. 重度知 的障害 者	b. 重度 知的障 害者 である 短時間 労働者	c. 重度以外 の知的障 害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	c. 精神障 害者	d. 精神障 害者 である 短時間 労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
民間企業	人 332,811.5 (325,603.0)	人 75,396 (74,273)	人 4,443 (4,065)	人 113,031 (113,432)	人 268,266 (266,043)	人 20,996 (27,348)	人 10,935 (10,250)	人 1,646 (1,546)	人 33,319 (31,517)	人 56,835 (53,563)	人 7,001 (7,453)	人 6,679 (5,241)	人 2,063.0 (1,512.0)	人 7,710.5 (5,997.0)	人 1,988.0 (2,039.5)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成20年6月2日から平成21年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成20年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成20年6月2日から平成21年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成20年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 72,328 (73,042)	人 20,441,198 (20,499,012)	人 86,331 (84,523)	人 6,089 (5,611)	人 153,029 (150,190)	人 2,063.0 (1,512.0)	人 332,811.5 (325,603.0)	人 29,985.0 (36,840.5)	% 1.63 (1.59)	企業 32,891 (32,803)	% 45.5 (44.9)
56~99	企業 27,446 (27,519)	人 2,021,593 (2,029,389)	人 6,361 (6,600)	人 732 (674)	人 14,654 (14,924)	人 315.0 (197.0)	人 28,265.5 (28,896.5)	人 2,109.0 (2,424.0)	% 1.40 (1.42)	企業 12,255 (12,350)	% 44.7 (44.9)
100~299	企業 32,042 (32,634)	人 4,825,516 (4,918,791)	人 15,082 (15,040)	人 1,464 (1,404)	人 33,336 (33,881)	人 947.0 (600.0)	人 65,287.5 (65,615.0)	人 6,101.5 (6,871.0)	% 1.35 (1.33)	企業 14,731 (14,902)	% 46.0 (45.7)
300~499	企業 5,951 (5,957)	人 2,053,155 (2,062,187)	人 8,273 (8,168)	人 684 (598)	人 15,297 (14,771)	人 225.0 (192.0)	人 32,639.5 (31,801.0)	人 3,035.0 (3,280.5)	% 1.59 (1.54)	企業 2,716 (2,594)	% 45.6 (43.5)
500~999	企業 4,045 (4,106)	人 2,543,450 (2,593,501)	人 10,860 (10,798)	人 753 (708)	人 19,045 (18,828)	人 230.0 (147.0)	人 41,633.0 (41,201.5)	人 3,991.5 (4,328.0)	% 1.64 (1.59)	企業 1,790 (1,718)	% 44.3 (41.8)
1,000以上	企業 2,844 (2,826)	人 8,997,484 (8,895,144)	人 45,755 (43,919)	人 2,456 (2,227)	人 70,697 (67,786)	人 646.0 (476.0)	人 164,986.0 (158,089.0)	人 14,748.0 (19,937.0)	% 1.83 (1.78)	企業 1,399 (1,239)	% 49.2 (43.8)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	人 332,811.5 (325,603.0)	人 75,396 (74,273)	人 4,443 (4,065)	人 113,031 (113,432)	人 268,266 (266,043)	人 20,996 (27,348)	人 10,935 (10,250)	人 1,646 (1,546)	人 33,319 (31,517)	人 56,835 (53,563)	人 7,001 (7,453)	人 6,679 (5,241)	人 2,063.0 (1,512.0)	人 7,710.5 (5,997.0)	人 1,988.0 (2,039.5)
56~99	人 28,265.5 (28,896.5)	人 4,542 (4,744)	人 415 (394)	人 9,454 (9,763)	人 18,953 (19,645)	人 315.0 (197.0)	人 1,819 (1,856)	人 317 (280)	人 4,654 (4,666)	人 8,609 (8,658)	人 495 (495)	人 546 (495)	人 315.0 (197.0)	人 703.5 (593.5)	
100~299	人 65,287.5 (65,615.0)	人 12,496 (12,573)	人 957 (904)	人 24,642 (25,492)	人 50,591 (51,542)	人 947.0 (600.0)	人 2,586 (2,467)	人 507 (500)	人 7,473 (7,309)	人 13,162 (12,743)	人 1,080 (1,080)	人 1,221 (1,080)	人 647.0 (500.0)	人 1,544.5 (1,330.0)	
300~499	人 32,639.5 (31,801.0)	人 7,180 (7,114)	人 493 (407)	人 11,294 (11,234)	人 26,147 (25,869)	人 225.0 (192.0)	人 1,093 (1,054)	人 191 (191)	人 3,300 (2,971)	人 5,677 (5,270)	人 566 (566)	人 703 (566)	人 225.0 (192.0)	人 815.5 (662.0)	
500~999	人 41,633.0 (41,201.5)	人 9,904 (9,881)	人 578 (558)	人 14,343 (14,452)	人 34,729 (34,772)	人 230.0 (147.0)	人 956 (915)	人 176 (150)	人 3,785 (3,844)	人 5,872 (5,824)	人 732 (732)	人 917 (732)	人 230.0 (147.0)	人 1,032.0 (805.5)	
1,000以上	人 164,986.0 (158,089.0)	人 41,274 (39,961)	人 2,000 (1,802)	人 53,298 (52,491)	人 137,846 (134,215)	人 646.0 (476.0)	人 4,481 (3,958)	人 456 (425)	人 14,107 (12,927)	人 23,525 (21,268)	人 3,292 (2,368)	人 646.0 (476.0)	人 3,615.0 (2,606.0)		

注 1(1)②表と同じ

③ 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用 分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成 企業の数	⑥ 法定雇用率達成 企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者						
産業計	企業 72,328 (73,042)	人 20,441,198 (20,499,012)	人 86,331 (84,523)	人 6,089 (5,611)	人 153,029 (150,190)	人 2,063.0 (1,512.0)	人 332,811.5 (325,603.0)	人 29,985.0 (36,840.5)	% 1.63 (1.59)	企業 32,891 (32,803)	% 45.5 (44.9)	
農、林、漁業	企業 173 (163)	人 22,690 (20,166)	人 69 (73)	人 5 (6)	人 242 (225)	人 1.0 (0.0)	人 385.5 (377.0)	人 24.0 (29.0)	% 1.70 (1.87)	企業 97 (100)	% 56.1 (61.3)	
鉱業、採石業、 砂利採取業	44 (49)	7,821 (7,963)	32 (29)	1 (0)	51 (62)	1.0 (0.0)	118.5 (120.0)	2.6 (2.0)	1.49 (1.61)	19 (22)	49.2 (44.9)	
建設業	2,213 (2,257)	551,497 (561,090)	2,422 (2,399)	31 (37)	3,450 (3,489)	7.0 (7.0)	8,328.5 (8,327.5)	555.5 (594.0)	1.51 (1.48)	1,021 (1,038)	46.1 (46.0)	
製造業	20,704 (21,614)	6,436,055 (6,561,838)	31,042 (31,559)	788 (773)	50,412 (51,532)	184.0 (163.0)	113,378.0 (115,100.5)	6,721.5 (8,548.0)	1.78 (1.75)	11,359 (11,962)	54.9 (55.3)	
電気・ガス・熱 供給・水道業	194 (189)	201,637 (185,781)	1,048 (932)	10 (6)	1,760 (1,625)	3.0 (0.0)	3,867.5 (3,495.0)	111.0 (137.0)	1.92 (1.88)	91 (86)	46.9 (45.5)	
情報通信業	3,438 (3,667)	1,250,314 (1,215,558)	6,714 (4,530)	65 (69)	6,535 (6,232)	23.0 (38.0)	16,067.5 (15,396.0)	1,718.5 (1,949.5)	1.29 (1.27)	851 (797)	22.2 (21.6)	
運輸業、郵便業	4,689 (4,714)	1,216,246 (1,165,153)	4,985 (4,530)	355 (292)	11,670 (11,027)	127.0 (95.0)	22,058.5 (20,426.5)	1,722.0 (1,803.0)	1.81 (1.75)	2,464 (2,403)	52.5 (51.0)	
卸売業、小売業	12,689 (13,001)	3,456,032 (3,515,134)	11,880 (11,555)	1,481 (1,494)	23,691 (25,218)	493.0 (387.0)	48,778.5 (48,012.5)	4,903.0 (5,974.5)	1.41 (1.57)	4,367 (4,306)	34.3 (35.1)	
金融業、保険業	1,357 (1,354)	1,250,162 (1,190,155)	5,698 (5,237)	108 (97)	9,253 (8,426)	14.0 (9.0)	20,774.0 (19,001.5)	2,085.0 (2,048.5)	1.66 (1.60)	525 (476)	38.7 (35.2)	
不動産業、 物品賃貸業	1,262 (1,318)	506,202 (524,130)	953 (1,019)	78 (62)	1,707 (1,760)	30.0 (23.0)	2,796.0 (3,882.5)	483.5 (599.0)	1.24 (1.20)	378 (379)	29.8 (28.8)	
学術研究、専門・ 技術サービス業	1,891 (2,091)	456,427 (576,432)	1,622 (2,030)	168 (126)	2,260 (3,408)	41.0 (19.0)	5,692.5 (7,603.5)	559.0 (1,031.0)	1.25 (1.32)	558 (574)	29.5 (27.5)	
宿泊業、飲食サ ービス業	2,097 (1,965)	568,743 (619,069)	1,042 (1,703)	430 (347)	4,445 (5,819)	109.0 (10.0)	9,813.5 (7,607.0)	944.0 (903.0)	1.55 (1.47)	607 (782)	42.5 (39.4)	
生活関連サ ービス業、娯楽業	2,378 (2,289)	445,849 (443,422)	1,937 (2,064)	180 (142)	3,910 (3,798)	75.0 (52.0)	8,001.5 (8,094.0)	1,146.5 (932.5)	1.79 (1.83)	865 (858)	36.4 (37.5)	
教育、学習支援業	1,549 (1,560)	381,708 (338,678)	1,405 (1,268)	56 (59)	2,100 (1,889)	20.0 (14.0)	4,991.0 (4,468.0)	331.0 (383.5)	1.38 (1.33)	623 (618)	39.2 (39.6)	
医療、福祉	9,605 (9,164)	1,591,438 (1,485,544)	7,837 (7,410)	1,340 (1,186)	13,738 (12,548)	661.0 (396.0)	31,082.5 (28,752.0)	3,572.5 (3,483.5)	1.95 (1.94)	5,585 (5,262)	58.1 (57.4)	
複合サービス業	884 (925)	578,154 (568,232)	2,250 (2,018)	283 (227)	4,982 (4,429)	95.0 (74.0)	9,792.5 (8,723.0)	282.5 (324.5)	1.60 (1.54)	404 (353)	45.7 (41.4)	
サービス業	6,711 (6,672)	1,741,223 (1,824,450)	6,695 (6,373)	690 (647)	12,720 (12,715)	179.0 (183.0)	26,899.5 (26,199.5)	4,823.0 (8,528.0)	1.54 (1.44)	2,804 (2,767)	41.8 (41.5)	

注 1 (1)①の表と同じ

* 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
産業計	332,811.5 (325,603.0)	75,396 (74,273)	4,443 (4,065)	113,031 (113,432)	268,266 (266,043)	20,996 (27,348)	10,935 (10,250)	1,646 (1,546)	33,319 (31,517)	56,835 (53,563)	7,001 (7,453)	6,679 (5,241)	2,063.0 (1,512.0)	7,710.5 (5,997.0)	1,988.0 (2,039.5)
農、林、漁業	385.5 (377.0)	53 (51)	3 (5)	141 (136)	250 (243)		16 (22)	2 (1)	94 (83)	128 (128)		7 (6)	1.0 (0.0)	7.5 (6.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	118.5 (120.0)	32 (29)	1 (0)	50 (61)	115 (119)		0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)		0 (0)	1.0 (0.0)	0.5 (0.0)	
建設業	8,328.5 (8,327.5)	2,375 (2,357)	28 (30)	3,240 (3,309)	8,018 (8,053)		47 (42)	3 (7)	97 (96)	194 (187)		113 (84)	7.0 (7.0)	116.5 (87.5)	
製造業	113,378.0 (115,100.5)	27,428 (27,808)	589 (594)	37,400 (38,872)	92,841 (95,078)		3,616 (3,553)	199 (179)	11,359 (11,300)	18,790 (18,585)		1,853 (1,361)	184.0 (153.0)	1,745.0 (1,437.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	3,867.5 (3,495.0)	1,021 (921)	9 (6)	1,618 (1,527)	3,669 (3,375)		27 (11)	1 (0)	98 (68)	153 (90)		44 (30)	3.0 (0.0)	45.5 (30.0)	
情報通信業	18,067.5 (16,396.0)	4,604 (4,436)	95 (87)	5,665 (5,559)	14,968 (14,518)		110 (94)	0 (2)	319 (238)	539 (428)		549 (435)	23.0 (30.0)	560.5 (450.0)	
運輸業、郵便業	22,058.5 (20,426.5)	4,411 (4,110)	274 (226)	9,348 (9,188)	18,444 (17,634)		574 (420)	81 (66)	1,962 (1,617)	3,191 (2,523)		360 (222)	127.0 (95.0)	423.5 (269.5)	
卸売業、小売業	48,778.5 (48,012.5)	9,831 (9,780)	1,128 (1,140)	14,913 (15,086)	35,703 (35,786)		1,849 (1,775)	353 (354)	7,584 (7,175)	11,635 (11,080)		1,194 (953)	493.0 (387.0)	1,440.5 (1,146.5)	
金融業、保険業	20,774.0 (19,001.5)	5,630 (5,199)	105 (94)	8,880 (8,157)	20,245 (18,649)		68 (38)	3 (3)	179 (126)	318 (205)		204 (143)	14.0 (9.0)	211.0 (147.5)	
不動産業、物品賃貸業	3,796.0 (3,882.5)	889 (922)	57 (64)	1,401 (1,381)	3,198 (3,289)		84 (97)	21 (19)	318 (293)	507 (508)		78 (76)	30.0 (23.0)	93.0 (87.5)	
学術研究、専門・技術サービス業	5,692.5 (7,603.5)	1,534 (1,908)	148 (105)	1,865 (2,674)	5,081 (6,595)		88 (122)	20 (21)	273 (572)	469 (837)		122 (162)	41.0 (19.0)	142.5 (171.5)	
宿泊業、飲食サービス業	8,813.5 (7,607.0)	1,268 (1,073)	266 (194)	2,185 (1,916)	4,987 (4,256)		674 (630)	164 (153)	2,067 (1,773)	3,679 (3,186)		193 (130)	109.0 (70.0)	247.5 (165.0)	
生活関連サービス業、娯楽業	8,001.5 (8,094.0)	1,075 (1,123)	125 (90)	1,851 (1,869)	4,126 (4,205)		862 (941)	55 (52)	1,868 (1,791)	3,647 (3,725)		191 (138)	75.0 (52.0)	228.5 (164.0)	
教育・学習支援業	4,991.0 (4,486.0)	1,328 (1,217)	48 (51)	1,853 (1,721)	4,557 (4,209)		77 (48)	18 (9)	186 (124)	358 (228)		66 (44)	20.0 (14.0)	76.0 (51.0)	
医療、福祉	31,082.5 (28,752.0)	6,391 (6,091)	771 (675)	9,154 (8,613)	22,707 (21,470)		1,446 (1,319)	569 (511)	3,844 (3,400)	7,305 (6,549)		740 (535)	661.0 (396.0)	1,070.5 (733.0)	
複合サービス事業	9,792.5 (8,723.0)	2,047 (1,846)	234 (188)	3,739 (3,480)	8,067 (7,370)		203 (169)	29 (29)	698 (562)	1,133 (928)		545 (387)	95.0 (74.0)	592.5 (424.0)	
サービス業	26,889.5 (26,199.5)	5,501 (5,404)	562 (506)	9,728 (9,883)	21,292 (21,197)		1,194 (969)	128 (141)	2,372 (2,297)	4,888 (4,376)		620 (535)	179.0 (183.0)	709.5 (626.5)	

注 1 (1) ②の表と同じ
 ※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者						
製造業計	企業 20,704 (21,614)	人 6,436,055 (6,561,838)	人 31,042 (31,359)	人 788 (773)	人 50,412 (51,533)	人 184.0 (153.0)	人 113,376.0 (115,100.5)	人 8,548.0 (8,548.0)	% 1.76 (1.75)	企業 11,359 (11,952)	% 54.9 (55.3)	
食料品・たばこ	企業 3,235 (3,149)	人 780,367 (756,779)	人 3,180 (3,148)	人 232 (201)	人 8,610 (8,409)	人 60.0 (46.0)	人 15,232.0 (14,929.0)	人 1,116.5 (1,116.5)	% 1.95 (1.97)	企業 2,073 (2,018)	% 64.1 (64.1)	
繊維・衣服	886 (970)	159,770 (175,236)	773 (842)	35 (29)	1,577 (1,694)	9.0 (14.0)	3,162.5 (3,414.0)	185.5 (195.5)	1.48 (1.95)	571 (630)	64.4 (64.9)	
木材・家具	417 (445)	80,493 (76,248)	358 (326)	7 (10)	783 (806)	0.0 (0.0)	1,506.0 (1,468.0)	70.0 (70.0)	1.87 (1.93)	261 (289)	62.6 (64.9)	
パルプ・紙・印刷	1,696 (1,785)	335,006 (350,629)	1,473 (1,646)	44 (43)	2,701 (2,798)	7.0 (5.0)	5,694.5 (5,935.5)	397.5 (397.5)	1.70 (1.69)	908 (949)	53.5 (53.2)	
化学工業	2,181 (2,229)	789,077 (796,257)	3,584 (3,488)	88 (95)	5,868 (5,970)	18.0 (19.0)	13,133.0 (13,050.5)	1,099.5 (1,099.5)	1.66 (1.64)	1,028 (1,059)	47.1 (47.5)	
窯業・土石	578 (633)	131,318 (144,929)	556 (585)	15 (16)	1,127 (1,264)	1.0 (1.0)	2,252.5 (2,439.5)	176.5 (176.5)	1.72 (1.68)	330 (349)	57.1 (55.1)	
鉄鋼	412 (423)	147,733 (159,286)	654 (756)	12 (8)	1,279 (1,343)	2.0 (1.0)	2,600.0 (2,863.5)	141.0 (141.0)	1.76 (1.80)	243 (254)	59.0 (60.0)	
非鉄金属	386 (413)	103,417 (114,561)	476 (511)	5 (14)	809 (980)	2.0 (3.0)	1,767.0 (2,017.5)	185.5 (185.5)	1.71 (1.76)	218 (238)	56.5 (57.6)	
金属製品	1,616 (1,769)	285,513 (287,633)	1,270 (1,292)	42 (35)	2,470 (2,632)	8.0 (10.0)	5,056.0 (5,256.0)	308.5 (308.5)	1.77 (1.83)	908 (1,049)	56.2 (59.3)	
電気機械	2,105 (2,403)	1,038,947 (1,112,875)	6,130 (6,397)	70 (71)	6,750 (7,257)	14.0 (11.0)	18,087.0 (20,127.5)	1,248.0 (1,248.0)	1.84 (1.81)	1,145 (1,311)	54.4 (54.6)	
その他機械	5,018 (5,245)	1,917,776 (1,934,493)	9,405 (9,277)	161 (181)	13,596 (13,584)	41.0 (23.0)	32,587.5 (32,330.5)	2,762.0 (2,762.0)	1.70 (1.67)	2,601 (2,719)	51.8 (51.8)	
その他	2,174 (2,150)	866,548 (882,912)	3,184 (3,191)	77 (70)	4,842 (4,807)	22.0 (20.0)	11,298.0 (11,269.0)	849.5 (849.5)	1.70 (1.73)	1,073 (1,087)	49.4 (50.6)	

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数				③知的障害者の数				④精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
製造業計	113,376.0 (115,100.5)	27,426 (27,806)	589 (594)	37,400 (38,872)	92,841 (95,078)	3,616 (3,553)	199 (179)	11,359 (11,300)	18,790 (18,565)	1,653 (1,361)	184.0 (153.0)	1745.0 (1437.5)
食品・たばこ	15,232.0 (14,929.0)	2,155 (2,113)	152 (129)	4,399 (4,416)	8,861 (8,771)	1,025 (1,035)	80 (72)	3,967 (3,788)	6,097 (5,930)	244 (205)	60.0 (46.0)	274.0 (228.0)
繊維工業	3,162.5 (3,414.0)	656 (733)	31 (23)	1,106 (1,190)	2,448 (2,679)	117 (109)	4 (6)	432 (469)	670 (693)	40 (35)	9.0 (14.0)	44.5 (42.0)
木材・家具	1,506.0 (1,468.0)	332 (303)	5 (7)	561 (580)	1,230 (1,193)	26 (23)	2 (3)	204 (216)	258 (265)	18 (10)	0.0 (0.0)	18.0 (10.0)
パルプ・紙・印刷	5,694.5 (6,936.5)	1,351 (1,431)	36 (33)	2,073 (2,174)	4,811 (5,074)	122 (115)	8 (10)	540 (540)	792 (780)	88 (79)	7.0 (5.0)	91.5 (81.5)
化学工業	13,133.0 (13,050.5)	3,119 (3,079)	61 (66)	4,793 (4,922)	11,092 (11,146)	465 (409)	27 (29)	895 (894)	1,852 (1,741)	180 (154)	18.0 (19.0)	189.0 (163.5)
窯業・土石	2,252.5 (2,439.5)	481 (516)	10 (12)	856 (974)	1,827 (2,018)	74 (70)	5 (4)	241 (260)	394 (404)	31 (19)	1.0 (1.0)	31.5 (19.5)
鉄鋼	2,600.0 (2,863.5)	614 (712)	11 (8)	1,154 (1,219)	2,393 (2,651)	40 (44)	1 (0)	91 (98)	172 (186)	34 (26)	2.0 (1.0)	35.0 (26.5)
非鉄金属	1,787.0 (2,017.5)	427 (430)	5 (13)	640 (768)	1,499 (1,641)	49 (81)	0 (1)	143 (180)	241 (343)	26 (32)	2.0 (3.0)	27.0 (33.5)
金属製品	5,056.0 (5,256.0)	971 (1,008)	39 (35)	1,751 (1,859)	3,732 (3,910)	299 (284)	3 (0)	671 (727)	1,272 (1,295)	48 (46)	8.0 (10.0)	52.0 (51.0)
電気機械	19,087.0 (20,127.5)	5,740 (5,966)	49 (56)	5,459 (5,892)	16,988 (17,880)	390 (431)	21 (15)	1,025 (1,144)	1,826 (2,021)	266 (221)	14.0 (11.0)	273.0 (226.5)
その他機械	32,587.5 (32,330.5)	8,742 (8,640)	138 (160)	10,852 (11,054)	28,474 (28,494)	663 (637)	23 (21)	2,255 (2,142)	3,604 (3,437)	489 (388)	41.0 (23.0)	509.5 (399.5)
その他	11,298.0 (11,269.0)	2,838 (2,876)	52 (52)	3,768 (3,819)	9,486 (9,823)	345 (316)	25 (18)	895 (842)	1,612 (1,490)	189 (146)	22.0 (20.0)	200.0 (158.0)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
昭和 54 年	128,493		1.12		52.0	
55	135,228	6,735	1.13	0.01	51.6	△ 0.4
56	144,713	9,485	1.18	0.05	53.4	1.8
57	152,603	7,890	1.22	0.04	53.8	0.4
58	155,515	2,912	1.23	0.01	53.5	△ 0.3
59	159,909	4,394	1.25	0.02	53.6	0.1
60	168,276	8,367	1.26	0.01	53.5	△ 0.1
61	170,247	1,971	1.26	0.00	53.8	0.3
62	171,880	1,633	1.25	△ 0.01	53.0	△ 0.8
63	187,115	15,235	1.31	0.06	51.5	△ 1.5
	(177,708)	(5,828)	(1.25)	(0.00)		
平成 元年	195,276	8,161	1.32	0.01	51.6	0.1
2	203,634	8,358	1.32	0.00	52.2	0.6
3	214,814	11,180	1.32	0.00	51.8	△ 0.4
4	229,627	14,813	1.36	0.04	51.9	0.1
5	240,985	11,358	1.41	0.05	51.4	△ 0.5
	(237,621)	(7,994)	(1.39)	(0.03)		
6	245,348	4,363	1.44	0.03	50.4	△ 1.0
7	247,077	1,729	1.45	0.01	50.6	0.2
8	247,982	905	1.47	0.02	50.5	△ 0.1
9	250,030	2,048	1.47	0.00	50.2	△ 0.3
10	251,443	1,413	1.48	0.01	50.1	△ 0.1
11	254,562	3,119	1.49	0.01	44.7	△ 5.4
	(249,920)	(△ 1,523)	(1.48)	(0.00)		
12	252,836	△ 1,726	1.49	0.00	44.3	△ 0.4
13	252,870	34	1.49	0.00	43.7	△ 0.6
14	246,284	△ 6,586	1.47	△ 0.02	42.5	△ 1.2
15	247,093	809	1.48	0.01	42.5	0.0
16	257,939	10,846	1.46	△ 0.02	41.7	△ 0.8
17	269,066	11,127	1.49	0.03	42.1	0.4
18	283,750.5	14,684.5	1.52	0.03	43.4	1.3
	(281,833)	(12,767)	(1.51)	(0.02)		
19	302,716.0	18,965.5	1.55	0.03	43.8	0.4
20	325,603	22,887	1.59	0.04	44.9	1.1
21	332,811.5	7,208.5	1.63	0.04	45.5	0.6

注1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

注2

() 内は、それぞれ制度改正前の前年度と同じ方法により計算した数値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	39,437 (100.0%)	24,861 (63.0%)	8,497 (21.5%)	2,920 (7.4%)	1,597 (4.0%)	1,266 (3.2%)	228 (0.6%)	59 (0.1%)	9 (0.0%)	25,002 (63.4%)
56-99人	15,191 (100.0%)	15,191 (100.0%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	15,129 (99.6%)
100-299人	17,311 (100.0%)	8,178 (47.2%)	7,009 (40.5%)	1,841 (9.5%)	418 (2.4%)	67 (0.4%)	— —	— —	— —	9,638 (55.7%)
300-499人	3,235 (100.0%)	826 (25.5%)	818 (25.3%)	673 (20.8%)	580 (17.9%)	338 (10.4%)	— —	— —	— —	190 (5.9%)
500-999人	2,255 (100.0%)	481 (21.3%)	477 (21.2%)	414 (18.4%)	403 (17.9%)	440 (19.5%)	40 (1.8%)	— —	— —	41 (1.8%)
1,000人以上	1,445 (100.0%)	187 (12.9%)	193 (13.4%)	192 (13.3%)	196 (13.6%)	421 (29.1%)	188 (13.0%)	59 (4.1%)	9 (0.6%)	4 (0.3%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注1 都道府県別の状況は、①～③欄については、企業の主たる事務所(特例子会社及び関係会社特例の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

2 「(参考)事業所所在地による集計」は、事業所(雇用保険適用事業所)単位にその所在する都道府県において集計したものである。

都道府県名	①実雇用率	(対前年増減)	②法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	③法定雇用率達成企業の数	(参考)事業所所在 地による集計の実雇 用率	(対前年増減)
全国	1.63	0.04	45.5	0.6	32,891 / 72,328	1.63	0.04
北海道	1.77	0.03	49.7	0.2	1,278 / 2,572	1.80	0.03
青森	1.65	0.08	44.2	1.6	292 / 661	1.61	0.04
岩手	1.78	0.04	51.2	2.5	370 / 723	1.75	0.02
宮城	1.57	△0.01	45.2	△0.2	506 / 1,119	1.60	0.02
秋田	1.53	0.02	51.4	△0.7	290 / 564	1.56	0.05
山形	1.56	0.05	52.6	2.7	373 / 709	1.58	0.07
福島	1.56	0.02	45.3	1.0	474 / 1,046	1.55	0.03
茨城	1.54	0.00	50.7	△1.1	560 / 1,105	1.59	△0.02
栃木	1.54	0.06	47.3	4.0	390 / 824	1.60	0.05
群馬	1.56	0.06	47.0	△0.4	469 / 997	1.60	0.02
埼玉	1.54	0.04	41.6	0.6	886 / 2,128	1.63	0.05
千葉	1.53	0.01	48.2	0.5	773 / 1,603	1.61	0.05
東京	1.56	0.05	31.1	1.2	5,040 / 16,189	1.47	0.06
神奈川	1.57	0.08	43.5	0.5	1,468 / 3,376	1.75	0.04
新潟	1.55	0.01	48.3	△0.3	667 / 1,380	1.56	△0.01
富山	1.67	0.01	60.2	0.8	480 / 798	1.67	0.02
石川	1.60	△0.02	50.7	△1.0	397 / 783	1.65	△0.04
福井	2.25	0.23	55.8	2.2	306 / 548	2.22	0.24
山梨	1.61	0.09	51.3	3.9	220 / 429	1.64	0.07
長野	1.72	0.03	54.9	△1.8	667 / 1,216	1.75	0.05
岐阜	1.69	0.01	53.8	△0.3	589 / 1,094	1.73	0.03
静岡	1.65	0.02	49.2	△0.5	1,083 / 2,202	1.67	0.03
愛知	1.57	0.04	43.1	1.4	1,939 / 4,501	1.56	0.03
三重	1.50	0.01	48.7	△1.5	400 / 821	1.58	0.03
滋賀	1.67	0.02	55.8	1.6	322 / 577	1.74	0.01
京都	1.77	0.01	47.5	△0.5	653 / 1,376	1.75	0.01
大阪	1.60	0.01	42.9	0.1	2,619 / 6,100	1.62	0.03
兵庫	1.76	0.00	54.4	△0.5	1,361 / 2,502	1.83	0.02
奈良	2.00	0.15	57.7	2.6	235 / 407	2.06	0.09
和歌山	2.02	0.04	59.6	6.1	242 / 406	2.13	0.03
鳥取	1.78	0.00	59.0	△1.5	206 / 349	1.78	0.05
島根	1.78	0.00	63.7	1.3	258 / 405	1.77	0.01
岡山	1.79	0.00	54.3	△1.1	584 / 1,075	1.77	△0.04
広島	1.77	0.07	49.1	0.8	837 / 1,705	1.75	0.07
山口	2.22	0.00	54.7	△0.1	373 / 682	2.17	0.00
徳島	1.61	0.08	52.8	5.6	181 / 343	1.62	0.07
香川	1.72	0.05	59.4	1.1	369 / 621	1.76	0.02
愛媛	1.66	0.01	52.3	△2.2	381 / 728	1.68	0.00
高知	1.75	0.08	57.3	4.5	212 / 370	1.86	0.12
福岡	1.70	0.04	50.7	△0.8	1,359 / 2,680	1.71	0.01
佐賀	2.13	0.00	70.6	△0.3	314 / 445	2.05	△0.02
長崎	2.07	0.06	59.4	1.4	404 / 680	2.19	0.06
熊本	2.00	0.09	58.0	1.6	529 / 912	2.04	0.11
大分	2.15	△0.05	60.2	△2.4	343 / 570	2.59	△0.01
宮崎	2.01	0.04	65.1	1.8	355 / 545	2.01	△0.19
鹿児島	1.95	0.06	59.3	0.8	501 / 845	1.96	0.05
沖縄	1.82	0.13	54.5	6.4	336 / 617	1.81	0.12

(7) 特例子会社の状況

① 概況

区分	① 特例子会社数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数				
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5
特例子会社	社 265 (242)	人 12,570 (11,476)	人 4,696 (4,302)	人 71 (62)	人 3,818 (3,274)	人 50.0 (41.0)	人 13,306.0 (11,960.5)

注 1(1)①の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
特例子会社	人 13,306.0 (11,960.5)	人 3,049 (2,911)	人 33 (31)	人 1,339 (1,254)	人 7,470 (7,107)	人 1,647 (1,391)	人 38 (31)	人 2,146 (1,799)	人 5,478 (4,612)	人 333 (221)	人 50.0 (41.0)	人 358.0 (241.5)

注 1(1)②の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

(参考)平成21年10月末現在の状況

- 特例子会社数 271社
- グループ適用を受けているグループ数 115グループ

◎ 「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝1.8％）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。
その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	機関 39 (38)	300,636 (299,851)	886 (881)	40 (41)	4,708 (4,745)	8.0 (0.0)	6,524.0 (6,548.0)	182.5 (156.0)	2.17 (2.18)	機関 38 (38)	97.4 (100.0)
行政機関	機関 30 (29)	273,330 (272,626)	825 (820)	40 (41)	4,217 (4,248)	8.0 (0.0)	5,911.0 (5,929)	177.5 (150.0)	2.16 (2.17)	機関 29 (29)	96.7 (100.0)
立法機関	5 (5)	3,230 (3,266)	6 (6)	0 (0)	57 (58)	0.0 (0.0)	69.0 (70.0)	1.0 (1.0)	2.14 (2.15)	5 (5)	100.0 (100.0)
司法機関	4 (4)	24,076 (23,969)	55 (55)	0 (0)	434 (439)	0.0 (0.0)	544.0 (549.0)	4.0 (5.0)	2.26 (2.29)	4 (4)	100.0 (100.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 計 a×2+b+c	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 計 a×2+b+c	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5
計	6,524.0 (6,548.0)	875 (870)	38 (39)	4,439 (4,585)	6,227 (6,364)	122 (86)	11 (11)	2 (2)	83 (77)	107 (101)	52 (61)	186 (83)	8.0 (0.0)	190.0 (83.0)	8.5 (9.0)	
行政機関	5,911.0 (5,929.0)	814 (809)	38 (39)	3,953 (4,092)	5,619 (5,749)	118 (81)	11 (11)	2 (2)	81 (75)	105 (99)	52 (60)	183 (81)	8.0 (0.0)	187.0 (81.0)	7.5 (9.0)	
立法機関	69.0 (70.0)	6 (6)	0 (0)	54 (56)	66 (69)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	0 (1)	1 (0)	0.0 (0.0)	1.0 (0.0)	1.0 (0.0)	
司法機関	544.0 (549.0)	55 (55)	0 (0)	432 (437)	542 (547)	4 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0.0 (0.0)	2.0 (2.0)	0.0 (0.0)	

[2(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成20年6月2日から平成21年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成20年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成20年6月2日から平成21年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成20年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
計	機関 160 (160)	人 315,993 (326,448)	人 1,981 (1,988)	人 53 (42)	人 3,810 (3,950)	人 0.0 (1.0)	人 7,825.0 (7,968.5)	人 189.0 (195.5)	% 2.48 (2.44)	機関 155 (152)	% 96.9 (95.0)
都道府県知事部局	機関 47 (47)	人 257,667 (267,644)	人 1,636 (1,657)	人 26 (21)	人 3,106 (3,220)	人 0.0 (1.0)	人 6,404.0 (6,555.5)	人 152.0 (119.5)	% 2.49 (2.45)	機関 47 (47)	% 100.0 (100.0)
その他の都道府県機関	113 (113)	58,326 (58,804)	345 (331)	27 (21)	704 (730)	0.0 (0.0)	1,421.0 (1,413.0)	37.0 (76.0)	2.44 (2.40)	108 (105)	95.9 (92.9)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	7,825.0 (7,968.5)	1,979 (1,984)	53 (42)	3,721 (3,885)	7,732 (7,895)	172 (189)	2 (4)	0 (0)	25 (13)	29 (21)	17 (5)	64 (52)	0.0 (1.0)	64.0 (52.5)	0.0 (1.5)
都道府県知事部局	6,404.0 (6,555.5)	1,634 (1,653)	26 (21)	3,055 (3,181)	6,349 (6,508)	135 (113)	2 (4)	0 (0)	25 (13)	29 (21)	17 (5)	26 (26)	0.0 (1.0)	26.0 (26.5)	0.0 (1.5)
その他の都道府県機関	1,421.0 (1,413.0)	345 (331)	27 (21)	666 (704)	1,383 (1,387)	37 (76)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	38 (26)	0.0 (0.0)	38.0 (26.0)	0.0 (0.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
市町村の機関	機関 2,448 (2,512)	人 946,950 (962,319)	人 5,745 (5,696)	人 177 (160)	人 10,739 (10,839)	人 23.0 (12.0)	人 22,417.5 (22,397.0)	人 903.5 (893.0)	% 2.37 (2.33)	機関 2,146 (2,107)	% 87.7 (83.9)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
市町村の機関	人 22,417.5 (22,397.0)	人 5,720 (5,670)	人 161 (142)	人 10,133 (10,344)	人 21,734 (21,826)	人 795 (779)	人 25 (26)	人 16 (18)	人 297 (253)	人 363 (323)	人 70 (95)	人 309 (242)	人 23.0 (12.0)	人 320.5 (248.0)	人 38.5 (19.0)

注 2(1)②の表と同じ

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
計	機関 138 (141)	人 634,186 (645,933)	人 2,935 (2,820)	人 68 (64)	人 4,983 (4,755)	人 0.0 (0.0)	人 10,921.0 (10,459.0)	人 525.0 (433.0)	% 1.72 (1.62)	機関 75 (78)	% 54.3 (55.3)
都道府県教育委員会	機関 47 (47)	人 541,403 (553,373)	人 2,485 (2,374)	人 60 (57)	人 4,187 (3,962)	人 0.0 (0.0)	人 9,217.0 (8,767.0)	人 444.0 (322.0)	% 1.70 (1.58)	機関 6 (4)	% 12.8 (8.5)
市町村教育委員会	91 (94)	92,783 (92,560)	450 (446)	8 (7)	796 (793)	0.0 (0.0)	1,704.0 (1,692.0)	81.0 (111.0)	1.84 (1.88)	69 (74)	76.8 (78.7)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	10,921.0 (10,459.0)	2,930 (2,818)	65 (62)	4,857 (4,679)	10,782 (10,377)	486 (408)	5 (2)	3 (2)	45 (30)	58 (36)	31 (23)	81 (46)	0.0 (0.0)	81.0 (46.0)	8.0 (2.0)
都道府県教育委員会	9,217.0 (8,767.0)	2,481 (2,373)	57 (55)	4,076 (3,899)	9,095 (8,700)	407 (301)	4 (1)	3 (2)	42 (27)	53 (31)	29 (21)	69 (36)	0.0 (0.0)	69.0 (36.0)	8.0 (0.0)
市町村教育委員会	1,704.0 (1,692.0)	449 (445)	8 (7)	781 (780)	1,687 (1,677)	79 (107)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	5 (5)	2 (2)	12 (10)	0.0 (0.0)	12.0 (10.0)	0.0 (2.0)

注 2(1)②の表と同じ

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成法人の数	⑥ 法定雇用 率達成法 人の割合	
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者	D. 精神障害 者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5				F. うち新規雇用 分
計	法人 243 (248)	人 251,756 (243,297)	人 1,444 (1,326)	人 53 (45)	人 2,364 (2,298)	人 18.0 (9.0)	人 5,314.0 (4,999.5)	人 709.5 (740.5)	% 2.11 (2.05)	法人 177 (181)	% 72.8 (73.0)
独立行政法 人等(国立大 学法人等を 除く)	93 (100)	123,682 (120,365)	731 (689)	24 (17)	1,325 (1,324)	14.0 (7.0)	2,818.0 (2,722.5)	332.5 (351.5)	2.28 (2.26)	78 (84)	83.9 (84.0)
国立大学法 人等	90 (90)	106,131 (103,173)	617 (549)	26 (26)	869 (820)	4.0 (2.0)	2,131.0 (1,945.0)	328.0 (347.0)	2.01 (1.89)	60 (55)	66.7 (64.4)
地方独立行 政法人等	60 (58)	21,943 (19,759)	96 (88)	3 (2)	170 (154)	0.0 (0.0)	365.0 (332.0)	48.0 (42.0)	1.66 (1.68)	39 (39)	65.0 (67.2)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数				
		a. 重度身体 障害者	b. 重度身 体障害者 である短 時間労働 者	c. 重度以 外の身体 障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規 雇用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度知 的障害者 である短 時間労働 者	c. 重度以 外の知的 障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規 雇用分	c. 精神障害 者	d. 精神障 害者であ る短時間 労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規 雇用分	
計	人 5,314.0 (4,999.5)	人 1,346 (1,262)	人 53 (44)	人 2,027 (2,024)	人 4,772 (4,592)	人 545 (594)	人 98 (64)	人 0 (1)	人 138 (101)	人 334 (230)	人 113 (104)	人 199 (173)	人 18.0 (9.0)	人 208.0 (177.5)	人 51.5 (42.5)	
独立行政法 人等(国立 大学法人等 を除く)	2,818.0 (2,722.5)	711 (674)	24 (16)	1,140 (1,171)	2,586 (2,535)	270 (309)	20 (15)	0 (1)	70 (53)	110 (84)	30 (25)	115 (100)	14.0 (7.0)	122.0 (103.5)	32.5 (17.5)	
国立大学法 人等	2,131.0 (1,945.0)	542 (504)	26 (26)	722 (702)	1,832 (1,737)	227 (248)	76 (45)	0 (0)	65 (47)	215 (157)	83 (74)	82 (70)	4.0 (2.0)	84.0 (71.0)	19.0 (25.0)	
地方独立行 政法人等	365.0 (332.0)	93 (84)	3 (2)	165 (150)	354 (320)	48 (37)	3 (4)	0 (0)	3 (1)	9 (9)	0 (5)	2 (3)	0.0 (0.0)	2.0 (3.0)	0.0 (0.0)	

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第7号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第8号から第9号までの法人を指す。

4 公的機関の各機関の状況

(1) 国の機関の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	300,636	6,524.0	2.17	40.0	
行政機関合計	273,330	5,911.0	2.16	40.0	
内閣官房	686	15.0	2.19	0.0	
内閣法制局	73	1.0	1.37	0.0	
内閣府	2,456	52.0	2.12	0.0	
宮内庁	773	21.0	2.72	0.0	
公正取引委員会	768	17.0	2.21	0.0	
警察庁	1,623	35.0	2.16	0.0	
金融庁	1,501	32.0	2.13	0.0	
総務省	5,403	114.0	2.11	0.0	特例承認あり(注4)
法務省	31,359	668.0	2.13	0.0	
公安調査庁	1,491	41.0	2.75	0.0	
外務省	5,703	134.0	2.35	0.0	
財務省	10,864	233.0	2.14	0.0	
国税庁	54,817	1,197.0	2.18	0.0	
文部科学省	2,187	50.0	2.29	0.0	特例承認あり(注4)
厚生労働省	45,716	999.0	2.19	0.0	
社会保険庁	13,105	235.0	1.79	40.0	
農林水産省	18,646	399.0	2.14	0.0	
林野庁	4,788	112.0	2.34	0.0	
水産庁	492	14.0	2.85	0.0	
経済産業省	5,591	118.0	2.11	0.0	特例承認あり(注4)
特許庁	2,870	65.0	2.26	0.0	
国土交通省	35,564	784.0	2.20	0.0	
観光庁	103	3.0	2.91	0.0	
気象庁	4,368	92.0	2.11	0.0	
海上保安庁	81	3.0	3.70	0.0	
運輸安全委員会	178	4.0	2.25	0.0	
環境省	1,175	25.0	2.13	0.0	
防衛省	19,015	404.0	2.12	0.0	
人事院	656	14.0	2.13	0.0	
会計検査院	1,278	30.0	2.35	0.0	
立法機関合計	3,230	69.0	2.14	0.0	
衆議院事務局	1,214	26.0	2.14	0.0	
衆議院法制局	68	1.0	1.47	0.0	
参議院事務局	979	22.0	2.25	0.0	
参議院法制局	71	1.0	1.41	0.0	
国立国会図書館	898	19.0	2.12	0.0	
司法機関合計	24,076	544.0	2.26	0.0	
最高裁判所	1,020	21.0	2.06	0.0	
高等裁判所	1,751	38.0	2.17	0.0	
地方裁判所	16,428	368.0	2.24	0.0	
家庭裁判所	4,877	117.0	2.40	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の省庁は、特例承認を受けている。
特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等		
総務省	消防庁		
文部科学省	文化庁		
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	原子力安全・保安院

(2) 都道府県知事部局の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	257,667	6,404.0	2.49	0.0	
北海道	15,624	394.0	2.52	0.0	
青森県	4,068	106.0	2.61	0.0	
岩手県	3,982	89.0	2.24	0.0	
宮城県	4,948	116.0	2.34	0.0	
秋田県	3,800	80.0	2.11	0.0	
山形県	4,889	104.0	2.13	0.0	特例認定あり(注4)
福島県	5,428	126.0	2.32	0.0	
茨城県	5,203	111.0	2.13	0.0	
栃木県	5,088	117.0	2.30	0.0	特例認定あり(注4)
群馬県	4,997	108.0	2.16	0.0	
埼玉県	7,436	222.0	2.99	0.0	
千葉県	8,704	210.0	2.41	0.0	
東京都	19,461	615.0	3.16	0.0	
神奈川県	7,245	247.0	3.41	0.0	
新潟県	6,232	137.0	2.20	0.0	
富山県	3,557	76.0	2.14	0.0	特例認定あり(注4)
石川県	4,174	90.0	2.16	0.0	
福井県	3,287	71.0	2.16	0.0	特例認定あり(注4)
山梨県	3,961	84.0	2.12	0.0	
長野県	6,129	138.0	2.25	0.0	
岐阜県	5,621	119.0	2.12	0.0	
静岡県	6,404	136.0	2.12	0.0	特例認定あり(注4)
愛知県	8,322	193.0	2.32	0.0	
三重県	4,432	119.0	2.69	0.0	
滋賀県	3,121	79.0	2.53	0.0	特例認定あり(注4)
京都府	4,397	126.0	2.87	0.0	
大阪府	8,707	273.0	3.14	0.0	
兵庫県	8,100	192.0	2.37	0.0	
奈良県	3,786	94.0	2.48	0.0	特例認定あり(注4)
和歌山県	3,753	86.0	2.29	0.0	
鳥取県	3,477	91.0	2.62	0.0	特例認定あり(注4)
島根県	3,607	79.0	2.19	0.0	特例認定あり(注4)
岡山県	4,055	86.0	2.12	0.0	
広島県	6,220	144.0	2.32	0.0	特例認定あり(注4)
山口県	4,666	108.0	2.31	0.0	特例認定あり(注4)
徳島県	3,114	66.0	2.12	0.0	
香川県	3,435	74.0	2.15	0.0	特例認定あり(注4)
愛媛県	3,997	88.0	2.20	0.0	
高知県	3,647	77.0	2.11	0.0	
福岡県	7,668	254.0	3.31	0.0	特例認定あり(注4)
佐賀県	3,043	74.0	2.43	0.0	
長崎県	3,988	94.0	2.36	0.0	
熊本県	4,727	122.0	2.58	0.0	
大分県	4,139	89.0	2.15	0.0	
宮崎県	3,763	80.0	2.13	0.0	
鹿児島県	5,039	113.0	2.24	0.0	
沖縄県	4,226	107.0	2.53	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(都道府県知事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)			
福井県	福井県企業局			
奈良県	奈良県水道局	奈良県監査委員会事務局	奈良県人事委員会事務局	奈良県地方労働委員会事務局
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局		
静岡県	静岡県企業局			
山口県	山口県企業局			
広島県	広島県企業局	広島県議会事務局		
島根県	島根県企業局			
鳥取県	鳥取県企業局			
福岡県	福岡県議会事務局			
滋賀県	滋賀県企業庁	滋賀県病院事業庁		
香川県	香川県病院局			
栃木県	栃木県企業局			
富山県	富山県企業局			

(3) その他の都道府県機関の状況 (法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	58,326	1,421.0	2.44	11.0	
北海道企業局	98	4.0	4.08	0.0	
北海道議会事務局	70	2.0	2.86	0.0	
北海道監査委員事務局	51	2.0	3.92	0.0	
北海道警察本部	1,308	29.0	2.22	0.0	
青森県病院局	351	9.0	2.56	0.0	
青森県警察本部	373	10.0	2.68	0.0	
岩手県医療局	3,055	68.0	2.23	0.0	
岩手県企業局	77	1.0	1.30	0.0	
岩手県警察本部	317	7.0	2.21	0.0	
宮城県病院局	234	5.0	2.14	0.0	
宮城県企業局	67	2.0	2.99	0.0	
宮城県警察本部	506	10.0	1.98	0.0	
秋田県警察本部	376	8.0	2.13	0.0	
山形県警察本部	343	6.0	1.75	1.0	
福島県病院局	317	6.0	1.89	0.0	
福島県警察本部	458	9.0	1.97	0.0	
茨城県企業局	189	5.0	2.65	0.0	
茨城県病院局	333	6.0	1.80	0.0	
茨城県警察本部	504	12.0	2.38	0.0	
栃木県警察本部	427	10.0	2.34	0.0	
群馬県企業局	320	7.0	2.19	0.0	
群馬県病院局	366	10.0	2.73	0.0	
群馬県警察本部	611	15.0	2.45	0.0	
埼玉県企業局	410	13.0	3.17	0.0	
埼玉県病院局	704	18.0	2.56	0.0	
埼玉県議会事務局	66	2.0	3.03	0.0	
埼玉県警察本部	1,111	26.0	2.34	0.0	
千葉県企業庁	435	15.0	3.45	0.0	
千葉県水道局	969	24.0	2.48	0.0	
千葉県病院局	777	20.0	2.57	0.0	
千葉県議会事務局	58	2.0	3.45	0.0	
北千葉広域水道企業団	86	2.0	2.33	0.0	
君津広域水道企業団	68	1.0	1.47	0.0	
千葉県警察本部	1,664	38.0	2.28	0.0	
東京都議会議会局	144	3.0	2.08	0.0	
東京都人事委員会	63	3.0	4.76	0.0	
東京都監査事務局	90	4.0	4.44	0.0	
東京都交通局	1,987	50.0	2.52	0.0	
東京都水道局	2,654	81.0	3.05	0.0	
東京都下水道局	1,125	44.0	3.91	0.0	
警視庁	3,066	72.0	2.35	0.0	
東京消防庁	418	14.0	3.35	0.0	
神奈川県企業庁	942	28.0	2.97	0.0	
神奈川県病院局	868	21.0	2.42	0.0	
神奈川県議会議会局	77	3.0	3.90	0.0	
神奈川県警察本部	1,712	41.0	2.39	0.0	
新潟県企業局	86	1.0	1.16	0.0	
新潟県病院局	1,590	31.0	1.95	2.0	
新潟県警察本部	504	11.0	2.18	0.0	
富山県警察本部	310	6.0	1.94	0.0	
石川県警察本部	354	8.0	2.26	0.0	
福井県警察本部	296	6.0	2.03	0.0	
山梨県企業局	109	4.0	3.67	0.0	
山梨県警察本部	287	8.0	2.79	0.0	
長野県企業局	51	4.0	7.84	0.0	
長野県警察本部	420	10.0	2.38	0.0	
岐阜県警察本部	427	12.0	2.81	0.0	
静岡県立静岡がんセンター	487	10.0	2.05	0.0	
静岡県議会事務局	52	2.0	3.85	0.0	
静岡県警察本部	630	14.0	2.22	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
愛知県企業庁	320	9.0	2.81	0.0	
愛知県病院事業庁	659	13.0	1.97	0.0	
名古屋港管理組合	269	5.0	1.86	0.0	
愛知県議会事務局	77	2.0	2.60	0.0	
愛知県警察本部	972	22.0	2.26	0.0	
三重県企業庁	115	4.0	3.48	0.0	
三重県病院事業庁	463	9.0	1.94	0.0	
三重県警察本部	380	10.0	2.63	0.0	
滋賀県警察本部	284	6.0	2.11	0.0	
京都市文化環境部(公営企業課、施設整備課)	74	2.0	2.70	0.0	
京都府警察本部	579	16.0	2.76	0.0	
大阪府水道部	466	12.0	2.58	0.0	
大阪府議会事務局	66	1.0	1.52	0.0	
大阪府警察本部	1,778	41.0	2.31	0.0	
兵庫県議会事務局	54	0.0	0.00	1.0	
兵庫県企業庁	191	8.0	4.19	0.0	
兵庫県病院局	1,852	45.0	2.43	0.0	
兵庫県警察本部	806	21.0	2.61	0.0	
奈良県警察本部	348	10.0	2.87	0.0	
和歌山県警察本部	316	6.0	1.90	0.0	
鳥取県病院局	508	11.0	2.17	0.0	
鳥取県警察本部	289	6.0	2.08	0.0	
島根県病院局	345	10.0	2.90	0.0	
島根県警察本部	302	6.0	1.99	0.0	
岡山県企業局	96	3.0	3.13	0.0	
岡山県警察本部	484	11.0	2.27	0.0	
広島県警察本部	537	13.0	2.42	0.0	
山口県警察本部	448	10.0	2.23	0.0	
徳島県企業局	111	5.0	4.50	0.0	
徳島県病院局	337	7.0	2.08	0.0	
徳島県警察本部	291	7.0	2.41	0.0	
香川県警察本部	269	7.0	2.60	0.0	
愛媛県警察本部	403	12.0	2.98	0.0	
愛媛県公営企業管理局	733	16.0	2.18	0.0	
高知県公営企業局	255	7.0	2.75	0.0	
高知県警察本部	319	9.0	2.82	0.0	
福岡県警察本部	908	18.0	1.98	1.0	
佐賀県警察本部	290	8.0	2.76	0.0	
長崎県交通局	125	3.0	2.40	0.0	
長崎県病院企業団	864	12.0	1.39	6.0	
長崎県警察本部	451	10.0	2.22	0.0	
熊本県警察本部	421	11.0	2.61	0.0	
大分県企業局	101	2.0	1.98	0.0	
大分県病院局	236	4.0	1.69	0.0	
大分県警察本部	335	7.0	2.09	0.0	
宮崎県企業局	81	3.0	3.70	0.0	
宮崎県病院局	398	8.0	2.01	0.0	
宮崎県警察本部	300	6.0	2.00	0.0	
鹿児島県立病院局	374	7.0	1.87	0.0	
鹿児島県警察本部	418	12.0	2.87	0.0	
沖縄県警察本部	299	7.0	2.34	0.0	
沖縄県企業局	275	9.0	3.27	0.0	
沖縄県病院事務局	806	17.0	2.11	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(4) 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.0%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	541,403	9,217.0	1.70	1,688.0	
北海道	28,576	463.0	1.62	108.0	
青森県	9,169	134.0	1.46	49.0	
岩手県	9,210	134.0	1.45	50.0	
宮城県	9,730	182.0	1.87	12.0	
秋田県	6,829	104.0	1.52	32.0	
山形県	6,783	82.0	1.21	53.0	
福島県	12,633	160.0	1.27	92.0	
茨城県	14,747	232.0	1.57	62.0	
栃木県	10,593	153.0	1.44	58.0	
群馬県	11,644	225.0	1.93	7.0	
埼玉県	25,954	406.0	1.56	113.0	
千葉県	22,799	337.0	1.48	118.0	
東京都	40,557	710.0	1.75	101.0	
神奈川県	19,677	342.0	1.74	51.0	
新潟県	11,725	166.0	1.42	68.0	
富山県	6,227	120.0	1.93	4.0	
石川県	6,433	131.0	2.04	0.0	
福井県	5,731	87.0	1.52	27.0	
山梨県	5,808	67.0	1.15	49.0	
長野県	11,774	201.0	1.71	34.0	
岐阜県	11,518	205.0	1.78	25.0	
静岡県	12,105	209.0	1.73	33.0	
愛知県	24,147	390.0	1.62	92.0	
三重県	9,626	164.0	1.70	28.0	
滋賀県	8,071	138.0	1.71	23.0	
京都府	7,728	170.0	2.20	0.0	
大阪府	23,972	539.0	2.25	0.0	
兵庫県	19,133	349.0	1.82	33.0	
奈良県	6,315	130.0	2.06	0.0	
和歌山県	6,634	142.0	2.14	0.0	
鳥取県	4,164	67.0	1.61	16.0	
島根県	5,070	95.0	1.87	6.0	
岡山県	8,767	133.0	1.52	42.0	
広島県	10,068	180.0	1.79	21.0	
山口県	8,627	123.0	1.43	49.0	
徳島県	5,292	90.0	1.70	15.0	
香川県	5,847	125.0	2.14	0.0	
愛媛県	9,114	170.0	1.87	12.0	
高知県	5,669	106.0	1.87	7.0	
福岡県	14,672	233.0	1.59	60.0	
佐賀県	5,786	111.0	1.92	4.0	
長崎県	9,269	180.0	1.94	5.0	
熊本県	9,647	174.0	1.80	18.0	
大分県	6,772	108.0	1.59	27.0	
宮崎県	7,096	123.0	1.73	18.0	
鹿児島県	10,460	165.0	1.58	44.0	
沖縄県	9,235	162.0	1.75	22.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(5) 独立行政法人等の状況 (法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	229,813	4,949.0	2.15	309.0	
自動車検査	853	21.0	2.46	0.0	
奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	注4
医薬基盤研究所	171	5.0	2.92	0.0	
医薬品医療機器総合機構	680	16.0	2.35	0.0	
宇宙航空研究開発機構	1,705	41.0	2.40	0.0	
沖縄科学技術研究基盤整備機構	191	3.0	1.57	1.0	
海技教育機構	201	5.0	2.49	0.0	
海上技術安全研究所	213	5.0	2.35	0.0	
海洋研究開発機構	882	23.0	2.61	0.0	
科学技術振興機構	471	10.0	2.12	0.0	
家畜改良センター	874	20.0	2.29	0.0	
環境再生保全機構	131	3.0	2.29	0.0	
教員研修センター	52	0.0	0.00	1.0	
勤労者退職金共済機構	261	5.0	1.92	0.0	
空港周辺整備機構	-	-	-	-	注4
経済産業研究所	53	2.0	3.77	0.0	
原子力安全基盤機構	422	8.0	1.90	0.0	
建築研究所	154	0.0	0.00	3.0	
航海訓練所	117	2.0	1.71	0.0	
工業所有権情報・研修館	156	3.0	1.92	0.0	
航空大学校	106	0.0	0.00	2.0	
交通安全環境研究所	159	2.0	1.26	1.0	注5①
高齢・障害者雇用支援機構	1,140	74.5	6.54	0.0	
港湾空港技術研究所	116	2.0	1.72	0.0	
国際観光振興機構	128	3.0	2.34	0.0	
国際協力機構	1,664	35.0	2.10	0.0	
国際交流基金	275	6.0	2.18	0.0	
国際農林水産業研究センター	275	4.0	1.45	1.0	
国民生活センター	122	3.0	2.46	0.0	
国立印刷局	4,668	106.0	2.27	0.0	
国立科学博物館	200	5.0	2.50	0.0	
国立環境研究所	652	14.0	2.15	0.0	
国立健康・栄養研究所	86	3.0	3.49	0.0	
国立高等専門学校機構	4,099	89.0	2.17	0.0	
国立公文書館	80	4.0	5.00	0.0	
国立国語研究所	94	3.0	3.19	0.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	266	9.0	3.38	0.0	
国立女性教育会館	-	-	-	-	注4
国立青少年教育振興機構	680	16.0	2.35	0.0	
国立大学財務・経営センター	-	-	-	-	注4
国立特別支援教育総合研究所	82	1.0	1.22	0.0	
国立美術館	232	5.0	2.16	0.0	
国立病院機構	35,220	865.5	2.46	0.0	
国立文化財機構	543	11.5	2.12	0.0	
雇用・能力開発機構	4,115	126.0	3.06	0.0	
産業技術総合研究所	3,937	106.5	2.71	0.0	
自動車事故対策機構	322	6.0	1.86	0.0	
住宅金融支援機構	961	19.0	1.98	1.0	
種苗管理センター	313	7.0	2.24	0.0	
酒類総合研究所	-	-	-	-	注4
情報処理推進機構	155	3.0	1.94	0.0	
情報通信研究機構	727	16.0	2.20	0.0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	556	12.0	2.16	0.0	
森林総合研究所	1,143	28.0	2.45	0.0	
水産総合研究センター	820	18.0	2.20	0.0	
水産大学校	111	2.0	1.80	0.0	
製品評価技術基盤機構	452	9.0	1.99	0.0	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	505	9.0	1.78	1.0	
造幣局	973	22.0	2.26	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
大学入試センター	107	2.0	1.87	0.0	
大学評価・学位授与機構	154	4.0	2.60	0.0	
中小企業基盤整備機構	839	18.0	2.15	0.0	
駐留軍等労働者労務管理機構	331	6.0	1.81	0.0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,895	28.0	1.48	11.0	
電子航法研究所	57	1.0	1.75	0.0	
統計センター	860	13.0	1.51	5.0	注5②
都市再生機構	3,970	85.0	2.14	0.0	
土木研究所	596	12.0	2.01	0.0	
日本学術振興会	127	2.0	1.57	0.0	
日本学生支援機構	444	8.0	1.80	1.0	
日本芸術文化振興会	307	6.0	1.95	0.0	
日本原子力研究開発機構	4,182	108.0	2.58	0.0	
日本高速道路保有・債務返済機構	-	-	-	-	注4
日本スポーツ振興センター	524	11.0	2.10	0.0	
日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	注4
日本貿易振興機構	953	20.0	2.10	0.0	
日本貿易保険	141	2.0	1.42	0.0	
年金・健康保険福祉施設整理機構	-	-	-	-	注4
農業環境技術研究所	250	6.0	2.40	0.0	
農業者年金基金	82	1.0	1.22	0.0	
農業・食品産業技術総合研究機構	3,290	77.5	2.36	0.0	
農業生物資源研究所	584	13.5	2.31	0.0	
農畜産業振興機構	232	5.0	2.16	0.0	
農林漁業信用基金	115	2.0	1.74	0.0	
農林水産消費安全技術センター	684	15.0	2.19	0.0	
福祉医療機構	276	5.0	1.81	0.0	
物質・材料研究機構	668	17.0	2.54	0.0	
平和祈念事業特別基金	76	1.0	1.32	0.0	
防災科学技術研究所	198	1.0	0.51	3.0	
放射線医学総合研究所	566	10.0	1.77	1.0	注5③
北方領土問題対策協会	-	-	-	-	注4
水資源機構	1,555	33.0	2.12	0.0	
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	-	-	-	注4
理化学研究所	2,702	61.0	2.26	0.0	
労働安全衛生総合研究所	133	2.0	1.50	0.0	
労働者健康福祉機構	8,501	179.0	2.11	0.0	
労働政策研究・研修機構	121	5.0	4.13	0.0	
年金積立金管理運用	75	1.0	1.33	0.0	
北海道大学	3,990	90.0	2.26	0.0	
北海道教育大学	518	13.0	2.51	0.0	
室蘭工業大学	221	6.0	2.71	0.0	
小樽商科大学	119	3.0	2.52	0.0	
帯広畜産大学	194	3.0	1.55	1.0	
旭川医科大学	926	11.0	1.19	8.0	
北見工業大学	179	3.0	1.68	0.0	
弘前大学	1,307	24.0	1.84	3.0	注5④
岩手大学	558	13.0	2.33	0.0	
東北大学	4,643	59.0	1.27	38.0	
宮城教育大学	203	5.0	2.46	0.0	
秋田大学	1,217	27.0	2.22	0.0	
山形大学	1,435	29.0	2.02	1.0	
福島大学	313	8.0	2.56	0.0	
茨城大学	533	11.0	2.06	0.0	
筑波大学	3,046	73.0	2.40	0.0	
筑波技術大学	121	19.0	15.70	0.0	
宇都宮大学	489	11.0	2.25	0.0	
群馬大学	1,638	31.0	1.89	3.0	注5⑤
埼玉大学	536	11.0	2.05	0.0	
千葉大学	2,183	46.0	2.11	0.0	
東京大学	7,167	132.5	1.85	17.5	
東京医科歯科大学	1,785	42.0	2.35	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
東京外国語大学	260	6.0	2.31	0.0	
東京学芸大学	645	15.0	2.33	0.0	
東京農工大学	509	11.0	2.16	0.0	
東京芸術大学	323	10.0	3.10	0.0	
東京工業大学	1,460	31.0	2.12	0.0	
東京海洋大学	281	5.0	1.78	0.0	
お茶の水女子大学	308	6.0	1.95	0.0	
電気通信大学	335	6.0	1.79	1.0	注5⑥
一橋大学	474	11.0	2.32	0.0	
横浜国立大学	682	20.0	2.93	0.0	
新潟大学	2,108	42.0	1.99	2.0	
長岡技術科学大学	248	7.0	2.82	0.0	
上越教育大学	198	4.0	2.02	0.0	
富山大学	1,537	26.0	1.69	6.0	
金沢大学	2,056	42.0	2.04	1.0	
福井大学	951	21.0	2.21	0.0	
山梨大学	1,182	24.0	2.03	0.0	
信州大学	1,854	37.0	2.00	1.0	
岐阜大学	1,340	29.0	2.16	0.0	
静岡大学	822	21.0	2.55	0.0	
浜松医科大学	907	12.0	1.32	7.0	
名古屋大学	3,054	45.0	1.47	19.0	
愛知教育大学	412	10.0	2.43	0.0	
名古屋工業大学	419	9.0	2.15	0.0	
豊橋技術科学大学	267	3.0	1.12	2.0	
三重大学	1,455	19.0	1.31	11.0	
滋賀大学	261	8.0	3.07	0.0	
滋賀医科大学	913	21.0	2.30	0.0	
京都大学	5,145	113.0	2.20	0.0	
京都教育大学	276	5.0	1.81	0.0	
京都工芸繊維大学	342	9.0	2.63	0.0	
大阪大学	4,638	90.0	1.94	7.0	
大阪教育大学	423	9.0	2.13	0.0	
兵庫教育大学	201	8.0	3.98	0.0	
神戸大学	2,513	55.0	2.19	0.0	
奈良教育大学	176	4.0	2.27	0.0	
奈良女子大学	284	5.0	1.76	0.0	
和歌山大学	303	3.5	1.16	2.5	
鳥取大学	1,506	28.0	1.86	3.0	
島根大学	1,309	33.0	2.52	0.0	
岡山大学	2,308	49.0	2.12	0.0	
広島大学	2,462	38.0	1.54	13.0	
山口大学	1,733	29.0	1.67	7.0	
徳島大学	1,214	18.0	1.48	7.0	
鳴門教育大学	228	7.0	3.07	0.0	
香川大学	1,350	35.0	2.59	0.0	
愛媛大学	1,529	30.0	1.96	2.0	
高知大学	1,262	22.0	1.74	4.0	
福岡教育大学	299	4.0	1.34	2.0	注5⑦
九州大学	4,059	56.0	1.38	29.0	
九州工業大学	454	11.0	2.42	0.0	
佐賀大学	1,376	26.0	1.89	2.0	注5⑧
長崎大学	2,043	47.0	2.30	0.0	
熊本大学	1,533	37.0	2.41	0.0	
大分大学	1,211	27.0	2.23	0.0	
宮崎大学	1,250	31.0	2.48	0.0	
鹿児島大学	1,300	22.0	1.69	5.0	
鹿屋体育大学	92	2.0	2.17	0.0	
琉球大学	1,458	32.0	2.19	0.0	
総合研究大学院大学	57	0.0	0.00	1.0	
政策研究大学院大学	86	2.0	2.33	0.0	
北陸先端科学技術大学院大学	187	3.0	1.60	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
奈良先端技術大学院大学	308	6.0	1.95	0.0	
人間文化研究機構	408	12.0	2.94	0.0	
自然科学研究機構	861	17.0	1.97	1.0	
高エネルギー加速器研究機構	818	22.0	2.69	0.0	
情報・システム研究機構	547	12.0	2.19	0.0	
日本司法支援センター	784	21.0	2.68	0.0	
日本私立学校振興・共済事業団	1,321	28.0	2.12	0.0	
沖縄振興開発金融公庫	246	4.0	1.63	1.0	注5⑨
日本政策金融公庫	8,127	172.0	2.12	0.0	
全国健康保険協会	4,045	15.0	0.37	69.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 これらの法人においては、労働者数が48人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 5 ① 交通安全環境研究所においては、9月1日現在において、障害者の数3.0人、実雇用率1.89%、不足数0.0人となっている。
② 統計センターにおいては、10月19日現在において、障害者の数25.0人、実雇用率2.35%、不足数0.0人となっている。
③ 放射線医学総合研究所においては、7月10日現在において、障害者の数11.0人、実雇用率1.94%、不足数0.0人となっている。
④ 弘前大学においては、9月1日現在において、障害者の数27.0人、実雇用率2.06%、不足数0.0人となっている。
⑤ 群馬大学においては、11月24日付けで障害者の採用を予定しており、障害者の数35.0人、実雇用率2.14%、不足数0.0人となる予定である。
⑥ 電気通信大学においては、9月1日現在において、障害者の数8.0人、実雇用率2.27%、不足数0.0人となっている。
⑦ 福岡教育大学においては、10月16日現在において、障害者の数6.0人、実雇用率2.00%、不足数0.0人となっている。
⑧ 佐賀大学においては、7月1日現在において、障害者の数28.0人、実雇用率2.03%、不足数0.0人となっている。
⑨ 沖縄振興開発金融公庫においては、11月1日現在において、障害者の数5.0人、実雇用率2.04%、不足数0.0人となっている。
- 6 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。